

## 平成 27 年 第 1 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 27 年第 1 回東彼杵町議会定例会は、平成 27 年 3 月 11 日日本町役場議場に召集された。

### 1 出席議員は次のとおりである。

1 番 堀 進一郎君	2 番 橋村 孝彦 君
3 番 浪瀬 真吾 君	4 番
5 番 滝川 初夫 君	6 番 吉永 秀俊 君
7 番 佐藤 隆善 君	8 番 樋口 庄次郎君
9 番 岡田 伊一郎君	10 番 後城 一雄 君
11 番 本下 利之 君	12 番 森 敏則 君

### 2 欠席議員は次のとおりである。

### 3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長 渡邊 悟 君	教 育 長 今道 大祐 君
副 町 長 小山田 正一君	建 設 課 長 松尾 幸彦 君
総 務 課 長 森 隆志 君	町民生活課長 構 浩光 君
産業振興課長 原田 尚登 君	町民福祉課長 西坂 孝良 君
農 委 局 長 (原田 尚登 君)	財政管財課長 深草 孝俊 君
水 道 課 長 下野 慶計 君	まちづくり課長 松山 昭 君
教 育 次 長 岡木 徳人 君	税 務 課 長 三根 貞彦 君
会 計 課 長 峯 広美 君	

### 4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 有浦 幸治 君	書 記 山下 美華 君
----------------	-------------

### 5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	一般質問
日程第 4	議案第 6 号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 5	議案第 7 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する等の条例 (教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止) (特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) (東彼杵町防災会議条例の一部を改正する条例)
日程第 6	議案第 8 号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 7	議案第 9 号 東彼杵町行政手続条例の一部を改正する条例
日程第 8	議案第 10 号 東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例
日程第 9	議案第 11 号 東彼杵町公共下水道処理施設の設備及び管理に関する条例の一部

		を改正する条例
日程第 10	議案第 12 号	東彼杵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準条例の一部を改正する条例
日程第 11	議案第 13 号	東彼杵町指定密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等並びに指定密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例
日程第 12	議案第 14 号	東彼杵町保育の実施条例を廃止する条例
日程第 13	議案第 15 号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（太ノ浦辺地）
日程第 14	議案第 16 号	長崎県市町村総合事務組合を構成する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
日程第 15	議案第 17 号	平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 8 号）
日程第 16	議案第 18 号	平成 26 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 17	議案第 19 号	平成 26 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 18	議案第 20 号	平成 26 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算
日程第 19	議案第 21 号	平成 26 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

## 開 会（午前 9 時 30 分）

### ○議長（森敏則君）

おはようございます。只今の出席議員数は 11 名です。定足数に達しておりますので、これより平成 27 年第 1 回東彼杵町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

これから諸般の報告をいたします。

はじめに議長報告ですが、皆さんのお手元に配布しておりますので朗読は省略いたします。

次に、地方自治法 235 条の 2 第 3 項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されておりますが、朗読は省略します。

次に、議員派遣結果報告書が、岡田議員より総務厚生常任委員会行政視察研修報告書。

次に、浪瀬議員より産業建設文教常任委員会陳情並びに視察研修報告書がそれぞれ提出されておりますが、提出者の報告は省略し配布のみとします。

次に、総務厚生常任委員会所管事務調査報告書の報告を求めます。

岡田総務厚生常任委員長。

### ○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

それでは委員会調査報告を申し述べます。

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第 76 条の規定において報告いたします。

## 記

- 1 調査事件 人口維持と町営住宅の果たす役割について
- 2 調査の経過 平成 27 年 2 月 6 日に町営住宅 9 か所の現地調査を行い、入居状況の説明を受けました。
- 3 調査の結果

蔵本 A 団地、千綿団地と下川団地の政策空き家を除きほぼ満室であり、町人口の維持に貢献していると思われる。

社会情勢から必要最小限の設置は必要と考えるが、公共下水道区域内にある蔵本 A 団地や下川団地の建て替え計画については、高層化や水害等も考慮し、財源等も含めた構想を準備し、国の政策を見極めながら住宅政策を推進すべきである。

交流人口を一時的に町内に引き留め、その後定住化を図る目的で、若者に魅力的な住環境の整備や高齢者向けの住宅も公共住宅として取り組む必要もあるが、民間の圧迫にならないように配慮する必要もある。

千綿団地は、あと 4 戸が退去された後は、町営住宅を再建設するのか、用地を分譲地にするのか、地元地域や有識者、専門家の意見を十分に聴取する必要がある、諮問する協議会の設置も検討すべきではないか。

今後の人口の推移と経済状況を注視しながら、空き家利用も含め、公営住宅のあり方を検討し

ていく必要がある。以上であります。

#### ○議長（森敏則君）

これで総務厚生常任委員会の報告を終わります。

次に産業建設文教常任委員会所管事務調査報告書の報告を求めます。

浪瀬産業建設文教常任委員長。

#### ○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

委員会報告書・本委員会に付託された調査事件について、調査結果を下記のとおり会議規則第 76 条の規定により報告します。

#### 記

- 1 調査年月日 平成 27 年 2 月 9 日
- 2 調査事件 平成 26 年度東彼杵町建設工事状況調査
- 3 調査内容

平成 26 年度の建設工事について、平成 27 年 2 月 9 日、全委員出席のもと水道課長、建設課長、担当係長の出席を求め、状況調査を実施しました。

公共下水道事業については、平成 25 年度繰越し工事が 11 件あり、平成 27 年 1 月 28 日現在で、その内 2 件（国道舗装復旧工事（2 工区）、橋の詰地区舗装復旧工事（3 工区））については、工期が 2 月末までで未完了であるとの報告を受けました。また、平成 26 年度工事は 10 件あり、その内 6 件については発注済であったが、残り 4 件については未発注であった。

未発注の理由として、東町地区汚水幹線管渠築造工事（その 19）及び東町中継ポンプ設置工事については、当初計画で松山川の護岸を利用する工事計画であったが、費用が掛かることから排水方法を見直すためということです。蔵本汚水幹線管渠築造工事（その 12）については、国道を利用することから国交省との協議に時間を要するためであります。また、下三根地区汚水枝線管渠築造工事（その 13）については、周辺宅地や農業用排水路との兼ね合いから見直しを要するためとのことであった。なお、詳細設計の変更等については既に発注済で、設計完了後直ちに工事発注の予定であるとのことであった。

また、現地調査では、橋の詰地区汚水枝線管渠築造工事（その 18）を視察し、工期が 3 月末までで、調査時点において管の布設はほぼ完了し、進捗率は約 90%とのことであった。山田地区汚水枝線管渠築造工事（その 10）については、工事箇所には巨石の石垣があり、当初計画からルートを変更しての工事であるとの説明を受けました。

建設事業については、宇都泓線災害復旧工事（公共土木施設災害復旧費で国庫負担 2/3、町負担 1/3 は起債、内 95%は交付税措置）については、もたれ式擁壁工及び現場吹付法砕工による工事であり、進捗率は 60%とのことでした。

遠目中央線 2 号橋下部工設置工事及び同上部工仮設工事（辺地対策整備事業債で 95%起債、内 80%は交付税措置）については、下部工が逆 T 式橋台及び護岸工に着手したばかりの状況であり、上部工は下部工の進捗に併せ橋長 L=11m が架設されるとのことでありました。また、路線の全体計画としては、平成 22 年度から起債計画の新たな 5 年計画を立て、遠目公民館から県道まで延長 200m を追加し、全体計画延長 L=1,693m、幅員 W=5m となっており、平成 27 年度完了の見込みとのことでした。

里一ッ石線改良工事（辺地対策整備事業債で 95%起債、内 80%は交付税措置）は、新たに綿打堤から県道までの道路改良延長 L=880m、幅員 W=5mの計画で、平成 25 年度繰越事業分の 140 mが完了していました。

木場本線改良工事（公共事業等債で 90%起債）は、計画延長 L=1,000m、幅員 W=7mで計画され、平成 19 年度から町道の改良に入り、平成 25 年度までに 1 号橋、2 号橋が完成していました。なお、計画の一部見直しにより延長 580mについては、幅員を 7mから 5mに変更し、平成 28 年度完了の予定であるとのことでした。

その他に、長寿命化対策として水神橋補修工事（社会資本整備総合交付金事業で補助率 65%）では、ひび割れ補修工、断面修復工、遊離石灰除去工、表面保護工等の施工が予定され準備中の段階であり、新白井川団地（つばき棟）外壁補修工事（社会資本整備総合交付金事業で補助率 45%）が施工中であるとのことでした。

以上、現地調査と事業説明を受けましたが、委員の中から今後工事については年度内に完了するよう努めてもらいたいとのことと、また、地域住民には周知徹底を図り事故等が起こらないよう安全管理には十分注意を払ってほしいとの要望がありました。

#### ○議長（森敏則君）

これで産業建設文教常任委員会の報告を終わります。

次に陳情第 1 号、地球社会建設決議に関する陳情書は配布のみとします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、ここで町長の行政報告をお願いします。

町長。

#### ○町長（渡邊悟君）

皆さんおはようございます。今日は、第 1 回の定例会ということで、召集いたしましたところお忙しい中ご参集いただきまして大変ありがとうございます。それでは行政報告を行います。

お手元の資料をご覧くださいと思います。

まず 12 月 23 日、淡路人形座公演を総合会館で行っております。併せてワークショップ等も開催いたしております。

1 月 11 日、これは東町の田中文治様が百寿ということでお祝いに行っております。東彼杵町内の男性では一番の長寿でございます。1 名でございます。

15 日、これは産業建設文教常任委員会の中央陳情活動に同行しております。それぞれ文部科学省につきましては、スクールバスのコミュニティーバス化の問題。農水省につきましては、里漁港の護岸の崩壊の問題。それから厚生労働省につきましては、水道の統合問題、それから基幹改良につきまして要望を申し上げました。これは期限延長をお願いしましたが、担当、あるいは課長さんの答弁でいきますと、全国的に非常に遅れているということで、これも私の憶測ですが、28 年度完了ではなくて、もう少し期間が延びるような回答を得ました。そういうふうに解釈をいたしております。併せて 16 日は、東彼杵町のうまかもんフェアということで、有楽町の方で 17 日まで開催いたしました。

24 日、県原子力防災避難訓練でございますが、丁度今日が 4 年目になるわけですが、本当に福島原発の第 1 原発の廃炉作業、まだ 1 日に 6,000 人か 7,000 人の方が従事をしている。また、その廃

炉の期限が 40 年掛かると。やはりここで改めて命の大切さとか、原子力の問題というのは、真剣に考えなければならないと思っておりますので、特に防災訓練におきましてもそういうことを感じております。

それから 28 日、本町出身のガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社取締役の坂井一也様。この方が本町の本町の出身でございましてお会いできました。この会社は、今テレビ等でおなじみの、スマホのパズドラという名前が出ていますがゲームソフト会社でございまして。年商が 1,000 億円ということで、ここの社長さんがソフトバンクの孫さんの弟さんが社長さんでございまして。そのナンバー3 ということで、CEO といいますが最高経営責任者という位置におられまして、非常に優秀な方がいらっしゃいますので、お会いできて大変光栄に思っております。今後東彼杵町とも、その人脈を活かしながら、何か東彼杵町にお願い出来ることがあればどしどしお願いしようかと考えております。

それから、30 日、新幹線工事廃坑予定トンネル視察ですけれども、かねがね私も何か新しいことが出来ないかということで考えておまして、新幹線の工事が終わります。そうしますと、廃坑が 350m 残りますので、そのトンネルを活用して何かできないかと議員の皆様と職員とで、350m のトンネルでございまして視察をいたしました。しかし、残念ながら 4 年後くらいに使えるということでショックを受けまして、もっと早く地方創生に併せた活用が出来ないかなということで視察を終わったところでございます。

それから 2 月に入りまして、8 日が里地区の自治会が第 1 回の健康ウォーキングをされております。これは自治会長さんが真剣な方で、テレビを見て地域で地区で医療費を削減しようという取り組みをやろうということで、第 1 回のウォーキングを計画をされております。70 名くらいの参加でございましたけれども、おもてなし等を良くしていただきまして、更に継続されることを望んでおります。

15 日、NPO おんぶにだっこ少子化対策支援事業ということで、きのくに子どもの村学園理事長の講演会がありました。この方は私立の学校でありまして、全国に 4 校持っておられまして、海外にもスコットランドに 1 校持っておられて、自由な学校づくりでテストがないとか、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年の縦割りで、一緒に 1 年生から 6 年生までが一緒のクラスに入るというユニークな取り組みをされている学校であります。そういう視察、講演会がっております。

18 日が故丸山保さんが旭日単光章ということで大変残念ですけれども、死亡叙勲ということで伝達に参りました。

19 日が東彼杵道路中央要望活動ということで、これは県知事を始め佐世保市長、東彼の川棚、私ということで直接関係します沿線の市・町長で中央要望活動を行っております。

20 日が地域づくりコーディネーター研究成果発表会としていますが、これは職員の資質向上ということで、今 2 回ほど開催をされております。東彼杵町からは、職員は 2 年間で 6 名。その年々に 3 名ずつ研修に、8 回ほど講習会がある訳ですが、出席をさせております。いずれも 2 年連続優秀ということで、優秀な発表と選ばれるほど職員の資質も今上がっているところでございます。

22 日が第 1 回東彼杵ロードレース大会。雨でございましたけれども、参加者の方も 370 名くらいに達しまして、その 7 割が町外からお出でになったということで、非常に、目的は果せたと思っておりますが、これからがまた効果が出てくるかなと思っております。特に関心いたしましたのは、ボラン

ティアの方が168名ほど土曜日の夜遅くまで、それから当日も本当に168名の方が参加をしてくださって、非常に感謝をいたしました。これからのまちづくりあたりにもこういう方々がいらっしやるということで、力強く思っております。

28日、また併せまして、これも淡路人形芝居のワークショップを資料館の方で第2回目を行っております。

3月2日、皇寿のお祝いということで、もみの木荘に入所されております増田イセさん、中岳の方ですけれども、110歳ということで、県内では最高齢だと思います。何箇月かの違いで3位ぐらいにおられますけれども、実質110歳というのは長崎県で最高齢ですので益々これからも健やかにお年を重ねていただきまして、もっともっと世界一・日本一を目指していただければ良いかなと思っております。

3月5日、自衛隊入隊予定者安全祈願祭並びに壮行激励会を行っております。非常に人口の少ない町ではありますが、毎年隊員さんが4名、6名ということで、今回は特に女性の自衛官も応募してくれまして、本当に力強い限りで思っております。それぞれメッセージをいただきましたけれども、素晴らしい考え方を持った隊員ばかりで、これから将来の活躍が期待されるものと思っております。

3月8日、ロハス維新塾NAGASAKI1945 アンゼラスの鐘鑑賞会ということで、これは今、中岳の方でしておりますロハスの養生事業でありますけれども、その一貫ということで行っていただきました。福岡、佐賀辺りから、あるいは東京、韓国からお出でになりまして、約80名くらいの方がお出でになられまして、映画の鑑賞、そして野菜等の圃場での販売とか収穫体験とか、あるいは県内各地からも有機野菜等の持ち込みもありまして、販売等も行われておりました。以上でございます。

#### ○議長（森敏則君）

これで、町長の行政報告を終わります。

それではこれより議事に入ります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

#### ○議長（森敏則君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって3番議員、浪瀬真吾君、5番議員、滝川初夫君を指名いたします。

### 日程第2 会期の決定について

#### ○議長（森敏則君）

日程第2 会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は3月11日から3月25日までの15日間にしたいと思いますが、ご異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって会期は本日から3月25日までの15日間に決定しました。

日程第3 一般質問

○議長（森敏則君）

日程第3 一般質問を行います。質問形式は、一問一答方式。質問時間は、執行部答弁を含めて60分以内。制限時間の2分前には告知ベルを鳴らします。なお、質問、答弁とも簡潔明解をお願いいたします。順番に発言を許します。

始めに6番議員、吉永秀俊君の発言を許します。

6番議員、吉永秀俊君。

○6番（吉永秀俊君）

皆様、おはようございます。本日3月11日は、東日本大震災から4年目でございます。亡くなられた多くの方々に、心からお悔やみを申し上げますと共に、今なお避難生活をされております皆様方に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

本日の一般質問は2点を用意しておりますので、早速入らせていただきます。

まず第1番目、平成26年度予算の執行状況とその成果並びに結果についてであります。

平成26年度の当初予算は、一般会計4,564,000千円と8特別会計3,149,500千円の合計が前年度より400,000千円多い総額7,700,000千円でしたが、その後数回の補正により1月末現在で一般会計4,808,000千円と8特別会計3,241,000千円の総額は8,049,000千円となっていました。その後、国の緊急経済対策に基づく補正予算の成立に伴い、2月25日の臨時議会の段階では、一般会計の歳入歳出の総額は、それぞれ4,995,950千円になっています。そこで、今回は新規事業を中心に以下の事業について現在までの執行・進捗状況とその成果並びに結果について、町長の見解を伺いたいというふうに思います。

まず第1番目、自然農園食育推進業務委託料、これはですね、現在は東彼杵ロハスの里づくりとなっておりますので、今後はこれに統一をさせていただきたいと思います。この当初予算4,860千円と、12月補正2,270千円がどのように使われていたのかをお伺いしたいと思います。

同じく養生園開設費用、これも現在では東彼杵ロハスの里づくりの助成金でございますけれども、12月補正で1,140千円、2月の臨時会の補正で2,700千円が計上されておりますけれども、これについてお伺いしたいと思います。

2番目、道の駅EV設置工事、6月の補正で上がりました10,100千円の件でございます。

3番目、地域おこし協力隊拠点整備工事当初予算が2,458千円、6月の補正が1,102千円の事業でございます。

4番目、旧JA米倉庫工事設計業務委託料、12月補正の2,700千円

5番目、茶畑ロードレース大会、12月補正で上がりました7,000千円でございます。

6番目、日本でもっとも美しい村連合会加盟審査料100千円と、連合会負担金417千円。

7番目、まちづくり支援交付金ハード事業、当初予算が、ハード・ソフト合計が17,000千円でございますけれども、この内のハード事業についてのお尋ねをいたします。

8番目、千綿駅管理委託料、当初予算で720千円。

最後、千綿紡績場跡地測量設計業務委託料、特別会計に計上されておりました9,820千円について伺いたいと思います。

以上の事業について、現在までの進捗状況並びに事業が終わったものについてはその成果、結果を伺いたいというふうに思います。

2番目の質問でございます。町営バスの現状と今後について。

平成16年4月に運行を開始されました町営バスについては、当初1年間は福岡県の業者に運行委託をされておりましたが、その後は町内の業者に引き継がれ、現在に至っております。東彼杵町においては、減少率が全国平均を上回る長崎県の中でも人口減少が顕著であり、それも同じ町での、町内での減少率に今後は地域間格差が生じることが予想されます。また平成28年、来年の4月からは、小学校の統廃合によるスクールバスの運行が予定されておりますので、現在の町営バスの路線や運行管理を含めた総合的な見直しが今後将来になって必要になると思われまますので、次の点について現状と町長の所見を伺いたいと思います。

まず1番目に、年間利用者数と利用料金の推移について。

2番目、平成26年度の運行業務委託料及び契約内容はどのようなものだったのかをお伺いしたいと思います。

3番目、今後運行路線や、料金の見直しを検討をされているのかされていないのかをお伺いしたいと思います。以上で、登壇の質問を終わります。

#### ○議長（森敏則君）

町長。

#### ○町長（渡邊悟君）

それでは、予算の執行状況とその成果並びに結果についてお答えいたします。

まず1点目の、自然農園食育推進業務委託料でございますけれども、4,860千円となっておりますけれども、これは2件に分けて発注いたしております。まずその内の1,620千円が、これは6月末から始めまして9月26日までに自然農園の圃場整備を行っております。これは100%完了しております。結果と効果ですけれども、結果は無農薬の野菜が簡単に私も取れないだろうと、収穫できないのじゃないかと思っておりましたけれども、立派にこの冬場も乗り切って素晴らしい野菜ができております。昨日も販売をされたぐらいで、本当に素晴らしいことでできております。効果は、これから養生園の開設等も含めまして、あるいは町外とか、県外に出荷あたりが可能性としてあるならば、効果があるだろうと考えております。

それから4,860千円の残りの2,580千円、端数は省きますけれども、2,581千円の事業。これは食養生の業務委託をしております。先程行政報告を述べました映画等も入る訳ですけれども、そういう栽培のセミナー、野菜の販売等も入ります。これは10月1日から3月31日迄でございますので、まだ、進捗率は90%でございますけれども、結果としては野菜の収穫あたりが採れたわけですから、それが今のところ効果かなと思っております。今から効果が出ますので、今のところは進行中でございますので、3月末でございますので、まだ結果とか効果とかは言える段階ではございません。

次に12月補正の2,270千円でございますけれども、これにつきましては、まだ進捗状況は10%くらいでございます。契約額もこれから執行残が出るだろうと思っておりますけれども、まだ出ておりません。常明園の内装とか、修復、修繕等を行う訳でございますけれども、材料の発注等がようやく終わった段階になっておまして、10%くらいの進捗じゃないかと思っておりますので、当然今回の議会でも、繰越しをお願いすることになろうかと思っております。

次の養生園開設費用助成金の1,140千円でございますけれども、これは備品の購入です。これは入居前の、例えば生活用品か、あるいは食堂の椅子とか、事務用品とかを揃える備品購入等でございます。これは、グリーンハンドという会社の方をお願いするように予定をしておりますけれども、地域住民の方も一緒に入ってもらいたいということで、これは仮称ではございますけれども、東彼杵町ロハスの郷協議会となるものを作って、そして地域の方を巻き込んでそういう活性化をしようというふうな話しになっております。それと併せまして、県下では本町が初めて、NPOの許可団体となっておりますので、これも立ち上げをされまして、NPOを作って、そういう地域の活性化を図ろうと考えております。したがって進捗はまだ、そうですね、0%になりますね。そして5月以降にNPOが立ち上がりますので、それから動き出すということになるかと思っております。非常に取組が遅くなっておりますけれども、これはどうしても組織のNPOを作るための目的がございますので、どうしても繰り越さざるを得ないと思っております。

それから、道の駅のEV設置工事でございます。これにつきましても、まだまだ、10,100千円の補正をお願いしているわけでございますけれども、決算的には、7,155千円の契約で100%で一応終わっております。終わっておりますけれども、これはどうしても、国の次世代自動車振興センターという所からいろいろお世話をいただいております。そしてまた合同会社日本充電サービスからも補助金を貰う関係がございます、非常に今、運用開始届を出しておりますけれども、それがいっしょに集中しておまして、なかなか、工事が終わって充電を開始するばかりなのでございますけれども、許可がきません。ですから、本当にいつ頃来るのかなと心配しておりますけれども、届出は出しておりますけれども、今、まだ問い合わせをしておりますけれども、全国から集中しているところがありますので、運用がもうちょっと遅れるかなと。3月末位までには、4月1日くらいからできれば一番いいかなと思っております。これは効果としては、まだまだ今から開始をするわけでございますけれども、今、こういうエネルギー関係の流れといたしましては、これから効果が十分期待出来るかと思っております。

それから、地域おこし協力隊の拠点整備でございます。これも今、2年を経過したわけでございますけれども、本町の場合は協力隊に、どちらかと言えばオープンに活躍してくれということで、あまり足かせをしておりません。他市町の場合は目的を絞ってやるという所もありますけれども、本町の場合は、隊員の意思に基づいて、でたらめなことは出来ませんが、隊員の考え方を中心に支援をしておりますので、そういう関係でありまして、別途、拠点基地を造ろうということで、6月予算でお願いをしたところでございますけれども。最初2,450千円余り、6月補正で1,100千円ということで、エアコンあたりも付けてやろうということで、随分検討しておりましたけれども、中々3人の隊員が一致した考え方とかなりませず、それから、個々の活動が段々広がっていております。そういう中、千綿駅には、堀越協力隊員が入っておりますし、小玉隊員につきましては、デザイン関係の方をしております。それから飯塚協力隊員につきましては、ロハス関係とかにも

入っておりますので、なかなか拠点基地が一括にはできないということで、場所を変えて本町の活性化、彼杵宿の活性化を含めて、その辺でも何か出来ないかと思案をしております。どうしても急げと言っておりますけれども、とうとうまとまらずに、1月にどうしても出来ないということで、あるいは彼杵の商店街の空き家も使ってそれもやろうかと話しがありましたけれども、どうしても話しがまとまらないということで、今回減額の補正をお願いいたしております。

それから、旧 JA 米倉庫工事設計業務委託料ですけれども、これは1月19日に起工しまして、1,804千円位で業務委託を行っております。現在履行中でございます、ほぼ設計の中身が、たぶん皆様方にも資料がいつてるのではと思いますけれども、今、設計がまちづくりプロジェクトの皆さんとも、長崎プロジェクトの皆さんとも話し合いが出来まして、ほぼ設計が終わっておりますので、間もなく設計も完了するものと思っております。効果は今からどうなるのかそういうことでございます。

それから次に、茶畑ロードレース大会。これは7,000千円の予算でございます、決算的には、6,800千円に経費がなっております。非常に、先程述べましたように町外からの選手の皆さんが7割。それからボランティアの方が160名、170名近くということで、雨天の中行いましたけれども、非常に効果としては、いろんな声があがっております。大村地区の辺りから是非、継続と言う話しもあがるとか、あるいはもう少し新茶シーズンにもっと来たいとか、こういう場所があるということを知らなかったとかいろんな意見があっておりますので、かなり効果はある。今後期待出来るものと思っております。

それから、6番目の日本でもっとも美しい村連合会加盟審査料でございますけれども、これは昨年私も、皆様方に、残念ながら不合格になりましたということでお伝えしたとおりでございます。そういうことで、100千円の審査料は、当然審査に掛かったわけですからお支払いをしております。連合会負担金につきましては、420千円ほどあったわけでございますけれども、これが不用になっております。これは本来ならば私の考えでは、9月に補正減をすべきではないかなと考えております。職員の担当にそういう話をしましたが、どうしてもその辺が時期的なもので、丁度予算の査定と決定と、その辺が上手くいかずに、どうしても落とせなくて、本来12月では十分ではなかったかと思っておりますけれども、それは言い逃れは出来ませんので、この場を借りて、減額の時期を逸したなどと相談をしたいと考えております。

それから、まちづくり支援交付金ハード事業でございますけれども、これも効果とかはまだ特にありません。ハードだけに限定ということでございますので、ハードはどのようなものかといいますと、今決定額で17,000千円はこれは全てでございますので、その内9,400千円くらいですかね、決定をしておりますけれども。ハードだけに限りますと6,900千円程度が4地区の交付決定を行っております。その内容といたしましては、平似田地区の弘法様の環境整備のための340千円。千綿駅での活性化ということで、これはUMIHICO。ここの絵画制作とか、写真とかデザインとか、食の提供ということで、1,564千円の決定になっております。今まで全て、事業区分は地域活性化でございます。一ツ石地区も地域活性化で、これは、燻じょう器を買われて、その保管庫も買われたということで536千円ということで、これは有機農業とかに使われるものだろうと考えております。次に蕪地区につきましては、農村広場整備事業という事業区分で、東屋の新築だったり、高麗芝の購入とか、健康器具の設置とかで2,081千円の決定をされております。進捗率につきましては、こ

れは、まだまだ今からでございます。3月末迄でございますので、今後あがるものと思っております。

千綿駅の管理委託料、これはちょっと意味がわかりませんが、執行率というのは、これは91%、620千円の支出を今しておるわけですね。620千円しております。効果とかはわかりませんが、当然、立派に管理していただいておりますので、100%効果があるんじゃないかと思っております。

千綿紡績跡地測量設計業務委託料9,820千円。これは、非常に議論を醸し出しまして、結論を言いますと、今回の補正予算で、減額0に補正をいたしております。これは自治会の皆様との協議を2度くらい試みましたが、しばらく来てくれるなということで出席できませんでした。しかし、自治会の方も1月末になりまして、アンケート調査をされまして、住民の方の8割の方が、今のままグラウンドとして使わせて欲しいと。そして、8割の方が購入してでも、土地を購入してでも残してくれという強い要望がっております。私がかねがね申しておりましたとおり、まずは町の方に、使用許可でございますので、返還をして下さいと、返しますということをはっきり表明してくれということで言っております。にもかかわらず自治会の方は、もう来てくれると言われるのですから、なかなかその調整に時間が手間取っております、不測の日数を要しております。私も今回は、改選でございますので、これを繰り越してまでは責任持てませんので、今回減額の補正ということで0円ということで、落とさせていただいております。できましたら、協議を続けながら当初のとおり、宅地としてお願いしたいわけでございますけれども、地域住民の強い要望があるならば、別の方法等も加味していかなければと考えております。

それから、町営バスの現状と今後についてでございますけれども、年間利用者数と利用料金の推移でございます。利用者は、19年から調べておりますけれども、約57,000人。ポイントで申しますと、平成21年に東部循環線を追加いたしましたので、ここで56,500人ですね。これは平成21年度です。次に平成23年度に東部循環線を土・日に運休と、それから川内線を追加いたしておりますので57,000人にまた戻っております。その後は、平成24年が53,000人。平成25年が54,000人。若干変動はありますが、横這いの今のところとなっております。

平成26年度の運行業務委託料でございますけれども、年間に当初が24,028千円でしたけれども、これは特別事項がございまして、若干減額いたしております。これは燃料の関係だろうと思っておりますけれども、若干下がっておりますして23,941,780円でございます。

契約の内容は、只今申しましたとおり、金額がそのとおりでございます。名称と言え、町営バスの運行・管理業務委託でございます。契約の期間は4月1日から27年に3月31日まででございます。特にご質問で聞いておりましたけれども、運行管理者の設置義務違反等のご質問等もあつてございまして、これにつきましては、道路運送法第79条バスということで、特に私達のバスは普通の運行と違いますので、運行管理の責任者で足りることになりますので、タクシー会社との業務も可能でありますので、全く問題はないかと思っております。

それから今後、運行路線や料金の見直しを検討される予定はありますのでございますが、これも、改選でございますので、答弁はできませんけれども、考え方としてはこれだけの。

すみません。収支を言っておりませんでした。

収支を若干言いますと、これもポイントで申しますと、平成16年スタートですね、スタートが

収益率と言いますか、支出があって収入がどのくらいは入っているかということで、支出が分母で収入が、所謂バスの料金です。どれだけ収益率が有るのかということですがけれども、スタート当時は、先程言いましたとおり 50,600 名くらいの乗車数でございますけれども、29.74%、30%くらいの収益率でございます。これは当然大野原高原が 78%で、彼杵千綿線という大村一川棚間が 15%くらいしかございませんので、平均して 29%のスタートで参っております。それがさっき言いましたポイントで申しますと、22 年度で申しますと、56,000 人の利用なんですけれども、収益率が 30%でございます。一時期平成 19 年には、43%まで収益率が上がったんですけれども、今は落ちております。それからずっと 23 年度が 59,000 人で 30%、平成 24 年が 55,000 人で 26%、25 年度が 54,000 人で 27%、26 年度は 2 月迄ですけれども、概ね 47,000 人位で 25%くらいでしょうかね。そういう収益率、収支率になっております。

それで、こういう運行状況の中で料金の見直しが検討される予定があるのかですけれども、当然収支率が悪化しておりますので、これは今から高齢化の中で。コンパクトシティとかの話が飛び交っておりますけれども、そういう小さな拠点作りをしまして、バスセンターがあって各地区をネットワークで繋ぐという意味から行けば、なかなか廃止というのは可能かなと、できるかなと思っております。多分無理じゃないかなと思っております。非常に収支率が悪化する中で、非常にこれは問題でございますので、バスの協議会など作りながらやっていくようになるんじゃないかと思っております。恐らくこれは検討をする第一の問題じゃないかと思っております。登壇での説明を終わります。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

ちょっと沢山ありますので、手短にいきます。

この常明園の跡地を利用して、ロハスの郷、先程の答弁によりますと、グリーンハンドという株式会社に委託をされるということなんですけれども、2 月 25 日の補正でも繰越明許費で約 10,000 千円の委託料があがっているんですけれど、その 1 年間の、所謂 1 年間のトータル的な委託料はどのくらいになるのか、また契約は何年の契約をされているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

トータルで話しをされますから分からないですけど、先程言いましたとおり、10,000 千円というのは地方創生も入るわけでしょう。ではなくて、それは全く質問には入ってなくて、個々に話しをしないと分かりません。先程言いましたとおり、終わっていないのが 2,581 千円の業務委託がまだ終わっていませんね。すみません。これは終わりました。12 月補正の 2,270 千円、これが今からやるわけですよ。内装とか修復とかを。これをグリーンハンドと今やっております。相手方がですね。これは、その単年契約で 3 月 31 日迄の契約ですので、何処まで延ばすかということなんです。それから、12 月補正の 1,140 千円の備品というのが、先程言いました、またグリーンハンドですべきなんですけれども、どっちみち東彼杵町の仮称でロハスの郷協議会という辺りをつくりながら、それはもちろん NPO になる訳なんですけれども、そういう環境をつくりながら、5 月くらいに

着工できるように今組み立てをしているということでございます。あと残りのお金の地方創生は、別個ですので、全く契約もしておりません。今から予算がついてくるわけで、4月以降の契約になっていこうかと思っております。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

常明園の管理状況についてお伺いしたいんですけれど、地元の人のお話では、常明園さんから流れる排水が、季節によっては、泡が出るような排水があるということでお聞きしております。私が一番心配しているのは、現在常明園さんにあります合併浄化槽、これが今後何人の方が入所をされて、どのくらいの期間入るのか分かりませんが、そういった、実際に新たに、人が生活をされますと、現在常明園にある合併浄化槽で、果たして能力は大丈夫なのか、そういう調査はなされているのかどうかをお尋ねしたい思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、常明園自体が、60名か50名くらいの容量で作っておりますので、入る人はたぶん30名くらいと思っておりますので、そのローテーションで換えて行きますので、十分、合併浄化槽では対応できると思っております。ただ、管理者にお聞きしましたところ全く問題ないとおっしゃっておりますけれども、ろ材の入れ替えとかそういうメンテナンスあたりは当然今から先、排水の水質によってメンテナンスはあがってくるかと思っております。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

今回は常明園さんの施設を借りて、町が行ってそれを委託するということですから、今まで常明園さんの時にはいろんな苦情あたりが来なかったかもしれませんが、今度、いろんな苦情、特に排水あたり。下には直ぐ近くには田んぼもあるわけですから、そういった苦情については町がいろんな弁償とか処理をしなくちゃならないようになるわけですよ。ですから、そこら辺で現在の合併浄化槽が、本当に能力が有るのかどうかをちょっともう一回きちっと調べられた方が私は良いんじゃないかと思っております。

次に、3番目の地域おこし協力隊の件なんですけれども、先程の答弁を聞きますと、当初予算に上げて、尚且つ6月予算に上げたんでしょう。それが不用額になったというのは、私初めて聞いたんです。当初予算に上げて、6月の補正でも上げたということは、必ずやるというような決意の下の私は予算措置だと思うんですけれども。今の話を聞きますと、当初予算に上げて補正に上げて、それが事業ができなかったというのは、その予算の査定はどうしたのかってちょっと疑いたくなりますよ。はっきり言って。こういった前例はあるんですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

前例があるかどうかはちょっと記憶しておりませんが、やはり建物を造る、最初にひさご荘の古代工房を、そこを改造してやりたいということで、盛んに道の駅からのお客さんあたりの導線を作ってそっちに入れようと計画がありまして、ガラス張りで全部するような計画だったんですよ、当初の計画が。そうしたら、ガラス張りで夏場はどうするのかということで、大分議論しまして、それは無理だろうということで場所を変えろという話もしました。しかし、自分達のセンスで、若い人の考えですので、我々もなかなか検討しにくい場合もある訳ですけど、そういうガラス張りでいんな、今流行りのサテライト事務所といいますか、ガラス張りでやるのは沢山ありますので、そういう物でやるのかなという気持ちでエアコンはしないといけないということで6月にエアコンをかけました。そして途中でも何回か話しはしたんですけども、場所を変えようと、変えてやろうという話しが今度持ち上がりまして、実際、本町のある商店の空き家を物色されたんです。そこら辺で本来、もう少し、少なくとも12月に、落とすべきじゃないかなと思ったんですけども、協力隊あたりの要望が、どこかに作りたいという強い要望があったものですから、とうとうこういう結果になってしまったのは残念かなと思っております。以上でございます。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

先程、地域協力隊員の3人の話しがまとまらなかったとか何とかとおっしゃいましたが、それは当然、予算をつくる前の段階の話でしょう。予算をつくって補正を上げた後、そういう話をしてどうするのですか。当然、そういう話し合いを3人でしていただいて、きちっと話しをまとめた上で予算に上げるべきであって。ましては補正が上がった時点では、我々も当初予算に上がった、補正に上がった、これはもう必ず、体験工房でされるのだなと、そのつもりで我々もおったわけです。それがもう全然下話ができているということは、予算の段階でもう少し慎重な予算をしていただきたいというふうに私は思います。この件の質問は終わりますけれども、今後こういうことがないように是非、慎重な予算査定をお願いしたいというふうに思います。

次に4番目のJAの米倉庫跡の件なのですが、これははっきり言いまして、農協から町が借りて、それをまた又貸しという形になる訳ですから、契約がふたつある訳ですよ。農協と東彼杵町との契約。東彼杵町とそのされる方の契約。その契約の期間的なものはそれぞれ定めてあるのですかね。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

農協との契約については、1年の契約でございます、自動更新の契約になっております。また、長咲プロジェクトについても同様契約となっております。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

1 年と聞いてびっくりしましたけど。今度、20,000 千円かけて改装するのでしょうか、あそこを。20,000 千円かけて改築するのでしょうか。それを 1 年契約で、もし、20,000 千円の工事をかけて契約を止めてくださいと言われたらどうするのですか。大変なことになりますよ。せめて 5 年なり 10 年なり定期、期間を定めた、最近では借りる方も貸す方も定期契約というのが普通ですよ、賃貸契約というのは。せめて 5 年ぐらいは、20,000 千円のお金をかけて改装するわけですから、せめてそのくらいは最低貸していただかないと、農協さんのことだからそういうことは無いかと思えますけれど、万が一 1 年越しで、うちの都合が悪くなったから契約を止めたと言われれば大変なことにですから。そこら辺をもっと慎重な契約をしていただきたいと思いますけれど。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

いろいろ考え方はあるかと思うのですが、3 年して自動更新というのもありますし、それぞれあると思います。自動更新ですので、別にお互いの信頼度で借らせていただくのですから、今おっしゃったとおり 20,000 千円かければ 1 年では止めたというのはいきませんので。それは困りますよということで。だから自動更新としている訳ですから。何ら全く問題ないと思います。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

自動更新の効力というのは、どういうふうな効力があるのですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

只今、吉永議員が申されました定期借家契約の件でお尋ねになりましたけれども、定期借家契約というのは、あくまでも期限を定めて契約をするということですね。ただし、今回の場合東彼杵町が借り手ですので、貸し手ではありませんので、それは締結を結んでおりません。ただ普通借家契約になりますので、それは双方異議がなければ当然翌年も更新するという契約でございます。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

もっとこう追求をしたいのですが、他に時間がありますので。自動更新といっても、向こう次第で断られると、止めたということもある訳ですから、もう少しやはり慎重な確実な、例えば最低でも 5 年位は、東彼杵町が使用できるような、そういったものを私はして欲しいなということをや

望しておきます。

次に5番目の茶畑ロードレース大会は、我々も12月の2か月前にこういった補正が上がりましてびっくりしたのですけれども。その中で町長が開会の時の挨拶で、今年はするかどうかかわからないということで、場内がどよめいたのですけれども、今年は選挙の年にはありますけれど、明言はできないにしても、せっかく、町外から来られた方が多いということでしたから、やりたいというような要望は言われてもよかったのではないかと思いますけど。どうでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私も、理由を改選とか何とか言えませんが、挨拶で言えませんでした。しかし、最後の方で副町長と話しをしております、もし叶うならば来年もやろうという気持ちで、そういう挨拶をしておりますので、誤解の無いようお願いいたします。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

先程の6,800千円くらいのお金の中には、ロードレース大会だけにしか使えない高額な備品もあったようでございますので、是非、継続的な計画をつくっていただきたいと思います。また町長が、町政報告の時に、たった2か月の期間しかなかったのですが、あれだけ沢山の地域の方々、婦人会の方々、また老人会の方々が協力されていたということは本当に感謝をしていただきたいと。地域の、地元のおかげでああいうことができたということで、今後も関係者の皆様には、町長としてお礼を言っていたきたいというふうに思っております。

次に6番目の、日本で最も美しい景観の町。これはよく調べてみましたら、町長が平成23年に就任されて、6月にいきなり補正で上げられているのですよね。参加費の300千円近くのお金は。ということは、23年度、24年度、25年度、26年度、ずっとこの参加費の400千円から300千円については計上されて不用額になったということなのです。4年間です。議員の中で、そういったものに苦情を言われる方はいらっしゃいませんでしたけれども。私は、4年間同じものが、4年続けて当初予算に上げられて、4年間とも不用額になってしまったというのは、私は初めてなのですけれども、こういうことも、前例はあったのですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

4年間も上げていません。嘘は言わないで下さい。そんなことは全くありませんので。願いはありましたよ。2回ぐらいありましたよ。それは当然です。準備期間が要るわけですから。駄目だったから。これは業務委託をしようかと言う考え、予備で。そういう時もあるんですよ。プロの方にお願ひしないとなかなかあがらないんですよ。全然使わなくて無視していると言われてますがそういうことはありません。今回何でできなかったかというのは、条例とか、整備をなさないとかがあるんですよ。失格の理由が何だと思いますか。国道の伐採がしていないということで落ちるんですよ。そして、ホテルがない、食堂がない。私はそういうアメリカンの、そういう町は目指しておりませ

ん。ですから、非常に向こうの考え方がおかしいんですよ。はっきり向こうの通知書あたりを見てもらえば分かりますけれども、もうこれは入る意味ないような変な回答だったんですよ。しかし今、事務局からは慰めじゃないですけども、そうせずに、水を守る条例とかできましたので、次回は食堂とか、ホテルを造れとか、やはりホテルは造れと、宿泊施設は造れと言われますね。例えば、八反田の清流庵の永富さんがしておられますけれど、そういう民泊みたいなもので良いのかと言っても駄目とおっしゃるわけです。美しい村とはどういう村なのかと疑問を持っております。したがって、4年間も私は上げたというのは間違いでございますので訂正をお願いいたします。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

私が見たところでは4年間ずっとですよ。23年度は6月補正で上がっておりまして、その後ずっと上がってるようでした。もし、間違っていればお詫びをしたいと思います。

次に、7番と8番の千綿駅に関する事なんですけれども。先程、千綿駅についてハードで、約1,560千円のまちづくり支援交付金をやっておられるのですが、私この、明細を情報公開で取り寄せてびっくりしたんですけれども、UMIHICOさんに1,560千円やられていると明細を見たんですけど、パソコンが170千円、炊飯器が55千円、電子オーブンレンジが88千円、カメラが2台あって280千円のカメラ、290千円のカメラ、レンズが57千円、一脚15千円する椅子が8台、10千円する照明が10個で100千円とか、食器一式100千円とかあるんですけど、これ、千綿駅でそういった事業をしていただいて、千綿駅をPRしていただくのは、私は非常に結構と思うんですよ。しかし、これ、まちづくり支援交付金の本来の支出に当たりますか。カメラを2台とか、レンズとか。こういうのは本来の目的にそぐわないのではないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、私も随分指摘をしました。カメラの200千円とか、そのようなものは、なんでそんなに高い物を買うのかと指摘をしました。しかし、彼等はプロのデザイナーですよ。そうしたら、写真が撮れないと言うんですよ。そうしたら、そういうプロの方あたりの資料あたりも取っていただいて今度は審査会にかけました。私は一切口出ししません、審査会につきましては。審査会は当然、それは妥当ということで、審査をいただきましたので、それを私が高価だから駄目ということは出来ませんので、当然それは認めざるを得ませんので、審査会の意見に従ったということでございます。確かに高価だと思っております。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

まちづくり支援交付金の本来の目的は、東彼杵町内の自治体が主題ですもんね。その上に5人以上の団体については交付金の対象になるということでもありますけれども。私、はっきり言ってこの件をみましたら、これは1,560千円まちづくり支援交付金ができて、本人さんも400千円くらいの負担をされている訳ですよ、2割負担ですから。まちづくりという観点から見ますと、私は新

しい、所謂よそ者から、よそ者が来てそういったまちの活性化をされるというのは、非常に良いことだと思うんですけども、こういった不明瞭な、やはり本来のまちづくり支援交付金には目的がそぐわないと思うんですよ。もしこの千綿駅をそのようにされるならば、先程言われた椅子 15 千円する椅子とかなんとか、こういうのは町の備品で整備をしてやって、そして千綿駅の指定管理者あたりにされたらば、本人も 400 千円の支出もなくして済むし、きちっとした必要なもの、不必要なものの区分けができて、もう少し町民の皆さんからも尋ねられても返答ができるような、千綿駅の管理ができるのではと思うんですけど。千綿駅の指定管理者についてはどう思われますか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

指定管理というのは、収入が一定にあって、所謂収入もあって支出もあって出来る指定管理があります。補助もあります。それからすべてお伺いとなる訳ですけども。指定管理者がなかなか、千綿駅は来ないと思います。誰もしてくれません。だからこういう地域創生みたいな感じで、まちづくり交付金で外部の方を入れてやらないといけませんよ。町内の方が誰もしてくれませんから。だからそういう背中を見てもらって姿を見せもらって活性化を引きずるように、これをモデルにしてやりたいのですよ。そうしないといけませんよ、誰も。千綿駅だって。

今ようやくこういうことをしだしたら、平似田の老人会の皆さんや、みんなで応援して、花壇づくりや何とかを応援しようという気持ちになっておりますので、それは、私は、逆にそういうことをしたからあれなんですね。だから、プロの方で、確かにカメラとか高い備品ということは言われますけれど、それは、プロで聞けば当たりまえのことみたいですから、私もいろいろ詮索できませんけれども。そして、まちづくり審査員に大学の先生あたりをいれておりますけれど、そういう方がモデルになって、リーダー的になっていけるということで、採択ということでさせていただいておりますので、是非、こう。

本来ならば町の方が、自治体の中心がやって欲しいということで、私達、1年回りしましたけれども、誰も応募してくれないんですよ。あらゆるもの、誰も応募してくれません。道の駅だって1人ですよ。1人しか応募していないんですよ。ですから逆にそういうふうにしたら、どうすれば良いのかというのが、私はこれからの東彼杵町のまちづくりかと思っています。外部の人を入れて、刺激を与えて町内の人を引っ張っていくと。それしか方法がございませんので、大分費用がかかりますけれど、まちづくりの為にはやむを得ないということもありますので、今後、指定管理の方向としては現在は考えておりません。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

はい、わかりました。

私の解釈によりますと、先程言ったように、よそ者の方にしていただくのは大いに結構と思います。しかし、その方法がちょっと私としては納得がいかない。何故ならば、カメラというのはプロのカメラとおっしゃいますけれど、あくまでも商売道具でしょう、はっきり言って。商売道具ですよ。280千円も230千円もするカメラ2台、レンズ代60千円というのは。そういう商売道具をまち

づくり支援交付金でやって良いのかなという疑問は今でも残っております。

もう一つ提案をさせていただきたいのですけれども、今、ふるさと納税が流行って、東彼杵町もこのままでいきますと9,000千円くらいなるでしょう。広島県の上石高原町という所では、ここは犬の殺処分0ということで、広島県内の放置された犬、飼い主に捨てられた犬を、本来ならば保健所に行ってすぐ殺処分されるそうですけれども、そこに一箇所に集めて5、6人の管理者がいらっしゃって、そこで2か月なり3か月なりその犬を飼って新しい持ち主さんに返すという殺処分0運動をされております。ここが1年間100,000千円の運営費が掛かるそうですけれども、それをふるさと納税の目的として、全国の愛犬家、犬を愛好する人達に呼びかけたところ、相当なふるさと納税があったそうです。私をご提案したいのは、千綿駅、現在千綿駅は全国の国鉄のポスターにもなっておりますし、JRですね。JRのポスターにもなっておりますけれども、全国には何十万人という鉄道ファン、鉄道マニアがいらっしゃいます。私、そういう所にネットで日本で一番夕陽が美しい町ですよ、日本で一番海辺に近い町ですよということをネットで宣伝して、この千綿駅を維持管理するためのふるさと納税を全国の鉄道ファンの皆様にお願ひしますと言ったら、かなりの反響があるんじゃないかと思ひますけど。町長どうお考えになりますか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そのために、そういうことをするために作ったんですよ。だからご理解いただければそれで良いかと思ひます。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

側でちょっと聞こえたようですけど、是非、ふるさと納税ですね。私、ふるさと納税が今、目的外、例えばお土産合戦になっております。そういうことのないように、ふるさと納税が本来のふるさと納税の目的が、この東彼杵町で是非実現するように、先程の提案、よろしく参考にさせていただきたいというふうに思ひます。

次に町営バスの件でございますけれども、町営バスの運行管理の責任の方はどなたになっていますか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

町営バスは、運行管理の責任者ということですが、これは委託されている業者の方と同じでありまして、固有名詞はちょっと避けたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

先程、町長が1年契約とおっしゃいましたが、この契約書を見ますと、26年4月1日から28年ですから2年契約じゃないかというふうに思います。運行管理者は、運行管理の責任であり、運行管理に係る安全運行の指示、監督、指揮監督しなければならないとか、運行管理責任者は適正な運行管理者を配置し、指揮監督及び教育指導を運転手に行い、規則及び風儀を維持し、注文の趣旨に従い善良な管理の注意を以って義務を実施しなければならない。また、運行管理の責任者は、所定の業務管理日報を作成しなければならない。また、運行管理責任者のところを見ますと、運行管理者というのは、毎朝早く来て、朝早く来て、例えば大雨の時とか大雪の時は、実際に自分が走ってみてこの路線は今日は運行できるね、これはちょっと運休しなければならないねということを誰よりも早く路線を検査する人、また毎朝、運転手の皆さんに飲酒運転はないのかどうか、今日はここで工事期間があるからちゃんと工事期間注意とか、そういった教育をしなければならない人ということを考えますと、運行管理の責任者というのは常駐しなければならないと思っているのですが、契約を見ると。常駐はなされているのでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先程冒頭申しましたとおり、東彼杵町の場合は、道路運送法による運行管理者ではないんです。本町の場合は、79条に基づく管理運行責任者で足りるんです。その方は日報も出されております。常駐かどうかはよく分かりませんが、運行の雪の日も朝早く点検をされております。誰よりもいち早くされております。ですからこれ事実ですよ。それは当り前のことです。そうしないと住民の安全確保はできないですよ。それは、そういう法とは別に定めておりませんが、自らそういうことを運行責任者がされておりますので、全く問題ないわけです。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

私、この委託契約書、管理使用書を読んで言っているのですよ。それを見ますとやはり、どうしてもこれは常駐はしていらっしやらないんだなと思うんですけど。本人さんははっきり言いまして議会にも来ておられますし、魚釣りも行ったとか、学童保育で本を読み聞かせて感謝されるとかということで、自ら常駐していないというようなことをおっしゃっているんですけど、それでよろしいんですか、この契約書を見た限り。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは決めておりません。代理者で、代理人で良いということで決めておりますので、全く問題ないかと思っております。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

代理の方の話をしているのですよ、私。運行管理者って言っていませんよ。運行管理の代理の方が。それは本業には正式にいらっしゃるのでしょうか。しかし、こっちの方にも、契約書を見ますと、そういった運行管理者の責任者を置かなければならないと書いてあるわけですよ。だからおかしいんじゃないかと言っております。それはそれで良いです、時間が来ましたので。実は、町長、25 条を見ますと、2 年間契約ですから当初契約とした時に、人件費が一番主でしょうけれども、燃料費あたりもあると思うのです。私が記憶にあるのは、この町営バスが始まって 10 年間ぐらい経つけど、2 回か 3 回、多分、燃料が上がったから補正で、最初の契約の時よりも燃料代が上がったから補正をあげて、委託料を増額して下さいということがあったんですけども、町長、記憶ございますか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

記憶ありません。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

最後です。実は町長あるんです。燃料代が高くなったから委託料を上げて下さいということがありました。ところが、この契約は 26 年の 3 月にされているのですけれど、現在は、逆に 2 割から 3 割、軽油代が下がっているんですよ。大きいですよ、これは、町長。2 割から 3 割軽油代が下がっています。ですから、前回は燃料代が上がったから補填をして下さいと議会も了承しました。しかし、2 割も 3 割も上がる期間が 1 年 2 年続けば相当な額になると思うのですよ。相当な額になります。契約書の 25 条を読むと、管理者の方と委託業者の方と相談して、業務委託料の燃料代が下がった分だけは、返還を求めることができると思うのですけれど。町長、そういうことをお考えになりませんか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先程吉永議員が質問されたとき、私が答えたとおりの減額をしたと言いました。これが 25 条に基づく減額です。よく聞いておいて下さい。

○議長（森敏則君）

時間が参りました。吉永議員、もう少し質問したいというような気持ちもあられるでしょうが、1 時間を経過いたしましたのでこれで吉永秀俊君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

暫時休憩（午前 10 時 55 分）

再 開（午前 11 時 4 分）

○議長（森敏則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次に、9番議員、岡田伊一郎君の質問を許します。9番議員、岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

先に通告いたしておりました3点についてお尋ねをいたします。

始めに、消防・防災拠点の整備についてであります。

消防団は通常、他の職業等についている一般町民の皆さんで構成されており、その活動はボランティア精神で成立っています。現在まで詰所建て替えが半分完了されておりますが、残りの建て替え計画はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

次に、災害発生時は地域の拠点となる建物であり、非常食や毛布などの備蓄はどう考えられているのか。また、台風などの影響で停電したときの電源確保の計画についてどうなっているのかお尋ねをいたします。

次に第2点目であります。

予算執行の選択と集中について。

財政状況が厳しくなる時、町将来人口の激減が人口変動と将来予想で発表されましたが、東彼杵町の出生率と未婚率は県内ではどの位置にあるのか。その対策と検証はどのようにされたのか。

昭和35年から平成26年までの推移をみると、波佐見町、川棚町の人口減少はわずかですが、本町は12,807人から8,400人台まで4,000人以上の減少となっております。

地形と行政形態の相違はあるものの、これらを含めどのような対策を講じられるのか。

人口減少が続けば当然、税収も減少します。限られた財源の中で支出する重点項目を決定し、事業を推進しなければならないと思います。地方創生事業は、今後5年間は否応なく地方に対応を迫られ、自治体間の格差が広がる恐れもあります。国の補助事業だけではなく、自主性を発揮した単独事業も計画立案し、成果をあげなければなりません。政策分野ごとに具体的な施策をどのように実行されるのか伺います。

3点目であります。

統廃合後の校舎利用についてであります。

平成28年4月に、彼杵小学校に統合されることが決定されましたが、地域の利用も含め今後の利用方策について伺います。

次に教育長にお尋ねをいたします。

校舎等の利用について、地域住民の方とのふれあいも含め、夏季・冬季特別事業など実施できないのか伺います。以上、登壇での質問を終わります。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

1点目の消防・防災拠点の整備についてお答えいたします。

建て替えの計画というのは今現在やっておりません。全部で8分団ございまして、それぞれあるわけですが、耐用年数が、木造の場合が17年でございます。これは車庫とか、格納庫用とかになりますけれども。そうしますと、1分団、2分団、それから4分団、7分団が耐用年数を過ぎ

ておりまして、一気にこういうものがやってくると思っておりますので、こういう計画は立てておりませんが、町の公共施設全体を社会資本整備の施設ととらえて、計画書を作らなければならないと思っております。どういうふうな財政負担で持っていくのか、学校、庁舎、全て町の施設をどうもっていくのか、財源がどうなるのか、その辺の計画をやはり立てていく必要があるかなと思っております。消防は別ですけど、基本は、在来の施設を、振り替えできるなら代替施設という方法も。消防であっても倉庫に利用できる所があれば、お金をかけずにそういう施設を使うというのも一つの手かなと思っております。学校統合で仮に、学校の施設の一部が残ればそこに消防の施設を入れても別に全く問題ないわけですから、そういう知恵を出しながら、あるいは各分団とか後援会とも協議しながら年次計画を立てて行っていこうと思っております。

それから、災害発生時は地域の拠点となる建物であり、非常食や毛布などの備蓄はどう考えておられるのかということでございますけれども、現在のところは町の総合会館に毛布とか、簡単な食料を備蓄しておりますけれども、どういう災害かによって全くどうなるか分かりません。ただし、本町は利便性の良い所でございますので、他の所からの救援等もできます。更に平成 27 年度は、国土交通省の防災拠点という話しも、まだはっきりしておりませんが、そのような話しが現実化してくればかなり良いのかなと思っております。

それから 3 点目の台風などの影響で停電した時の電源確保の計画ですけれども、現在のところ停電の場合は全く詰所でも何処でも、そういう装置はありません。無停電装置が役場のコンピュータとか、システムには付いておりますけれども、他の所は無停電装置というのはございませんので何処でもそういう対応はできません。強いて言うならば各分団に装備をしています発電機はございますので、その辺の活用くらいしか考えられません。先程申しました国道交通省の防災拠点が仮に近くにできたとすればそういう機器が揃いますので、食料であったり、水であったり、発電機などの装備は十分行えると思っておりますので、そちらの方の期待する面が大きいかなと思っております。

予算執行の選択と集中についてでございますけれども、出生率、未婚率とも長崎県でワースト 1 位でございます。これは 22 年度ですけれども、出生率は 1.02 です。未婚率がこれは 25 歳から 34 歳の方を指しますけれど、51.7%。したがって、東彼杵町がワースト 1 位、2 位が長崎市です。3 位が川棚町です。

この前、県の方で会議がありまして、ずばりその辺は表として出ており、ようやくその資料をいただきました。私の方でも計算をしまして、出生率を直に、課長の方が計算してくれました。そうしますと人口の少ない所は、1.02 であったり、1.59 であったり変わるわけですよ、分母が小さいものですから。だから、長崎市あたりは厳しいかも分かりませんが、東彼杵町の場合は人口少ないですので、出生が若干増えただけでもぼんと上がる可能性がありますので、あまり心配はしていませんけれども、少ないのは事実です、人口が減っておりますので。だからこれの対策・検証はどうしたのかということでございますけれども、ここら辺の人口、出生率、未婚率の検証は今言いましたとおりやっております。どうしてこうなるのかということでしてあります。

確かに未婚率が 51.7 ですから、これもデータの話しであって、いいところであっても未婚率というのは、40 何%で、あまり差はないんですよ。全体的に今、結婚をしない年齢の人が増えているのではないかと危惧しております。したがってこういうことで、第 3 子への無料とか、保育園の無料制度とか、あるいは不妊治療だったりとか。

特に今回お金が掛かりましたのが、認可保育園を1園増やしました。これもまさに出生率を上げるための政策でございますので、是非、ここら辺の取組をやってどうにか上がってくれば一番良いと思いますけれど。まだ簡単には行かないと思っております。非常に少子化というのが、家族の問題であったり、人間社会とか地域社会が崩壊するとか、何と申しますか、人生の自立設計と申しますか、そこら辺が若干能力が人それぞれ変わっているんじゃないかなと思っております。本当はゆとりのある時間とか、将来の備えとか色々な社会環境が子育てに一番重要なかなと思っております。こういう結婚、出生を妨げているものは何かということで、やはり皆さんと一緒に考えていこうと思っております。

人口減少対策をどのように講じるのかということでございますけれども、人口減少というのは、私も新聞にも、全国の首長の調査がありまして新聞にも載っておりますけれども、東彼杵町だけが敢えて書いております。新聞にありましたけれども、それは家庭の問題ではないかと書いております。いくら希望出生率とかを上げましてもそれは机上論でありまして、家庭の問題なんですね。だからここら辺はしっかりやっていく必要があるのではないかなと思っております。

改選でございますので、あまり私がああしろこうしろと言えませんが、今頭の中に考えているのを申しますと、今やっている空き家の活用とか、新規就農とか、それからロハスの問題の常明園もそうでございます。いつも岡田議員から質問があります保育料とか医療の無料化とか給食の無料化とか沢山メニューがあるわけですがけれども、財政が許せば当然やるべきだろうと思っております。それから住宅政策あたりも民間活力で、町ではなくて、例えば道の駅周辺に東町の古金谷道下とかありますけれど、あの辺に集中的に、民間の建設会社、大工さんとかお願いしてPFIでつくっていただいて人口増とか。それはどうかなと思っております。小さな拠点づくりというのをやっていけば一番いいかなと思っております。それから学校の統廃合の活用での人口増も考えられますし。それから土地の流動化でいきますと、農地法の許可を特区をとって、町の方で転用あたりができないか、その辺も検討しなければならないかなと思っております。それと、今やっておりますグリーンツーリズムとかやっていますけれど、都市と地方の交流によりまして、例えば着地型観光であったり、滞在型観光とか、週末に来るとか、Uターン、Jターン、Iターン、この辺でやれば一番いいかなと思っております。最近特にやりたいなと考えておりますのは、やはり育児資金とか低い利率をつくって、その制度で親が一定の年齢になるまでは融資をしていくとかができないかなと考えております。それと、全寮制の小中学校の設置ができないかなと思っております。日本という所は、学校を規格化して全寮制の教育機関というのは育っておりません。したがって、できればこの若い親が働く間は仕事に専念してもらって、子ども達は全寮制で農村の体験などをしながら教育ができれば、町おこしになるかなと思っております。これは特に廃校あたりを利用したユニークな教育ができないかなということ、この前講演会等があった、そういうふうに関心しております。

それから、地方創生事業でございますけれども、これは議員がおっしゃるように格差ができてきます。本当に私達もやってきた訳ですけども。何と申しますか、こういう事業は2年前にやっているのですよ、地方創生がですね。まちづくり交付金というのをやりましたけれども、まさにその事業でございます。そういうことで、今から知恵を出してやらなければならない訳ですけど、非常に今あげています先行型と消費型の地方創生もやるべきですが、今後の5か年の総合版、これにつきましては本当に町だけではできませんので、前回の議会でも指摘がありましたコンサルの儲けで

はないかと言われておりますけれども、まさにそういうことをせざるを得ない時代になっております。知恵を出せと言いながらもどうしてもっていくかとなれば、学者とかコンサルとか、通り一遍の物語になるのかなと思っております。ユニークなことができるのが地方創生と思っておりますので、今いろんな発想をしておりますけれども、ことごとくアウトになりまして、修正を求められた状況でございますので、今後とも努力していこうと思っております。

それから、統廃合の校舎の利用でございますけれども、先程言いました利用方策については、これはまず、学校は耐震化が終わっておりますので、何でもできますので。今、これは各学校の保護者の方、地域の方にいろんなホテルであったりとか、レストランであったりとか、いろんな方法を提示をしております。その中でいろんな発想を聞きながら、今から皆さんと一緒に有効活用をやっていこうと考えておりますので、よろしく願いいたします。登壇での説明を以上で終わります。

#### ○議長（森敏則君）

次に、教育長。

#### ○教育長（今道大祐君）

岡田議員のご質問にお答えします。

音琴地区、大楠地区の地域の皆様には苦渋の選択をしていただきまして、学校設置条例を改正いたしました。これからは子ども達がより良い成長を遂げていく環境づくりをしていかなければいけないと考えているところでございます。学校統廃合に伴う音琴小学校、大楠小学校の校舎の跡地の活用が決定するまでの補充学習等での活用についてであります。現在のところ考えておりません。ただ、体育館等の活用については、町長部局あたりと相談いたしまして、地域の方々のいろんな活動に活用できるのではないかなと思っております。補充学習等での冬季、夏季休業中の活用についてであります。考えていないという理由といたしましては、現在各学校では、夏季休業等を活用いたしまして、補充学習、昔に言う補習等を行っております。

次に、日常的には、放課後子どもいきいき教室等、また学童保育等で宿題等をさせている旨お聞きいたしております。また各学校へは、各学年の発達段階に応じた家庭学習の時間の確保、例えば、中学校では2時間以上、及びその定着等をお願いいたしているところでございます。ただ、各関係者の方から、その補充学習等を実施しようという声があがってくる場合については、その時に考えていきたいと考えております。今後、小学校統廃合実施協議会設置要綱に従って、各作業部会6部会を設置いたします。その中の施設部会を中心にして、準備作業を進めて行きますが、統合後の当概校の活用状況については、先程の町長の答弁にもありましたように、これから地域の活性化を含めたそういう分野で考えていくということでございます。作業部会等のご意見等ともありますので、岡田議員のご意見は一応参考意見として伺っておきたいと思っております。よろしく願いいたします。

#### ○議長（森敏則君）

岡田議員。

#### ○9番（岡田伊一郎君）

まず、1点目の消防防災拠点でございますけれども、やはり町長もいつもおっしゃっているように、その消防団員がボランティアの粹たる業務だと思っているものですから、なるべく早く環境の

整備をしていただきたいと思うのですが。その1分団の詰所も河川に近い所にありますし、かさ上げとか、高床式にするとか。第2分団は、出動時の国道の出入り口の危険性とか、4分団もそうでございますが、赤色回転灯とかの設置。その辺も計画を順次しながら、やはり急にはできないものですから、私はしていただきたいと思います。そして第7分団は、町長のご存知のとおり、年末警戒時に、町道に整列せざるを得ない状況なんです、はっきり言いまして。だから、やはり地区中心部への移転を、地域の方もおっしゃっておりますものですから、私は消防にはお金が無くても優先してすべきじゃないかと思っているのですが。町長、いかがですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

消防に対する考えは全く一緒でございます。したがって、分団長会議等があって、要望等があれば直ちに補正予算なり、予算の調整をしながら要望に答えております。詰所の改築の計画ですけれども、7分団が29年ということで、一番老朽化しております。今ここで話しがあがっております。それから次が4分団が26年です。1分団が24年、それから2分団となっておりますので、当然この耐用年数に順じた施設整備計画を立てていくように考えていきますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

そうしますと、詰所を現在地に建て替えになる所はそういう形で構想を進められるのですが、7分団なんかは、もし場所を変えらば、その用地、用地についてはやはり、地元が先に先行して確保しなければならないのか、町有地を利用させていただくのか。その点についてお尋ねをいたします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

用地につきましては、当然、町が求めなければなりませんので、町有地があれば一番良いんですけども。町の方で買収をします。購入をします。したがって、地元の後援会、あるいは消防団とも協議をしながらベストな所を、逆に紹介していただければ、その辺のところを買収をしていくように考えておりますので、是非よろしく願いいたします。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

その時に、災害時に介助などの受け入れ先も考慮して、詰所をバリアフリー化したり、今後はやはり検討していかなければ。わざわざこっちまで避難したり、公民館に行くよりも、消防団員が一気にそこに集まりますから。そういう時のお考えはいかがですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

詰所の選定ですけれど、非常に消防団ですので安全な所に作らなければなりませんけれども、どういう災害を想定するかでございますけれども。例えば、洪水等に直ぐ浸かるような所はもちろん駄目でしょうし、少し上がっていなければいけないですし、しかし、人家火災のときは、集落に近い所が良いわけでございますので、遠くにもできませんので、場所を選定して。当然作るからには、バリアフリー、何をバリアフリーするかあるわけですが、消防団でございますので、ある程度バリアがあっても構いませんので、ちょっとした訓練あたりができるとか、先程議員がおっしゃった訓練する場所がないということでございますので、町道でやっているということでございますので、そこら辺はまずいですので、そういう所ができるような施設を選んで選定をしたいと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

ちょっと私、この質問には書いてなかったんですが、消防の関係で、避難行動要支援名簿の作成見通し、今日新聞に載っていましたね。まだ東彼杵町は作成していないと。これも消防団との関連でもし回答いただければ町長の考えをお尋ねいたします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、2013年に法が改正されておりますので、当然作らないと、義務ということを知りませんでした。しかし、私も就任しましてから民生委員さんとか、消防団とか、情報共有ということで、これに変わるものをすでに作っております。しかし、システムが入っておりますので、それでやっているんですけれども、プライバシーの問題とか何とかあるものですから。実は、改選があるのであまり言われたいですけれど、腹の中には集落点検というのを考えているわけですが、その中で各隣保班を回って、そして全部プライバシーの問題も出して良いですかということで協力を得ながら、そういう実のある名簿、要支援者名簿あたりを作ろうと思っておりますので、今、国が示しています名簿というのは、非常にワンパターンで聞き取りだけでございますので、本当に誰が困っているのか良く分かりません。ですから出さないと言われれば終わりですから。だから、隣保班に入って集落点検で、それは地方創生の中でやっていきますので、職員も入っていくわけですが、これでもうつぶさに、その隣保班での動きを調べて、緊急事態には支援できるように対応していこうと思っております。今日の新聞には本町は入っておりませんでしたけれども、大変申し訳ないですけれども、そういう別の名簿で対応しておりますのでご安心いただければ良いかと思っております。作らなければならないとなっておりますので、是非作ろうと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

今度、消防詰所の敷地の中に、飲料水として可能な地下貯水タンクなどの整備も構想の中に入れられるのかどうか。ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

全く飲料水までは考えておりません。雨水は使えませんが、できたら、何か方法があれば備蓄というのでも考えるわけですが、要は、そんなに水は不便はしておりませんのでなんとかなるかと思っておりますので、27年の国土交通省の防災拠点ができたら、水の備蓄は決まっておりますので、極力そちらの方の誘致ができたら一番良いかと考えております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

自家発電の件なんですが、今後は公共施設は独自で電力を確保できるようなシステムを、ソーラーでも、そういう感じで私は、各個々に確保しておくべきでないかなと思うのですよ。何故ならやはり消防団と役場が動けないと、災害の時は住民はどこに頼れば良いのか分からない状況になってくると思うのですが、今後の町長の考えはいかがですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

お金があれば、バイオマスでもソーラーでもやりたいのですが、なかなかその辺がありませんので。自家発電というのは、役場のコンピュータくらいしか使っておりませんので、なかなかできるかなと考えますが、自家発電という方法が、例えば、水素とか何とかもできる様になります。技術革新でドンドン上がっていきますので、今からはかなりのものが来るかと思っております。その辺を期待しながら、それと、東彼杵町は幸いにして、全国でもベスト5に入るくらい地震のない町、災害のない町ということで評価をされております。特にそのなかでも東彼杵町は50年前に大きな災害がありましたけれども、水害でございますので、地震もないし、そういう点で、例えば他町に頼ったほうが良いかなという面もあるものですから。便利な所ですから、福岡からも何処からでも応援できますので、装備はしなくても対応できるかなと思っております。甘えて申し訳ないですが、よろしく申し上げます。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

災害というのは、予想外を予想しておく。今まで地震もない、100年もないと言いながらも、いつ来るか分からないというのは町長は念頭に置かれていたほうが良いと思います。

次に、予算執行の選択と集中についてお尋ねをいたします。出生率の問題であります。本県の離島は、女性1人が生涯に産む子どもの割合を示す合計特殊出生率が高い傾向として原因と挙げられるのが、祖父母と同居し、子どもの面倒をみてもらえる環境面の要因があると言われております。この3世代同居に対する優遇措置を考えていかれることはないのか。お尋ねいたします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

こういう問題が今から、地方創生の総合版の中で対応できます。しかし、これは全国何処でも手を挙げますので、多分単独になるかと思います。全てお金をくれるならそういうことに使うわけですよ。手厚くやれるのです。だから、今度の地方創生の意味がよく分からないのです。誰でももらえます。例えば商品券、プレミアム付商品券、これも全て全国一律です。だから、そういうもらえる物は自由に使えるわけですから、何処ももらうと思います。だから、地方創生もできないわけです。知恵を絞って、特に出生率が低い所、そういう所に特化してとかとなれば、一番良いかなと。あるいは、過疎ではない訳ですけども、本町は。今盛んに議論しておりますけれども、長崎県 21 市町の中で、7 市町が過疎ではないのですよ。すべて大村市以外は過疎、市が 13 市ありますけれども、大村市以外は全部過疎なんです。どうして東彼杵町は過疎ではないかということで、今全国的に取組をしておりますけれども、この辺もポイントで押して行って財務省あたりと、あるいは総務省あたりと協議をしながら、準過疎の市町村になるように努力をしていかなければなりません。特にこれは議員さん一体となって、陳情に行ってもらえば良いかと思っております。そういう取り組みが一番良いかなと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

それから、18 歳から 23 歳の若年層の町内からの転出調査や就職に関する意識調査。これらを実施されたことはございますか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、他所の市町村はやっているんです、追跡調査を。この前分かりました、東彼杵町がしていないということになっておりますので、戸籍の方でこれはやります、今から追跡調査を。もちろんプライバシーで答えてもらえない分もあるかもしれませんが、これをしっかりやらないから駄目なのです。何故出ていくのかということ、追跡調査をしながら、是が否でも本町に留まってもらう為の施策をするために調査は絶対すべきと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

子育てで、毎回各議員質問をいたしますが、第 2 子の出産日より 1 年以上養育者が東彼杵町に住所を有され、融資、町税等の滞納がないことを支給要件として、15 年間で総額 500 千円。第 3 子以降の子どもに対して総額 1,000 千円。これは 15 年掛けてやるわけです。ここに、町内に住んでいただくというのを目的に、今、一時的にお金をやっていますが、これをこういう形に分けて支給して行く方法はないですか。金額をあげて、毎年の額は小さくなるのですが。いかがでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、2か月に1回とか、出生祝い金とか育児報奨金とかやっておりますけれども、やはりお母さん達と話しをしたら、100千円ぽっぽとやるよりも議員がおっしゃるようにロングランで長くずっとやってもらえば良いと。もう少し少ない金額でも良いという意見もあります。確かにあります。同じお金を有効に使うという意味からいけば、そういう長く分けてやったほうが良いかなと。第1子からやった方が良いというような意見もありますので。非常にこれは財源がいるわけですので、なかなかおいそれとできませんけれども、皆様と一緒に頑張ってこういう子育ての環境を整えようと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

やはり、国立社会保障人口問題研究所は、25年後の2040年は大村市なども人口減少に転じると報道をされております。転出が転入を上回り、自然減がそのまま続けば減少には歯止めができません。やはり減少率を少しでも緩和する為に住環境や子育て、教育になお一層の行政の支援をすべき、傾注すべき。これが選択と集中と考えておりますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今議員がおっしゃるとおりでございます。そのとおり、他にないわけですがけれども、本当に人口減少というのは大村市もです。ショックな話は2060年の話です。45年後の話でまだまだ先の話ですがけれども、残念ながら東彼杵町は幾らと思いませんか。3,388人の予想が出ておまして、これはショックを受けました。大村市もその時は7万人です。あとで資料をお渡ししたいのですがけれども、非常に厳しい状況が来ます。11月にも広報で東彼杵町が潰れると出しましたけれども、こういう減少ということをもう一度町民の方も認識してもらって、そしてやはり町が一枚になって、一体になってやるべきにきているかなと思います。

人口減少をいかにして止めるかというのは、逆に職員に言っておりますけれども、あと何世帯残れば良いかということで、逆に世帯を残すような定住でやっていって、何世帯もってくれば人口を支えることができるかとか、そういう計算をしております。したがって、目標を持つために、長期ビジョンではないですが、何世帯来てもらおうか、そういう取り組みをしばらく続けた方が良いのではないかと考えております。したがって、例えば来たら、毎年3,000千円あげますということをやって、それを1年に10組で30,000千円組みます。それを10年間とかやったらどうかなという気持ちも持っておりますし、それもお金がですね、どうして捻出していくか。何処を切っていくのかとなれば、どうしても道路予算とか何とか切っていかなければなりません。道路予算も維持管理が平成が始まる頃は、町単独が150,000千円、160,000千円ほどあったのですが、今はもう30,000千円足らずになっております。それは道路の維持管理ができなくなりますね。だからその辺を切りながらやっていくしかありません。どうにかして、人件費あたりもカットをしながら、そして一般財源の捻出、これが至上命令だと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

安心して子育てできる環境の整備のひとつに、小児科医院、これが一番招致が必要だと思うのですが、それらに取り組む、少しでも支出して病院に来てもらう、町立病院ではできませんので、そういう形で、町長はどう考えていらっしゃるのか。小児科医院。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

産婦人科の話がありまして、来たらどうだろうかという話が若干あっているのですけれども、それははっきり、そういう方がいらっしゃればお願いをしたいと思っております。昔を考えれば、産婦人科がなくても、小児科がなくても、児童が多かった時にはやってこられたわけですから全く問題ないのですけれども、今の若い方は町内にあったほうが安心できるということがありますので、ひとつのうりにはなるかと思っておりますので、是非そういう話があったら積極的に誘致は進めていこうと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

次に地方創生でございますけれども、国の要請に沿って地方版総合戦略を策定しなければなりませんけれども、地域の実情に沿ったものを策定する為の基本的な町長の考え方をお尋ねいたします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

実情に合った考え方でいけば、当然、そういう子育ての環境整備をするのが一番なんですけれども、なかなか今のやり方では、全く通用しないのが地方創生です。何を今、安倍さんはやっているかといいますと、東彼杵町が2年前に海士町を参考にして、山崎亮さんという方を呼んでまちづくりをしました。そして、それからまちづくり会議をして2年経ったわけなんですけれども、今、ようやく若者が何とかしようという気持ちになってくれました、なってきました。そして、地域の方も地域で何とかしようということで、アイデアを出してやっていこうと言っております。それが2年前にやったのが、東彼杵町のまちづくりだったんですよ。

それが今、安倍さんが言う地方創生のモデル版です。同じことを2年前にやっているのですよ。それは何かといいますと、私達がまちづくり交付金をあげました、エアコンは駄目ですとか、屋根替えは駄目ですとか、そういうハードは駄目ですよといういい方を一時しました。区長さんに流して。区長さんはすぐあげてきました。それと全く同じことを今行政がしています。ですから何をするかというと、その地域をもう一回見直して、特産物なり、農産物なりをもう一回掘り起こして地域の特産にきなさいと、それを売きなさいと。そして、雇用と産業を生みなさいと言っておられます。それは2年前にやりました。やりましたけれども1件でも出ておりません。どこかの地区は、発酵米を作ろうとか、有機の肥料を作ろうとか、若干変わってきましたけれども。そんなことをやるのが今の地方創生なんです。ですから、研究に要する費用とか、そんなものですので、今までの通り一遍の考え方ではとてもできません。

私も内閣のまち・ひと・しごとの本部に行きまして、直に担当の方とお話をしました。そうしたら、先程言いました千綿廃坑トンネルの話をしました。光ファイバーの話をして直にしましたら、町長駄目と、今までと全然変わらないですよ。それは今までのやり方なので駄目ですよ。あとひとひねりしなさいということなんです。そこで、KPI といいますけれど、評価の仕方をPDCAということで1年1年点検をしていくわけです。そして、目標にどれだけ向っていくかということで、100%いなくても50%ぐらいまでいけば良いですよというのがKPIという会社の経営の手法なんです。それでやれということですので非常に難しゅうございます。

ですから、例えばトンネルの中で何人雇用をするかして、例えば、濁酒でもいいし、何か作ったとします。そうしたらどんどん雇用が生まれて生産高も上がるとなれば良いんですよ。それで良いでしょうと言ったら、駄目と言われるわけです。そういうことが新聞には書いてあるのですが、あるいは説明がそうなんですけれど、現場に行くと、東京の内閣府に行ってもそういう話なんです。ですから、あとで話をさせて下さいと言って帰って来ましたが、非常に、まちづくり課、課長連中も会議を作って、ワーキングまで作ってやっておりますけれど、果たして何処までいけるか、非常に心配をしております。ですから、格差がでるかなと思っておりますので、いろんな人脈を使いながら、知恵を出しながら、いずれ何処かの大学と提携をしなければならないと思っておりますけれど、そういうやり方で行くしか我々の今の考え方ではとても、地方創生の、地域の実情をどれだけ伝えられかというのは分かりませんので、今後とも皆さんとも、議員の皆さんもそういう役割が回って参りますので、失敗しない総合版を作らなければならないと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

この戦略を策定するのに単独で作る市町がかなり厳しいと言う意見が新聞に載ってましたよね。その時に国とか、県の職員の派遣。この辺はどうなっているのでしょうか。市町に対して。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今の制度では、最初は5万人以下の人口の所にはコンシェルジュをコンシェルジュということで、繋ぎ役の職員を派遣するとなっておりますけれど、今、1万人以下の所にやるように変わっているそうでございます。したがって、東彼杵町に来ていただけたと思いますので、是非、そういう国の力も借りて、県の力も借りてやっていかなければならないかと思っております。産学官の考えではなくて、プラスになったのが勤、労、民、報道とかも全部入っておりますので、総力戦になっております。財源は限られておりますので手を挙げた方が勝ちですので、5年間と言わずに早目にそういう計画を立てなければなりません。結構厳しいスケジュールになるかと思っております。以上です。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

そうしたら、隣接する市町で、一緒になって策定するという事も可能なのですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは可能です。例えば大村市と地域連携で、自立圏構想か何か作りまして、大村市で企業誘致をしてもらって、住まいは東彼杵町ということもできますので、それは県の説明会でもモデルになっております。ですから、東彼杵町が一番人口が減りますので、何とか今もっている大村と共同でそういう計画を立てませんか。合併ではないのですよ。合併ではないんですけど、そのままの位置で良いところと良いところを出し合って、悪いところは繋ぐとかという方法はできます。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

やはり私、何回も申しておりますように、ここの交通の利便性を活かしながら、今工業団地を造ろうというのは、時間的にも無理ですね、はっきり言って。働く場所は佐世保、大村とか長崎でも、ここに、東彼杵町に住んでいただければ、町としてもなんとか生き延びられるのではないかと思います。住環境の整備をお願いしたいと思っております。その中でも、先程町営バスの問題が出ましたが、私は、地域の公共交通が減少し、移動に不便を来している子どもや高齢者の交通の便を確保するために、10人乗りぐらいのワゴン車両で、自宅近くから医療機関や公共施設、商業施設等の目的地まで送迎する乗り合いタクシー、これなどに町営バスを変えていく考えはございませんかね。お尋ねをいたします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは私も就任当初から考えておりまして、できなかつたもののひとつに思っております。小さなことですが、したがって、最後には辺地タクシーを遠目に入れました。ですから、手厚くやっていくためにはしなければなりません。しかし、遠目に入れました、利用者が何人いるかなと思っていたら、1名だけなんです。だから本当に地域の声と実態はどうかということなんです。だから、収支も悪いですから、確かに今のバスでは、中岳地区で特に考えてみますと、中岳の集落はバスは通らないのです。上か下かの大きい道に出ないと乗れません。ですから、今考えているのが、小型バスに変えて、例えば千綿駅をバスセンターにして、千綿駅から発進してずっと八反田地区から上を回って戻ってくる。そういう周遊の、今おっしゃった10人乗りぐらいの乗り合いタクシーあたりをバスに変えて運営しようかと。それは小型になりますので、経費は幾らか安くなります。そのへんを本来は地域で、町ではなくて自治会でもできるのですよ、運営協議会を作って、例えば、遠目と太ノ浦地区で運営協議会を作って、独自で、自分達の住民でやっている町がたくさんございます。他所の市町村は全部、四国なんかも多いです。そういうこともできますので、いろんな知恵をしているのですけれどもなかなか現実に結びついておりませんので、まずは千綿駅をバスセンターぐらいに変えて、そして観光も兼ねたような形で何かできないかという考えはございます。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

私は、町営バスに代って、例えば高齢者の方の運転免許証返上とかにも利用促進できますし、予約制にして予約センターのオペレーター業務については臨時職員等の雇用とかもできて、これは町でやって、仕事は民間会社に委託をする。そういう形で、今のバスの状況からいって、スクールバスはスクールバスで今から行きますから、高齢者とか車の免許を持たない人、買い物、そういう人も含めて荷物まで乗せて運んでやるような体制。もうバス路線を廃止してタクシー、そういう個別でいけるような予約制。大体他所の町がやっているのが、1時間前ぐらいから予約でいいし、取り消しもいいし、普通のタクシー料金よりも安いですけど、これは町が持つのですが。そういう形で進める方策はいかがですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今おっしゃったとおり、そういうことが今からは、予約制でオンデマンドという方式でやるのが一番良いかなと思っております。そうしますと、雇用も発生しますし、低価格でできます。いる時だけ動くわけですから、それが一番かなと思っております。それも、実際制度を作りましても、本当に乗る人がどうなのかということなんです。

今、デイサービスの人々がどんどん減っています。デイサービスに来る人が。ということは健康な人が増えているのですよ。運転ができます。町バスを走らせても乗らなければ何もなりません。考え方は、皆さん車を止めてバスの乗ってもらえば何億円という産業が生まれるわけですけども、それは叶いません。そういうことの経済の仕組みを考えてもらえば皆さん協力してもらわなければいけないのですよ。乗らない所にいくらバスを走らせても全く駄目です。だから、公共交通というのは確かに赤字でもやれということですので今やっている訳ですから、30%の収益率でもやっているわけですけども、これを下回るようになればやはり考えないといけないです。そうしますと予約制にするのがベストと思います。

ただし、高校生あたりが大村、川棚間を利用する場合は非常に不便になりますので、その路線だけを活かさなければならぬ、その路線が今大ピンチでございますので、悪くなっております。大野原高原線が、70%ぐらいあったのがどんどん今悪くなっておりますので。東部循環線は初めから10%前後です。非常に悪いですので、これはなんとか考えなければならぬかなと思っておりますけど。路線のコースも10年間全く考えてありませんので、コースの考え方とか、路線の見直しとかやっっていかなければなりませんので、そういう予約制というのは一番ベターなことだと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

最後に統廃合後の校舎の利用についてであります。今後、校舎、体育館を営繕費用を投入してずっと継続して使用していくのか。若しくは公共施設の集積事業で解体し、更地にして再活用を計るのか。方針をやはり今後は決定して活用をどうしていくのかというのを必要だと思うのですが、町長いかがですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはもちろん解体も含めて考えていかなければならないと思っております。施設によっては耐震化が終わったばかりですので、非常にもったいないですので、解体するのも今は起債事業もできますので、簡単にできるようになっております。勿論それは負債ですので将来の返還が必要になって参ります。したがって、どういうものを統廃合した所に持ってくるかということなんです。ですから、そこら辺を十分考えながら、さっき言いましたように、例えば学校がそのまま来るとなれば全く問題ないわけですね、学校が来るとなれば。それが一番なんですけども。ただし、音琴は非常に風光明媚で景観も良いですので、例えばレストランとかホテルにしたいという人も。ホテルはどうか分かりませんが、レストランにしたいという方がいらっしゃる。そういうことがありますので、全体的な社会資本の施設の長寿命化の計画をまず作ること。その中に統廃合した学校をどういうふうにもっていくのか、いつまでに決まらなければを目標にするのか。その辺までを含めたところで検討していかなければと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

大分県には、大学の通信教育、そこを誘致した所もあるんです。町長がおっしゃるように教育と高齢者福祉施設や、やはりいろんな方向を考えておかれて、もう1年しかないものですから慌てないように、私は計画を策定すべきだと思っております。

教育長に最後にお尋ねいたしますが、地域が学校教育にかかわることで、児童の豊かな情緒を醸成するためにも必要だと考えておりますが、教職員退職者の方や、民生委員さんなど地域の方の協力で、学習指導の補助、伝統行事の伝承の活動、まだ学校の建物が残っていれば、地域学習も必要ですが、1時間でも2時間でも午前中にさせていただくという計画は無いのかお尋ねをいたします。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

今の件につきましては、岡田議員からは何回となくこの場でご質問をいただいております。私は過去そういう場にいたのですが、これは退職された先生方、ここから自然発生的に起こって、学校に来られて、こういうことでまるつけたいと、まるをつけたいと体を、団体の体ですね、まるつけ体を組織しましたので、学校の方でこういう時間帯に学習支援をさせていただけないでしょうかと、そういうふうなことでございました。

また、行政といたしましては、働きかけはできるんですけども、ただ、それぞれの個人的な、それぞれの生活設計等々があられますので、関係者と言いますかね、そういう方々には具体的な形ではお話ししておりません。ただ、この本町では、教育、いろんな環境が、先程申しましたように、他町にはない、例えば塾とかは別におきまして、放課後子ども教室とか、学童保育とか、そういう面がかなり充実しております。また土曜日は土曜日放課後教室とかです。かなりの授業をやっておりますので、これは他所の市町に比べまして教育関係につきましてはかなり充実した内容になって

いると、私は、県下を見渡して考えております。ただ、今回今のようなことでありましたので、機会がありましたら退職された先生方、民生委員さん、各関係者の方には呼びかけをしていきたいというふうのに考えております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

終わります。

○議長（森敏則君）

以上で、9番議員、岡田伊一郎君の質問を終わります。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。再開を13時15分にいたします。

暫時休憩（午前11時59分）

再 開（午後13時15分）

○議長（森敏則君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

午前中に引き続き一般質問を続けます。

次に、7番議員、佐藤隆善君の質問を許します。7番議員、佐藤君。

○7番（佐藤隆善君）

それでは、先に通告しておりました質問をさせていただきます。

先程、同僚議員2人の質問は、4月に改選期を迎える町長に向けて来年度以降のことを尋ねておられましたけれども、答弁に苦しむような状況でございますので、私は明確に、渡邊町長1期4年間の町政での成果ということでお尋ねをしていきたいと思っております。それから先程もありましたが、小学校の統廃合の問題がでてきておりまして、来年の4月1日からは統合するのだということは決まっておりますが、それに対する1年間で全てのことがどういうスケジュールで実施して、当然これは間に合わないといけないわけですから、いろんな事務手続き、かれこれあると思っておりますので、そのところについて教育長の見解を求めたいと思っております。登壇しての質問は以上で終わります。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それでは、1期4年間の町政での成果ということでございますのでお答えいたします。

1期4年間は我武者羅に実行いたしまして、これでよかったのかなという反省の毎日でございます。試行錯誤の繰り返しの毎日でありましたが、振り返れば熱く行動して冷やかに考え直す毎日の4年間を送ったようであります。その中から、首長として私なりに前向きに取り組んできました。勿論至らないところは多々ありましたが、その過程から確かな画像として頭の中に残ったものは、東彼杵町の日本の中での位置付けでありました。

これは外部の多くの人や研究機関の方々、地元の見識をもった方々との対話の中から、確かな画像として浮かび上がって参りました。その画像は、当町の町民憲章に高らかに明示してあります。

太陽とみどりと水のスローガンから浮かび上がってくる風景や伝統や町民気質そのものでした。これまでいろんな所に出張し、町外に出掛け、また、町内の会合や現場を飛び回り多くの方々とお会いして、広い見識を求めねばならないと時間に追われ、年中無休で考えていましたが、結局、東彼杵町の日本の中の位置付けは、原点の町民憲章に高らかに掲げてありました。太陽とみどりと水を大事に守っていくことです。そこからの原点からのスタートが必要であると、この4年間で明確に感じ取りました。それと、私が就任時に所信表明に基づきまして、主な取り組みを説明したいと思います。

まず、改革を行ったもの、それは高齢者の筋力トレーニングの廃止をしました。32,000千円の6年間で、32,000千円の、1日あたりに計算しますインストラクターの雇用が60千円。それを2名雇っておられました。それは大変残念だったですけれども、止めることにいたしました。

それから下水道計画の見直し。これは千綿地区には本当に申し訳ないと思っておりますけれども、今になって考えますと、単純に150,000千円から200,000千円ぐらいは安くなります。今の時間の費用を見た場合にも、これは多くは語れませんけれども、これはやがて20年、30年後には、大きな財源の節減に貢献するだろうと思っております。

計画倒れに終わったものがたくさんございます。先程申しました町バスの検討が全くできませんでした。ブロードバンド施設整備は、やろうと思っておりましたけれども、これもどちらかといいますと手遅れの状態です。しかし、先日、NTT西日本と連携包括協定ができましたので、財源が許せば是非これはやらなければならないものと思っております。

やや芽を出したのが、グリーンツーリズムの施行ができたということは、やや計画倒れですけれども、まだまだ緒に就いたばかりかなと思っております。

小音琴郷の潮風害対策、これは非常に残念でしたけれども、漁業者の皆さんとの理解が得られず、事業着手には至りませんでした。

千綿紡績跡地につきましても、千綿地区にはやはり住居あたりの計画を思い立ちましたけれども、どうしても地元の反対がございまして、これも今回補正で落とすという、大変残念な結果に終わりました。

それからもう一つ、千綿女子学園、これも計画倒れといいますか、これは長崎県がおられるわけですから、これも何とかしたいと思っておりましたけれども、まもなく3月17日に最終委員会がありますので、これが上手い具合いきますと、来年からは女子学園の方に五島の方から、まだこれは正式ではございませんけれども、メロン栽培とかの話がっておりますので、非常に素晴らしい経営の持ち主でございまして、人材派遣会社をされている方でございますけれども、素晴らしい方がいらっしゃいますので、是非これは活性化に寄与できるものと思っております。

それから、新しい企画をしました。なんとかしゅう会、女性対話集会、まちづくり会議、まちづくり交付金制度。それから、これは人を動かすためにはどうしても、ばら撒きと言われましたけれども、一定の成果があったものと思っております。

それから職員もスキルアップをするために地域エリア担当制度をしています。これはまだまだ不十分ですけれども、これからは地方創生にはなくてはならない制度になって参りました。先がけて東彼杵町は2年前からやっておりますので、これはかなり効果はあるものと思っております。新たに地域おこし協力隊も入れまして、3名でやっておりますけれども、町民の皆さんに対する評価は

高うございますので、これからも3名の意識改革あたりを町民の皆様方に与えてくれると思っておりますので、かなりの期待をしております。

特に念願しておりました、新しい企画でできたことは、野田卯太郎さんの顕彰とか、井手壽謙さんの顕彰、この辺は非常に私も念願しておりました、文化振興という面からも、あるいは産業振興という面からも、高く私自身としては評価をいたしております。

子ども、子育て支援等につきましては、25年ぶりに保育園の認可ができたということは非常に経常経費が厳しい中、どうしてもこれはやらなければならないと思っておりますので成果であろうと思っております。

高齢者対策につきましては、筋力トレーニングを止めました。年間6,000千円から5,000千円使っていたわけでございますけれども、これに代って介護予防でよんなっせという事業を立ち上げました。これもまだまだ不十分ですけれども、これから高齢化の中では、もう少し分散型でできないか検討をしておりますけれども、ひとつの方向転換かなと思っております。

太陽光のソーラーシステムあたりも新たに入れまして、制度化できたかなと思っております。

それと、環境面でいきますと、水を守る条例を作りましたので、これからの環境問題も併せながら、水を大事にしながらこの宝として進めていく必要性を、この条例で十分できるものと思っております。

合併浄化槽の設置補助金の充実。これももちろんあったわけですけど、千綿地区が特に、下水道に変換と決めましたので、これは手厚く補助金をあげました。財政負担になりますけれども、しなければならないということで、確かに経費は要りますけれども、先程申しましたとおり、後年度の効果が幸いますので、何とかいけるのではないかと考えております。

水道の基幹改良なり統合事業。これは私も1,300,000千円という費用は本当にできるかなという気持ちがありましたけれども、皆様方のいろんなご理解をいただきまして、現在順調に進んでおります。これもあと、27年、28年度までかかるわけでございますけれども、今やらなければ高齢化が進んだ中ではとてもやれない事業でございますので、漏水とか、事故等が今から発生いたします。それを未然に防止するという極めて適切な事業かと評価をいたしております。

防災面におきましては、長崎県では初めての自主防災組織、100%ということで高い評価を受けております。今年が4年目ですけども、各地域で避難訓練を実施しております。これもやはりやってよかったということで考えております。

健康スポーツ面等で考えますと、総合型地域スポーツクラブを発足させました。これも先程の筋力トレーニングの代替的なものをやろうとやったわけですけども、まだまだこれは磨けばいろんな事業ができますので、考え次第ではもっと上がっていくかなと考えております。

10年ぶりに町民運動会を開催いたしまして、非常に皆さん方からいろんな絆ができる運動会だなと思っておりますので、これも高く評価いたしております。

東彼杵ロードレース大会もこれは職員が、私が就任した時に職員からの提案でございましたけれども、ようやく最終の4年目で実現できて大変嬉しく思っております。

それと、諸々ありますけれど、今、午前中も議会で話がありますとおり、土地の購入、道の駅に関連します土地の購入、老人ホームの跡地とか、食堂棟とか、ロハス養生事業、あるいは農協の米倉庫とか。今から、この辺の小さな拠点づくりで力を発揮してくれると思っておりますので、

十分これにはお金が掛かっております。確かに2,000,000千円近く以上、用地交渉から用地の購入から掛かっておりますけれど、東彼杵町で一番町外の方、あるいは町民の方が集まれる所はここしかございませんので、良いものはどんどん磨いていくという私の考え方からすれば、当然至極当たり前のことで、今からもここを中心にやるべきではないかと考えております。あと諸々ございますけれども、企業誘致的には、なかなか簡単には行かないなと思っております。わずかでございますけれども、企業誘致には値はしませんけれども、常明園の移設も大村市に行かれるのをこちらに移設いただきました。それから、コメリとか、伊藤ハムとか、タナチョーとか、ささやかな企業ではございますけれども、本町に来ていただきましてこれもひとつの企業誘致の一貫として捉えております。

教育等につきましては、これも大きな改革で、来年度から統合ということで小学校の統合を達成することができました。これは議員皆さま、保護者の皆さま、いろんなご迷惑を掛けるわけでございますけれども、どうしても避けて通れない。部分的にはですね、千綿小学校等もある訳ですけど、こちら辺はもう少しじっくり腰を据えて理解を得ながら進めるべきではないかなと考えております。

以上登壇での説明を終わります。

**○議長（森敏則君）**

教育長。

**○教育長（今道大祐君）**

佐藤議員のご質問にお答えします。

学校統廃合に伴う彼杵小学校の教室とその設備の受け入れ態勢についてのご質問でございますが、現在のところ現彼杵小学校の校舎設備等で間に合っております。統合いたしますと当然、机、椅子等の備品等は補充する場合がありますので、不足等をきたさないように準備作業、部会等で細心の注意を払いながら進めて参ります。

28年度の4月1日で、学年特別支援学級通級等で12学級になる予定であります。現在13の教室がございます。したがって、1教室は余るという形になっております。ただ危険学級と言いまして1年生が30名、2年生が35名、3年、4年、5年が40名、6年が35名の定数になっております。これは長崎県独自で決めた定数でありますが、その定数に対してぎりぎりの、例えば、34名とか6年生で、そういう学級がありますので、最終的にはその危険学級の推移に係るかと思っております。その場合につきましても、現在の学校への問い合わせの中では、間に合うということをお願いしております。

次に通学についての計画であります。通学バス3台を購入し、音琴方面1台、大楠方面へ2台、朝1便、午後から夕方にかけて3便を予定いたしております。これは保護者の負担はないということで説明をいたしているところでございます。通学バスの駐車場等につきましては、今後、町長部局それから3月の時点で設置します作業部会と共に話し合いながら進めて参りたいと考えております。細かいスケジュールにつきましては、教育次長の方に答弁させます。以上でございます。

教育次長。

**○議長（森敏則君）**

教育長に代わり教育次長。

### ○教育次長（岡木徳人君）

教育長に代わりご説明いたします。

統廃合に伴いまして設置をいたします実施協議会並びに、その下部組織になります作業部会の今後のタイムスケジュールでございますけれども、3月に必要な要綱等の決裁を終えております。現時点では保護者並びに各関係する地域へ作業部会員の選出の依頼を行っております。これは3月いっぱいを目途に教育委員会へ選出していただくようにということで依頼を申し上げております。

その後のスケジュールでございますけれども、27年度4月に入りまして、新体制、これは区長さん、あるいはPTA組織のメンバーが代わると思いますので、その後に第1回の協議会、作業部会を開催したいと考えております。それ以降、まず3校の状況調査を6月中を目途に行いまして、それぞれの項目につきまして現況調査に基づく調整を夏休みいっぱいを目途に行いたいと考えております。その調整につきましては、3校で持ち寄ったそれぞれのシステムや規程、基準等につきまして、どの項目をどれに一本かしていくのかということも含めて8月いっばいに協議を行うように考えております。そのあと9月中を目途に作業部会で調整された項目につきまして、実施協議会。これは教育長、各学校の校長で組織をいたしますけれども、そこで作業部会の調整項目につきまして審議を行い、決定を下すように考えております。それ以降10月から11月までの間に決定された事項について必要な予算の調査、準備等を行い、12月中を目途にそれらを取りまとめて統合の実施書を作成する予定でございます。

3学期、28年の1月から3月までの期間は、具体的なそれらの準備期間ということで考えております。また、これとは別に関係する学校の交流事業につきましては、27年度当初から実施をして行く予定でございます。

それから、学校の廃校舎の活用につきましては、27年度早々から関係者に参集していただいて、協議を進めて参りたいということで考えております。以上でございます。

### ○議長（森敏則君）

佐藤君。

### ○7番（佐藤隆善君）

町長の1期4年間の成果ということで回答をしていただきましたが、この中でいろいろアイデアを出して実行され、あるいは計画をし、出来なかったことも今、答弁をしていただいたわけですが、この中で、4年間で私なりにこの今、挙げていただいた項目をチェックするとすれば、非常に大雑把な受け取り方でいきますと、殆んどが町長の考え方が全面に出てきて、その全部の行事あるいは事業をされたように、私は受け取っているわけですね。だから、ここでひとつ苦言を呈するというようなことではございませんが、町長のお考えをお尋ねしたいのは、全部町長主導でやられた、やられてきた。このことについて、後ろに座っておられる課長さん方を始め、職員が、職員の皆さんがまだ理解ができていないのを予算化されてというようなことがありはしなかったか、私はそういうふうなことが2、3見受けられましたので町長自体はどのようにお考えですか。

### ○議長（森敏則君）

町長。

### ○町長（渡邊悟君）

ご指摘のとおり、どちらかと言えば私の性格がせっかちで、どうしても現場に出向いてすぐ行く

のが好きなものですから、ことごとく介入しております。だから一時期はどこにでも飲みに行っているとされるくらい、何処でも確かに行きました。行きましたけれど、職員も随分変わってきました、エリア担当制とか、責任転嫁をしていったものですから大分変わってきました。しかし、まだまだ、特に議員の得意分野であります歴史の面、この辺はもっと、私が言うよりももっと理解をして欲しいなということで、何回かお願いをして学習会もしていただきましたけれども、まだ私の気持ちを、それは私が悪いのです。私が職員にもう少し丁寧にわかりやすく、さっき画像と言いましたけれども、優しい絵で見せるとかいう方法で職員に今からしていかなければならないと思っております。非常に私も淡白な人間でございますので、口でばんばんと言って何でできないのかという言い方をしております。本当に職員には申し訳ないと思っておりますけれども、できましたら、改選で、もし再選できるとするならば、この辺のところを私の反省点として今から進めていこうと思っております。

○議長（森敏則君）

佐藤君。

○7番（佐藤隆善君）

なかなか、非を認めるというか、非と言っではいけないかもしれませんが、やはり、こう内部での話し合いというのが、アイデアが浮かんだ時には1回立ち止まって後ろを振り返って、私がしょっちゅう人から言われておりますので、同じような性格でぼんぼんと走ってしまうという面がありはしないかなと思っておりますので、敢えてこの場で一言言わせていただきましたので。いろんなアイデアというのやはり出していただくというのは良いことであると。というのは、結局、外のいろんな考え方というのは、知識は1から10まで人が教えてくれるわけではありませんので、今後は、町長どうでしょう、そういうふうなことを吸収するようなシステムと申しますか、機会と申しますか、機会を与えないといけないわけですから。今後、行政に活かしていくアイデアのある文献とか、そういうものは町でどんどん購入して、他の個人で購入していただければなおさらいいわけですが、今の時代、役場の職員として、最低必要な新聞もとっていない、あるいはそういう関係の法令とか解説とかそういう本も買っていない、そういう人もいらっしゃるようですので、どうでしょう、町で必要なものはどんどん月刊誌でも買って、勉強する機会を与えるというのは町長はどういうふうにお考えですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

確かにご指摘のとおり、職員の能力アップは当然必要と思っております。しかし、私の経験からしますとやはり、自学、自分でしないといけないと思います。確かに給料を貰ってどうして役場のためになる本を買わないといけないかということではなくて、役場のためであっても自分のためですから、それはやはり自費で自学していくのが基本だと思っております。確かに必要なもの、どうしても法令とか、あるいは雑誌の部類で非常に良いというのがあれば、当然とらなければと思いません。

特に私も今気にしているのが、官庁速報というのをとっております。年間400千円で、それは毎日着ます。国で決まったことが翌日分かります。それを見れば良く動きが分かりますので。これが

残念ながら1部しかありませんので、最初、総務課長の所に来て、私の所に来るわけですがけれども、私もなかなか暇がないものですから、女性職員に頼んでやかせます。付箋紙をパァーッと付けてやいていてくれと。それを後で見るわけです。

そういう情報誌がありますので、そのようなものをコピーとか、あるいは今考えようとしているのは、スキルアップのために、ある新聞社のスクラップの仕方、それを今講習会をしましょうということで、新聞社と話しをしています。そういう我々に関係する記事が、今日長崎新聞もお出でですけど、新聞あたりに載っていても職員は余り話題に挙げません。しかしなかにはこういう記事が町長載っていましたよと、良い記事が載っていますよということで、朝から持ってきてくれます。それが日常茶飯事にできるような職場づくりをしなければと思っておりますので、是非、能力アップに、どうしても必要なものは買いますが、基本はやはり自費で自学で、自分のものとしてやっていくのが理想かなと思っております。

○議長（森敏則君）

佐藤君。

○7番（佐藤隆善君）

そういうふうなことを皆さんで考えていただく、そしてそれでいろんなアイデアが出てきて、それを町民の皆さんのために実行する。そういうふうなことをひとつ検討していただきますようお願いをしておきたいと思っております。

それから、小学校の統廃合の件ですけども、例えば、今日ここに配っていただいております教育委員会が変わりますというのがありますが、これで、今年の6月議会でしたか、私もお尋ねをしたことがあったと思っておりますが、総合教育会議に変わっていくんだということですが、これは4月に発足して直ぐ動いていかないと先程説明があった日程どおりにはいかないということもでてくるだろうと思っておりますので、例えば、3月中に、12月に条例が改正になりましたから1月からこの3月までの間に、行事もあつたでしょうけれども、どのような動きをされたのか。実施されたのか、今から今月中に実施されるのか、そこをもう一回説明をお願いいたします。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

12月に条例を改正していただきまして、そのあと、小学校統廃合実施協議会の設置要綱を策定いたしました。これを1月2月にかけて。それから、今お願いしているのは、PTAに各作業部会、6部会ございます。ここにPTAの皆さん、それぞれ大楠小、音琴小、彼杵小に入ってくださいまして、その部会の構成をするということでお願いしているところでございます。もう何地区かからは出てきております。そのあと、16日に区長会がございまして、その折に地域の方の代表ということで、その部会の構成メンバーということで3月いっぱいそのメンバーを決定していただく。そのあと、学校が4月1日から人事異動等で新しいメンバーになりますので、そこが決まり次第、すぐその部会を動かすということでございます。したがって、その作業部会の流れで進んでいくと。前倒しできるところは前倒ししながら、なるべくゆとりをもって28年の4月1日に向けて行きたいと考えているところであります。

○議長（森敏則君）

佐藤君。

○7番（佐藤隆善君）

そうしますと、総合教育会議はいつ発足するのですか、これは。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

この教育委員会制度改革に伴う総合教育会議設置ということでございます。これはご存知のとおり、首長、教育委員、新教育長、このメンバーで総合教育なるものを設置いたします。ただし、今度の3月議会で条例の改正等をお願いいたしますけれども、このなかで私が10月1日までの任期でございます。その場合には、教育委員長さんがおられます、教育委員、それから教育長が任期が満了するまでは、旧体制で動いて良いということで、そういう弾力的な取扱いになっております。したがって、私が3月31日付けを以って辞めれば新しく4月1日から新教育制度でスタートできます。私が10月1日までここにお世話になるということになると、旧教育委員会制度でいけるということで、そういうふうになっております。したがって、その総合教育会議につきましては、その実施については条例が改正した後、旧教育委員会制度でいけますので、そのところは10月1日までは旧教育委員会制度ということになります。

○議長（森敏則君）

佐藤君。

○7番（佐藤隆善君）

そうしますと、今の教育委員会制度で任期が残っているからいけるということになっていますので、いかれるのでしょうか、ただ、そのなかで新しい制度に変わらなければ、学校の統廃合も一緒に走っていかねばということになってくるわけですね。そうしますと、年度の途中で、結局今のおっしゃることでいけば、切り替えをするということをおっしゃっているのですか。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

それは今の段階ではどうするということとは言えないと思います。10月1日までは旧教育委員会制度でいけるということで、そういう方針になっておりますので。私がここで、先程言われましたように、統廃合に関わることでいきますと、いろんな総合教育会議も含めてその教育委員会の在り方に不都合なことがあれば、それは私の気持ちと、そういうふうななかで決定していくものだとそういうふうに考えております。

○議長（森敏則君）

佐藤君。

○7番（佐藤隆善君）

そうしますと、結局どういうふうな方向性で教育委員会自体がいくのかという話し合いは町ではしていないということにおっしゃっていらっしゃるのですか。それとも先の総合教育会議では首長さんの意見というのは重要視されるわけですがけれども、今おっしゃったのは10月までは旧体制でいくということは、どうするのだという話し合いは、4月以降の分は町長との話し合いは教育長は

どういふふうに済ませられているんですか。まだ進んでいないんですか。どっちなんですか。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

その件につきましては、町長さんとの打ち合わせはできておりません。まだやっております。ただ、そのことについては、制度は4月1日からということで、一定の通知が来ておりますのでそういう形になると思っておりますが、私はここで、統廃合も関わってきているので、ここで引くということになれば新教育長でいける。ただ、教育というのは引継ぎがありますので、私が辞めて次の新教育長に引き継ぐとしてもそれは流れの中でいきますので、それなりの動きができるというふうには私は考えております。教育長が変わったから全てが変わるということはありませんので、教育次長とかメンバーも他にありますので、だから流れはそういうふうな流れでということで私は考えております。町長さんの方とはまだ具体的な話はしておりません。

○議長（森敏則君）

佐藤君。

○7番（佐藤隆善君）

今、町民の皆さんの中で、不安になっておられることは、この問題を総合教育会議をご存知の方は、今、私が申し上げますように任期中は従来どおり良いのだということをご存知の方は今のままでいかれるのだなど、全て10月までということは、ほとんどの学校の統合の問題は、今の教育長の下でされるのだというふうな考え方と、今度は逆に中途半端にご存知の方は、4月以降は変わるんでしようという考え方を持っておられる方がいらっしゃるわけですよ、現に。だから、この統合問題の10月までは今道教育長で全部を行うんだと。だからそういう態勢でいくんだぞというのを町の方針として決まっているんですか。決まっていないんですかというのを私はお尋ねしているんですよ。だから、話し合いがもたれているのかもたれていないのかで、ごろっと違うわけですね。これは任期が残っていたらそのままいくことは認められるとありますが、本来はただし書きですよ。ただし書きですから、本来は4月から新しい制度に変わりますよということになっているわけでしょう。だからその話し合いはされたんですかということをお尋ねしているんですけど。どうですか。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

先程申しましたように、しておりません。しておりません。ただ、今のような制度の流れでしたので、佐藤議員がおっしゃるとおり4月1日から制度改正を行うということ、これは県の方針、文科省の方針でありますので、その方針ではいきます。だからそこで新教育長、この立場の方こういう立場の方が4月1日からか、10月2日からなのかというのは、具体的な話はまだやっておりません。もし、そういう町民の方で統廃合が節目節目できちっとやらなければならないということであれば、私自身が3月31日に引くということで決定できると思っております。

○議長（森敏則君）

佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

その上で、そうしたら、これに書いてあります通学の検討というのは、計画とかというのは、結局今年度に、先程の答弁でいきますと、スクールバスは3台購入して、3台購入して運行されるのは前から聞いていたわけですがけれども、これは補助金の申請をして、決定をみななければいけないわけでしょう。だからそれはどういうふうになるのですか。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

教育次長。

○議長（森敏則君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

代わりましてご説明をいたします。スクールバスにつきましては、議員のお話のとおり3台を配備して、統廃合に関係する児童の遠距離通学の障害を対応するように計画をいたしております。購入に際しましては、国の国庫補助金を活用するように予定をいたしておりますので、長崎県教員委員会への事前相談は既に終えておりまして、今後実施計画書の提出等の事務に移るようにはいたしております。概ね県との打ち合わせの中では、補助の該当要件には合致するという事で確認を取っておりますので、補助金の交付については一定の目途を立てております。以上でございます。

○議長（森敏則君）

佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

時期的な問題であるんですけれども、結局、今、国はもう予算は決まっているわけですね、予算は。文科省の統廃合に関わるスクールバスの購入補助金というのは、来年の分は決まっているわけですね。今国会で審議があつておるように。そうしますと、ひとつ心配するのは、来年度に果たして東彼杵町にバスを3台購入する補助金が出るのか出ないのかというのは、今の予算の中には入っていないわけですね、予算枠の中には。だったら国の補正か何かでするのでしょうけど、そこら辺は大丈夫なのかというのが皆さん方の不安材料なんですけど。どうですか、大丈夫なんですか。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

教育次長。

○議長（森敏則君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

代わりましてご説明いたします。議員のご指摘のように国の予算編成につきましては、2年ぐらい前から概算要求の意思表示をしなければなりません。これは当然、議会の統廃合に関する条例の一部改正とはスケジュール的に矛盾いたしますけれども、国庫補助金の制度に当然合致するように事務を進める必要がありましたので、その時期に然るべく国の方に要望をいたしております。确实

には国の補助金の内定通知等をいただかなければ確定的なお話はできませんが、定められたスケジュールに則ってスクールバスの購入計画については、国へ提出をいたしております。以上でございます。

○議長（森敏則君）

佐藤君。

○7番（佐藤隆善君）

今、ちょっとさらっとお答えいただきましたが、大変重要なことで、議会では何も決めていないことを見込みで予算請求をしてきたとおっしゃったように私、受け取ったわけですけど、それは事実ですか。前もっては何も、特別委員会は作ってましたけど、議会としても学校の統廃合を決定していた事実はどこにもないわけですね。それを2年前からそのようなことをしていたということは、背信行為ではないですか。越権行為でしょう。それをお認めになるわけですか、どうですか、教育長。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

詳細については、次長のほうに説明させますけども、条例の改正ができて、その手続きを始めなければいけないということでございますので、12月の改正が担保として進められているということでもあります。詳細については、次長の方から説明させます。

○議長（森敏則君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

これは、国の制度に基づいて当然、概算要求時期に、本町の事業計画は話しをしなければ当然間に合いません。ただし、東彼杵町の議会において学校統廃合に係る条例が可決されたことを条件にということは、補助者の国、申請者の東彼杵町も共通認識の上で申請をいたしております。どうしても議会の条例の承認をいただくタイミングと、国へ事業計画を打診するタイミングというのが、すべて一致する訳ではございませんので、その場合には条例の一部改正が議会に通ったことを条件ということで国、県からも指示を受けておりますし、本町もそれを承知した上で28年4月1日にスクールバスの導入が間に合うように事務手続きを進めたところでございます。ですから、ご質問のとおり2年前から事務手続きを進めていることには間違いございません。以上です。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今の予算要求の話なんですけど、これは議員もたぶんご承知と思いますけれど、2か年度前から準備をしなければ間に合いません。例えば今年の2月にしますと、2月に意思表示をして、8月に概算要求がまとまります。それは1年前ですから。そして翌年度に予算がつくわけですね。そうしないと、しておかないと、全部単独になります。議決事項でなっていくます。だから、足かせは議会議決があった場合と、そういう予算の要求になります。国のシステムがそうなってますので、いきなり今年頼んだからといって予算がなければ全く駄目ですから。2か年度後ぐらいになります。

そうならば全て単独になりますので、今までの事業は全てそのシステムになっていますので、非常に議員の方は議会無視では無いと言われるかもしれませんが、制度がそういうふうになっています。補助事業もやる場合も常にそうです。枠がある場合は今年頼んで、今年とあるかもしれませんが、全て、例えば中山間事業とか何とかも全て、2か年度前に、議会の議決も何も受けておりません。全部、それは概ねこういう事業をやりたいということ、事業計画を挙げますので、それはご理解をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

もう一件、予算もさることながら、こっちは補助事業をもらいますけども、私の方は、その内のバスの1台は大野原高原を、太ノ浦から。バスの2台は、経費削減を図るために辺地事業で今回、辺地総合計画の見直しをあげています。それも枠を取っています。しかし、もう既に県の方からは、27年度事業のバスの購入の起債、適債事業ですよというのが中村氏の方からきております。それも1年半ぐらい前から手を挙げて、辺地事業でどうでしょうか。それも今度の総合計画を認めた場合の話なのです。ですから、議会としての足かせというのは、そういう総合計画が通った場合とか、あるいは予算が通った場合というしか、どうしてもそれが制度上しないと、ものすごい財政負担が回ってきますので、是非ご理解をお願いしたいと思っております。

○議長（森敏則君）

佐藤君。

○7番（佐藤隆善君）

そこら辺の細かいというか、大概、普通国の補助事業をやる場合は総合的に、例えば10年計画とか、5年計画とか前もって出して、総枠を出して実施していく年にしていくというのが私も理解しているんですよ。では誤解を招かないように、これは後の話しですが、結局、何も来年の4月1日からとしないでも、もう1年、あいだを空けても構わなかったんではないですか。それではなかったら逆に、こういうことが問題が起きないようにもっと早く動けばよかったんではないですか。12月1日に、12月議会で議決をするようなことにしなくてももっと早く動いていれば何も問題なかったわけでしょう。だから、まだかまだかとみんなが言っていたのはそういう意味ではないんですか。こういう問題が出てくる恐れがあったからまだですかと、教育委員会まだですかと言っていたんではないですか。それがあったから、私共も今これを出されて、果たして、4月の時点で全部これが間に合うのかと。マイクロバスを購入してまだ入札もしなければならいでしょう。それから車庫証明も取らなければならいでしょう。車庫は町有地が屋根がなくてもいくらでもあるんですけど、バスの乗降場はどこにするんだとか、例えばどういう要綱でこれを運用するのかとか、そのバスのことについてはどうですか。スクールバスについては。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

まず、後のスクールバス等のことについては次長の方から。

12月議会ということでずれ込みました。しかも4年半ぐらい掛かっております、スタートして。説明を加えて細かい検討委員会等、やはり統廃合というのはそれだけ、議員さん方もご存知のとおり難しいということです。地域の方のご理解をいただくというのが、やはり時間が掛かってきたわけです。私も1年半ぐらいそれぞれの地域の方の理解をいただくということで、ずっと説明をし、



○7 番（佐藤隆善君）

そうしますと結局、統合対象となる 2 台は、大楠小学校校区から 2 台走るということで先程の説明ですが、では、隣の地区は乗せたら駄目なんですか。そういうふうなことはどういうふうな解決策をもっておられるんですか。例えば、地区で言いますと、大楠小学校の校区ということになると法音寺までということになりますよね。では、川内の子ども、樋口の子ども、あるいは向かい側の上杉の子どもは乗れないということになりはしませんかね。そういうふうな問題も全部案として考えていらっしゃるのですか。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

そのことについては、説明会の折に、飯盛、川内これについては、スクールバスを出すということで説明をさせていただいております。現在も町営バスに飯盛、川内地区の子どもは乗って学校に登校いたしております。

教育次長。

○議長（森敏則君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

代わりましてご説明をいたします。

統廃合に関しまして、東彼杵町立小学校統廃合実施計画書ということ策定いたしまして、これに基づいて関係地区住民、あるいは関係校の保護者に説明をいたしております。この中で、スクールバスの配備計画ということで、対象地域、それから先程説明いたしました運行便数、コース、それらを全て明文化いたした上で地域、保護者に配布をし、公表するなかで関係地区のご理解をいただいております。当然この中には音琴小学校の校区それから大楠小学校の校区、それに加えて彼杵小学校の校区では飯盛地区、川内地区をスクールバスの対象とするということで説明をいたしております。その他の地区につきましては、隣の地区であろうと、現状と変わらずスクールバスの対象とはしないということで、これまで 2 年間関係地区全てに説明をいたしております。

この小学校統廃合実施計画につきましましては、昨年 12 月の議会に学校設置条例の一部改正を上程する前に、関係地区の区長さん、全員に統廃合実施計画書についての同意をいただいておりますので、当方としましては、この計画書に沿って進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（森敏則君）

佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

私が申し上げたいのは、例えば先程説明がありましたように、大楠小学校管内の方は、結局辺地債を使ったりするんでしょう、バスを購入されるのに。ではなぜ、川内、飯盛は良いんですか、辺地債との絡みは。駄目でしょう。辺地債で買ったバスを、学校統廃合で補助金を貰いましたというのは、音琴も 3 台とも同じかもしれません。それにまた、大楠地区の方は太ノ浦とか、太ノ原とかを乗せるというのは辺地債の補助金がつくわけでしょう。そのバスを、辺地に関係ない川内と飯盛の子どもを乗せられるんですかというのを、私は聞きたいんですが。

○議長（森敏則君）

最後の答弁になろうかと思えます。町長。

○町長（渡邊悟君）

辺地債は町長部局ですので答えますけれども、終点が辺地地区であれば辺地地区の方を經由して来ますのでそれは良いそうですので。できるだけ、お金、町費を掛けずに、国からの交付税対象になるような施策でいこうと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（森敏則君）

教育長の方から何かありますか。教育長。

○教育長（今道大祐君）

統廃合の件なんですけれども、やはり統廃合いたしまして子どもがより良くなるというのが基本でありますので、これからそういう作業に入ります。その後、子ども達が良くなったという条件を整えたいと思っていますので、議員の皆さまにもご支援のほどよろしく願いいたします。

○議長（森敏則君）

以上で、7番議員、佐藤隆善君の質問を終わります。

休憩が欲しいですか。

○——△——

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

賛成議員がおりますので、暫時休憩いたします。

暫時休憩（午後2時15分）

再開（午後2時16分）

○議長（森敏則君）

それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

次に3番議員、浪瀬真吾君の質問を許します。3番議員、浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

先に通告しておりました学校統廃合の進捗状況と取り組みについてということでお尋ねいたします。

少子高齢化と共に町内の人口が年々減少していく中で、音琴小学校は完全複式授業、大楠小学校は一部複式授業であり、グローバル化する社会と子ども達の将来を鑑みた場合、より良い教育環境を図っていこうということから、昨年12月第4回定例会において、平成28年4月1日から音琴、大楠小学校を彼杵小学校に統合する条例改正案が可決されました。学校統廃合の件については、何度か一般質問をしてまいりましたが、可決に至るまでは議会といたしましても、執行部の統廃合検討委員会の設置を受けて、特別委員会を設け2年以上にわたり調査研究を重ね、最終的な報告書を一昨年9月の第3回定例会に提出し、議会報告会等でもその内容を説明してきたところでもあります。執行部におかれましても、校區別説明会や地区別説明会を開催され、少人数学級という現状の厳しさを保護者や地域住民の方に説明しながら、理解を求められたところでもあります。また、大

楠、音琴各小学校区の地域の方々も長年慣れ親しんできた学校が無くなるという寂しさや、地域が衰退しないかという懸念を抱えながらの苦渋の選択と努力の結果でもあります。

このことを踏まえ、去る1月15日産業建設文教常任委員会でも、今後検討されるスクールバスの運行について、住民利用に関する規定の緩和や財政支援、また、学校統廃合に伴う学校施設整備補助金等の陳情を文部科学省に町長、教育長の随行をいただきながら出向き、お願いをいたしたところです。統合まで1年余りですが、現在、町で計画されている実施計画案がどの程度進捗しているのか、廃校校舎の活用を今後どのように考えておられるのか、また、スクールバスについては、一般住民の利用を可能とし運賃を徴収した場合、道路運送法（旅客運送）等による問題点はないのか、更に今後の課題について伺います。登壇での質問を終わります。

**○議長（森敏則君）**

町長。

**○町長（渡邊悟君）**

学校統廃合の進捗状況と取り組みについて、この中の、まず、廃校校舎の活用を今後どのように考えておられるかでございますけれども、これは先程の午前中の質問、あるいは午後からの質問でありましたように、いろいろ考え方があるかと思っております。企業誘致とかレストランとか、宿泊所とか、あるいは学校とか、福祉施設とか、いろんな。これは雇用とか産業も新しくできるわけでございますので、何でもやはり、一番良いのはどれかということを選択をしながら見極めて進めていこうと思っております。

それから、道路運送法による問題点はないのかということでございますけれども、これにつきましては道路運送法で一部利用者の優遇というのは禁じられておりますので、例えば子ども達が乗って、大人、子どもは無料、大人は有料というそういうことに該当していきますので、そうすれば道路運送法の手続きが必要になってきます。なお地域の創意工夫で対応を図っている事例もありますので、児童生徒、一般利用者共に有料とする規定を、そういう条例をつくるという場合もあります。その場合は児童生徒の親に代わって自治体が運賃を負担するとかいう方法。定期券を購入してもらって実費で無料にするとかという方法もございます。色々方法が考えられますので、あくまでスクールバスは児童生徒を安全に輸送することが目的でございますので、不特定の大人が乗り合わせるというのは非常に不安を感じる児童生徒、あるいは保護者の方もそういう可能性が考えられますので、今後は公共交通会議で関係者の同意をいただきながら、各法令上の手続きは進めていこうと思っております。以上でございます。

**○議長（森敏則君）**

次に教育長。

**○教育長（今道大祐君）**

浪瀬議員のご質問にお答えします。

進捗状況ということでございますけれども、先程佐藤議員にお答えしたとおりでございます。学校統廃合に向けての実施計画の進捗については、小学校統廃合実施協議会の設置要綱に基づいて実施いたしております。3月中にPTA及び関係地区の区長様に説明し、実務を行う作業部会の委員の選出を3月末までにお願ひすることにいたしております。そのスケジュールにつきましては、先程教育次長の方から話したとおりでございます。ただ、閉校式、統合学校開校式、そういうのを経な

ければいけませんので、その辺のところの準備も必要なのかと感じているところでございます。先程次長の方も申しましたように、やはり子ども達が違和感なく28年の4月1日を迎えられるということが大切でありますので、もうすでに3小学校の交流学习及び交流活動については年間スケジュールをあげて、その予算措置等もお願いしているところでございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

この件につきましては、1月15日の折に、特に学校統廃合の件につきましては、先程述べましたように、まず国会議員の先生を通じて、この問題は昨年12月にあるセミナーで、国会議員の先生をお願いをいたしまして、文科省とか、あるいは里の護岸の早期着工、あるいはまた町長からも先程ありました簡易水道の統合計画の期限の問題とか、3省庁に陳情に、産業建設文教常任委員会で行ったところでございます。それに町長、あるいは教育長も同席をいただいておりますので、あえてこう深く質問するということはありませんけれども、まず先程町長の答弁の中にもありました、一般の町民の方の利用というのをその時に、中学生も含めて、文科省の副大臣さんと関係課長さんあたりが対応をいただいたのですけれども、それは自治体でそういったことを決めれば可能ということでお伺いをしました。そのなかでも、帰りにも町長と話をしましたが、良かったねということで安堵をして帰ったわけですが、その辺も今後、先程答弁にありましたように、具体的に、やはり今東彼杵町は特に、朝晩は中学校の生徒、小学校の生徒が乗っているわけですが、普段は乗っていない状況なんです。しかしながら、交通、免許を持たない人が何人か町営バスを利用されている現状を見る時に、やはりそういったものがあれば、今後町営バスとの絡みから、町営バスの便数を減らすとか、そういった問題もでてくると思います。そういったことで町長の考え方を再度お尋ねしたいと思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今、議員のおっしゃるとおり、文科省の返事は全く問題ないと、使ってくださいということでありました。しかし、よくよく調べて見ますと、規定の公共交通、例えば彼杵駅から嬉野、武雄まで行っておりますけれども、JRバスです。ここが規定の公共交通が入っておりますので、ここと競合しますので、この辺が問題になっていきます。それから、町バス、西肥バスとかは大村、佐世保間とかを走っていますけれども、これは便数とも無いから非常に利用度が低くございますので、ここはもう少し議論の余地があるかと思っておりますけれども、JR路線の方がなかなかどうかなという面もあります。今後その面を、重複する所の路線ですね、そのところの取扱いが一番問題ではないかと思っておりますので、十分運輸省あたりとも話しをしながら進めて参ろうと思っております。今から話し合いを進めていきますので、よろしく願いいたします。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

特に大楠地区の方を見ると JR バスとはあまり重複しないかなど。現在でも町営バスがそういうふうな形で走っておりますので。音琴地区の方は、西肥バス等とかそういったもので重なる部分が出てくるかと思っておりますので、その辺は研究をさせていただいて、なるべく町民の利用ができるように、文科省の方も道路交通法等の中身まで十分研究しながら答弁されたのか、今の町長の答弁でいきますと。もう良いと言われたので、結局私たちは良かったねというふうな安堵感で帰ってきて、今回の陳情の成果は、他のものについても成果があったのではないかと考えているところでございますのでよろしくお願いをいたしたいと思っております。

乗降の場所は先程も答弁の中にあっていたようですが、現在検討中ということで、あるいは今、彼杵小学校の場合は、前に空地があったりするわけですね、そういった所を活用するのか。あるいはそれが無理となれば、今のバスセンターの所で降りていただいてそこから徒歩で来るとか、いろいろ方法があるかと思っておりますが、そういったところの考え方は、今から検討と言われればそれでおしまいなんですけれども、どういうふうな考え方にいかれるのでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

町バスをどこで停めるか、それが一番問題ですので、停めてそれからどこかに格納するのか、あるいは付近に格納できるのか、すぐ彼杵小学校の近くに格納できれば問題ないのですけれども、その辺にきますと、用地買収あたりがでてきますので、まだここでははっきり言えませんけれども、格納タイプか、そこら辺で学校周辺でどこか求めるかということで、今から、一応案としてはありますけど、まだちょっと議会で説明できるようなことにはいっておりませんので、今後その辺の用地買収も含めたところで検討して参ろうと思っております。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

一般の方は別といたしましても、中学生も一緒に乗れるような状況になれば良いんでしょうけれども、今の状況でいきますと、ぎりぎり乗れるのか乗れないのかという考えがございますけれども、その辺りはどうなんでしょうか。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

教育次長。

○議長（森敏則君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

教育長に代わりまして、ご説明いたします。

配備予定の 3 台のスクールバスにつきましては、ドライバーも含めて 29 名乗り 3 台を予定しておりますので、議員がおっしゃるとおり、児童が乗ったあとの空いている座席数というのはあまり余裕がないかというふうに思います。ただし、やはり今後の検討としましては、補助金の交付目的

以外に使用する場合には、当然文部科学大臣の承認が必要でございますので、まずは3校の統廃合に伴って生じる対象児童の送迎を行うスクールバスの計画を保護者と一緒に、早期に計画を作りあげて、その計画に支障を及ぼさない範囲においてそれ以外の目的外使用の計画を立てていくというのが通常方法だと思いますので、どの範囲で中学生の利用ができるか、あるいは一般住民の利用が可能になるかというのは町長部局と併せて並行しながら協議を進めていく必要があるかと思っております。現段階につきましては、あくまでも28年4月1日の児童数につきましては、出入りもございまして推計値でございますので、確定的な話しというのはできませんので、方向性としてそのように今後協議を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

通学バスについては、ある程度ネットあたりで見ますと、時間が5分から10分、全部が乗ってから、ある場合はスクールバスにモニターあたりをつけて、朝の気持ちを高めるための事前の頭の体操とか、そういったことも載っているようでございますので、そういった考え、モニターを付けたりとか。帰りもちょっと時間がありますので、そういったことの計画考えはあられないのかお尋ねします。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

ひとつの提案として承っておきたいと思えます。ただ、作業部会をずっと実施してまいりますので、その中で、議員各自それぞれお持ちだと思います、いろいろなアイデアとか、そういう情報とかです。そういう部会が継続してまいりますので、そのなかにそういうご意見等を言っていただければと思えます。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

それから、今、教育長からありましたように、6つの作業部会ですすめていかれるわけですが、帰りの便、一応3便計画をしておられるということでございますが、各学年によっては待ち時間等いろいろでてくると思えます。そういった待ち時間に子ども達をどのように、勝手に遊んでいてというのか、どのような対応をされるのかお尋ねいたします。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

現在も町営バス等で、特に大楠小学校は、ずっと過去言われていたんですが、3時から5時半ぐらいまではバスがいなくて、高学年の子ども達は図書室あたりで5時半まで時間を過ごしている。部活をする子は部活をしているのですが、それぐらい時間がとんでいる時間帯で帰る子ども達には非常に不便をおかけいたしております。これもなかなか難しいところでもありますので、先程言いましたように作業部会、学校の日課もありますから、そういう日課も踏まえてそういう時刻等には、

時刻の設定はしていきたいというふうに考えております。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

スクールバス、学校統廃合については、他の同僚議員も類似した質問をされておりますので、あまり質問をすることがないわけですが、廃校後の活用ということで、とにかく音琴、大楠の地区の方が、この明治何年から、そういった分教場ができたということで、説明会の時も教育委員会の方からされておりましたが、特に大楠小学校が、彼杵小学校の分校を独立して大楠小学校になられたのは昭和23年ということと、音琴小学校が25年に独立的にされているようです、資料等を見ると。そういったなかで、大楠、音琴地区の卒業生というのはどの程度の人数がおられるのか。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

正確な数字は把握しておりませんので、後で調べてお手元に資料を預けたいと思います。ただ、学校跡地につきましては、説明会の折に一応承諾を、理解していただいて承諾をいただいたなかで、学校跡地については、地域の方々それぞれおひとりおひとりからどのようにやるんだ、決まっているのかという強い要望とか関心が高かったということが現実でありますので、地域の方々の作業部会がありますけれども、地域の方々のお気持ち等を汲みいれながら、やはり地域の活性化になるようなこと、町長部局共、十分話し合いながらやっていかなければならないと思っております。以上でございます。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

小学校になってからの分は各学校に尋ねて、大楠小学校が1,531名、今年卒業まで入れてです。音琴が1,033名ということで聞いたわけですが、分校ですから本校に計算上、彼杵小学校の卒業生として載っているのではないかと思うので、本当に大楠小学校を出たという感じのところ把握できなかったものですからお尋ねをしたところでございますけれども。やはり、そこで育って結局無くなるという寂しさですね、帰ってきて、もう学校はなくなっているというふうなことで、来年度の当初予算あたりでも航空写真を撮って記念誌、写真を残そうという計画もあるようですが、そういった小学校のそれまでの記念誌あたり、各小学校の、そういう計画はないのか。やはり、特に東彼杵町外に出た方が戻ってこられた時に、そういう冊子があれば懐かしくて、またふるさとに帰ってくるきっかけになるのではないかと思ったりするものですから。その辺りはどうなのでしょう。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

それは、統廃合の説明会の折にもできております。既にある学校では、そういう資料をずっと整理して記念誌として出すということで、その記念誌の内容について吟味されているというところまできている所もあります。それから、もうひとつ説明会があったのは記念に残るような場を彼杵

小学校のスペースを使って、例えば音琴、大楠の、帰郷された時にそこに行って、これは大楠小学校の歴史が分かる、伝統が分かるというふうな整備をして欲しいというふうなことを説明会の折に受けておりますので、十分配慮しながら進めていきたいと思っております。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

この大楠、音琴小学校は、まだ、耐震工事も施工されてまだ十分に使える、体育館等もですね。施設だと思っております。そういったなかで、今から施設の利用のあり方については、町でも検討をされるような考えでございますけれども、例えば、私達が先進地の視察をした所でも、夏休みとか春休みとかそういった所に宿泊施設を設けて体験学習とかもありましたが、全国区、ネットあたりでも呼びかけて良いのではないかと思います。夏休み、あるいは5月の連休あたりに、5月の連休といいますと茶摘みがあるわけです。そういったものを体験学習の場ということで、大楠小学校に簡易な宿泊施設を設けたりして、全国に呼びかけて来ていただくとか、あるいは夏休みにサマーキャンプ、冬休みになればウィンターキャンプというふうなそういったことができないのか。住民の方の協力を得ながらしていかなければならない事項だと思っておりますが、そういった考えはどうなんでしょうか。

○議長（森敏則君）

ここで、2時46分に、東日本大震災の犠牲者の方々への黙祷を予定しておりますので、答弁は黙祷が済んだ後に引き続きやっていただきたいと思っておりますので、ここで暫時休憩をいたします。

暫時休憩（午後2時43分）

再開（午後2時47分）

○議長（森敏則君）

それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

先程の浪瀬議員の質問に対し、町長の答弁をお願いいたします。町長。

○町長（渡邊悟君）

夏休み期間中とか冬休み期間中の体験学習ですね、これはやっても良いと思っております。ただし、これは長期でやってしまいますと、非常に費用ばかり掛かって、何の体験学習をするのかよく目標を定めて短期間でやるしかないだろうと思っております。そういう方法も集客、どういう目的であるのか、単純にただ夏休み、冬休み来てもらうだけでは意味がございませんので、改造をするとなれば、今度誰かが入ってきた時には全く使えませんので、そこは今のままで使える体験学習ぐらいしかできないと思っております。改造してしまいますと限定されてしまいます。学校の機能をもたせるというのが一番ですから、もちろんそこにお金を掛けてホテルとか違うのがくれば別でしょうけれども、そういうのを見極めながらそういう体験学習とかも入れながら廃校の跡地活用を図って参りたいと思っております。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

### ○3 番（浪瀬真吾君）

いろいろな考え方が、その廃校校舎の活用があるかと思いますが、例えば、全国的にも例が載っているようでございます。デイサービスセンターとか、高齢者の生活支援センターとか、あるいは地域の交流の場所とか、そういったいろいろなことがあると思いますが、特に作業部会、検討協議会でもんでもらってするとすれば、今からなんでしょうけれども、どういったことに活用されるのが望ましいのかなと町長、教育長は思われておりますか。お尋ねいたします。

### ○議長（森敏則君）

町長。

### ○町長（渡邊悟君）

跡地活用でございますので、どうしても雇用とか産業とかが生まれるとか、企業あたりが来るのが一番良いかもしれません。ITあたりが来るとか。しかし、小部屋がだんだんありますので一気呵成にはいきませんので、そのまま、さっきも言いましたが学校あたりが、私立の学校あたりが、この前講演会に来てもらって、そういう学校あたりが来てくれてユニークな学校をしてもらえば、そこに今度は、その学校というのは月謝がひと月に5万円はいるんですよ、私立で。そして全寮制になっていくわけですけども。それあたりが来て、100人ぐらい来てもらえば、それに付随した親御さん達が近くに来てくれれば一番良いのですけれども、それはもう全寮制ですので、送ったままになれば、100人の子ども達が来るというだけでございますけれども、無いよりはましですから、なかなか廃校の跡地利用というのは、いけるかどうかインターネットなどを駆使しながら、もうやるしかないだろうと思っております。

### ○議長（森敏則君）

教育長。

### ○教育長（今道大祐君）

学校跡地の利活用に係る基本方針というの、説明会の時に地域の方には説明をいたしております。そのなかで、基本的な考えとしまして、地域振興や地域活性化に寄与するという。それから、公益を害するものや、環境悪化を招く恐れがあるような用途には転用しないということで、説明をいたしているところでございます。そういう説明をするなかで、先程ありましたように、会合とか具体的な言葉もでてきております。以上でございます。

### ○議長（森敏則君）

浪瀬君。

### ○3 番（浪瀬真吾君）

廃校施設の活用については、いろいろ文科省とか、厚労省とか農水省とか調べてみますと、総務省、国交省とかそういった補助制度がいろんな活用があるようでございますので、そういったところを十分調査していただいて、有効に、なるだけ財政支出が掛からないような考え方で、ある程度町あたりでも、たたき台と言いますか、地域の方に研究をしてもらうのが先なんだろうけれども、ある程度調べてこういうのがありますというのを提示していただいて、進められた方が今後の活用には大いに活かしていけるのではないかと思いますので、そういった点をよろしくお願ひしたいと思います。

本当にこの学校統廃合問題は今年の3月にも、私が第1回定例会でも質問しておりました。大体、

町の教育委員会の当初の計画では3月に上程をするような話しであったわけですが、それが9か月ぐらい遅れて昨年暮れということになりましたので、そういったことがくれぐれもないように、先程次長の方からもそういったタイムスケジュールについては説明があっておりましたので、着実に進められて来年の4月1日からはばっちりそういった運営ができるように準備をされていかれることを強く望んで私の質問を終わりたいと思います。

○議長（森敏則君）

これで3番議員、浪瀬真吾君の質問を終わります。

以上で4名の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

暫時休憩（午後2時53分）

再開（午後3時08分）

日程第4 議案第6号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第7号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する等の条例

（教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止）

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

（東彼杵町防災会議条例の一部を改正）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を開きます。

日程第4、議案第6号、町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第5、議案第7号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する等の条例（教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止）（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）（東彼杵町防災会議条例の一部を改正）、以上、2件を一括議題といたします。本案について、提案理由の説明をそれぞれ求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第6号、町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されることに伴う所要の改正及び特別職の期末手当支給月数について改正を行う必要があるため本案を提出いたします。次に、議案第7号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する等の条例。提案の理由といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行う必要があるため本案を提出いたします。詳細につきましては、総務課長より説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

総務課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

議案第6号、町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正について、議案第7号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する等の条例について。いずれも今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が4月1日から施行されることに伴います条例の改正でございます。

教育行政の責任の明確化、あるいは総合教育会議の設置大綱の策定、あるいは国の地方公共団体の関与の見直しなどを定めました法律が4月1日から改正されます。これによりまして教育長の身分が一般職から特別職に変更となります。給与の支給根拠も教育公務員特例法から地方自治法に変わります。そのための改正を行います。

まず2つの条例案ともですね、議員のお手元にお配りしておりますカラー刷りの概要がありますが、これによるものでございます。それを見てもらって簡単に説明したいと思いますけども、文部科学省というカラーのやつですね。地方教育行政組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律概要。これをめくっていただきまして、この今回の教育制度がこう変わるということでありませうけども、この教育制度が変わるポイント①②③④があります。

まず始めにポイント①教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」が設置されます。それとポイント②としまして、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化。それとポイント③すべての地方公共団体には首長が主催する「総合教育会議」が設置されます。それとポイント④としまして、教育に関する「大綱」を首長が策定しなければならないということでございます。

Q&A資料をめくっていただきまして、これに附則条例を改正しておりますけども、一番冒頭でございますQ1ですね。施行日の平成27年4月1日において在任中の教育長については、その教育委員としての任期が満了するまで、又は自ら退任するまで現行制度の教育長として在職するものとして、徐々に新制度に移行していくこととございまして、ですからその任期中は、従来どおり教育長と非常勤の委員長がこれまでどおり存在することになります。現在教育長は、10月1日が任期でございますけども、それまではこれまでどおりであります。それから徐々に新制度に移行していくこととなります。なお旧委員長につきましては、現在の教育長の任期が満了した時点で自動的に委員長として職を失って単なる委員ということになります。以上を踏まえまして今回条例を改正すべきものが発生をしました。

まず第6号でございますけども、新旧対象表を見て下さい。お願いいたします。

まずこの条例の中に、教育長の表現が入ってきます。地方自治法による特別職ということになります。

まず表題が変わります。町長及び副町長の給与に関する条例については、特別職の給与に関する条例とします。それと第1条の目的については、ここに教育長が入ってきます。それと第2条の給与については、教育長の給与がここに入ってきます。それと期末手当でありますけど、町長及び副町長を町長等という表現にしました。それと第3条以降につきましては同じ期末手当でありますけども、12月議会におきまして0.15月については12月分だけに上乗せをしましたが、4月1日以

降6月支給分と12月支給分を平準化しますので、それぞれ6月は100分の147.5、12月は100分の162.5という割合を按分にしたものであります。新旧対照表の裏面でございますけれども、これについては教育長を表現に加えております。

それと附則の23につきましても、町長等あるいは現在町長で50%、副町長・教育長40%現時点でありますけれども、ここに同じ教育長を加えてきたという改正でございます。

それと条例改正本文をお願いいたします。先程述べた改正につきましては、附則施行の期日でございます。27年4月1日から施行しますが経過措置としまして、現在の教育長が任期が来るまでは、前の法を適用するというので、今回の条例改正はまだ任期までは適用しないということを経過措置として謳っております。

次に議案第7号をお願いいたします。これは廃止条例等でありますけれども、それぞれの条例の内容は関連しますので、一括して3つの条例の廃止あるいは一部改正を提案しました。条文をお願いいたします。

まず先程の教育長の給与等につきましては、町長・副町長の方に合体させましたので、これまでの教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例は廃止をいたします。

それと特別職の職員で非常勤の者の報酬、費用弁償に関する条例の一部改正であります。このなかに教育委員会委員長という表現があります、これが廃止をしたいということです。

それと第3条には防災会議条例の中に教育委員長及び教育長というのがありますが、これを教育委員長を無くしたということでございます。いずれも4月1日からの施行ですが、先程と同じく附則の2項に書いてありますように現在の教育長の任期までは、前の例を適用するというのでございます。任期が来ないとこの条例は効力を発しないということでもあります。

それと附則3。これにつきましては教育委員長のことでありますけれども、教育委員会委員長である者についてはこの条例については、教育長側の任期をもって変わるということでもあります。この2つが教育長、教育委員会委員長に関わる経過措置でございます。以上、提案を終わります。よろしくをお願いいたします。

#### ○議長（森敏則君）

それでは、これから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせください。どうぞ。

ありませんね。

それでは質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。只今、議題となっております、議案第6号、議案第7号は、会議規則第38条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っておりますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、議案第6号、議案第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

それでは始めに、これから議案第 6 号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 6 号、町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第 7 号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 7 号、教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する等の条例は原案のとおり可決されました。

## 日程第 6 議案第 8 号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（森敏則君）

それでは次に、日程第 6、議案第 8 号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 8 号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。提案の理由といたしまして、昨年の人事院勧告において、一般職の国家公務員における「総合的給与制度の見直し」が勧告されましたが、これらに基づいて国及び県に準じた給与改定を行うため本案を提出いたします。詳細につきましては、総務課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

総務課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

議案第 8 号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。今回の条例改正につきましては、全て国、県の人事院勧告による改正でございます。先般の 12 月議会におきまして、26 年 4 月 1 日に遡って若干の増をしました。今回は逆に、27 年 4 月 1 日からは大幅な減となっております。民間賃金の低い地域における官民の給与差を踏まえまして俸給水準平均 2%を引き下げます。それと世代間の給与配分の見直しとして 50 歳代後半層の職員が多く在職する号俸、いわゆる 6 級、7 級ですが最大 4%を引き下げます。それと管理職特別勤務手当が新たに加えられまして、災害対応で平日深夜勤務した場合は 1 回につき 6 千円を支給できるということです。それと 55 歳を超える職員につきましては、現在 1.5%の減額支給措置をされていますけど

も、これを当分の間ということだったんですが、これを30年3月までということにされております。それと給与表適用は27年4月1日からですが、3年間はですね現在の給与が高い場合はそれを保障しようという特例もなされております。

以降、新旧対照表を見ながら説明を加えたいと思います。新旧対象表の最初のページをお願いいたします。第6条6項には、55歳を超える職員、これにつきましては昇給停止ということになります。55歳を超えたら昇給しないということでございます。

それと勤勉手当の改正でございますが、先程の町長等の給与であったのと同じですが、先般12月議会では、12月分におきましての増額をしておりましたけども、今回1.5増額しておりますけども、今回6月分、12月分それぞれ分けるものですから、按分するものですから、100分の82.5を100分の75ということで改正を行います。

それと21条第3項については、再任用職員についても100分の37.5を35に減じたものでございます。

それと新旧対照表をめぐっていただきまして、第22条第2項でございますが、管理職員が災害への対応その他の臨時緊急の出動により平日の午前零時から午前5時までの間に勤務を要した場合、これらについては管理職特別勤務手当を支給するというところでございます。その額は同じく3項の第2号でございますけども、勤務1回につき、6千円を超えない範囲内において規則で定める額ということでございます。

それと附則になります。附則8号55歳を超える管理職員については1.5%の減給支給をしておりました。これは現在まで当分の間ということでありましたけども、平成30年3月31日までの間と、あと3年間でこれをなくす。3年間までこれを行うということでございます。

それと附則の11でございますけども、勤勉手当の成績率の算出基礎これについても12月の議会におきまして12月分だけをいじったものですから、100分の82.5としていましたけども、今回100分の75と、6月、12月で平準化したということでもあります。

それと給料表につきましては、めぐってもらいまして最後のページの裏面まできておりますが、今回平均2%、6級以上は平均4%ということでございますけども、1級は全然変わりません。2級の12号から若干の減額があっております。2級の12号級から200円減、それと6級の最後あたりは16千円月給が減ということになります。それと5級、6級につきましては、最後の末尾になりますけども、それぞれ5級の方で管理職にならない方々はそこで止まっている感じがありましたので、それぞれ8号俸ずつを追加されております。5級、6級にそれぞれ号数を追加しております。

今回の給与分改正におきましては、2級の若い職員で最低200円の減、6級の上の職員で平均16千円の減ということでですね、平均で6,720円の月給の減となります。

しかしながら本文をお願いいたします。新旧対照表ではなくて本文の末尾をお願いいたします。附則にあります、この条例は27年4月1日から施行しますが、減給保障という制度が今回講じられております。平成30年3月31日までの間、あと3年間ありますけども、現在の給料が今回の改正によりまして高い場合、これについては今の現在の給料を3年間保障しようということでございます。ですからこの実際の適用が始まるのは、30年3月を過ぎた時点ということになります。ですから、現在、役場職員の平均年齢が43歳ですけども、その者の給与が現在356千円だとします。新しい給与額になると346千円だとします。約10千円差があるんですけども、これは3年間

は保障をするということでありまして、新しい給与表で1年後2年後昇給をしますけれども、その昇給した安い給料が今現在貰っている給料に追いつくまではその間その額を保障しましょうということになっておりまして、それが現給保障ということでございます。それが3年間みるということでありまして、実際この表が適用できるのは後になるということでございます。以上、雑ぱくですけども今回の人事院勧告によります改正についての説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（森敏則君）

それではこれから質疑を行います。質疑がある方はどうぞ。

7番議員、佐藤君。

○7番（佐藤隆善君）

前回総務大臣の権限で人事院勧告を無視した減額措置というのがあって、それはおかしいと法令に違反するという話が出てきたら、今度は人事院勧告に基づきということを出してあると。こういうこの今の経済政策から考えて民間の企業には6%の給与アップ要請をしている国が、公務員についてはこれで下げますよと、こういうこのやり方というのは、この3年後に事実的には適用がならないと言いながら、3年した時には結局55歳以上退職間近、退職金の額から将来受け取る年金額まで、全てに影響が出てくる。それもここで決められてもですよ、3年間みても始めの何といいます、収入の予定は根底から変えないといけないようなことをこういうようなときに出すというような考え方は、現状に合わないと思うんですけど。これが決まりだからとおっしゃるでしょうけど、町長どのように解釈すればいいのですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

本来、議員がおっしゃるように経済が低迷している訳ですから、労働者の賃金を上げないと経済は必ず成長しないと思っています。ですから本来上げるべきなんですけども、どうしても国の政策がそういう後手ごとになりまして一番公務員が槍玉になっております。民間の労働者はどんどん春闘で賃金アップということで新聞に載って上がっておりますけども、公務員だけはこういうふうになっております。先程議員がおっしゃった麻生総理から正に減額ということでいきなりきましたけども、それも吞まないといけません。そしてまた今回の人勧も吞まなければなかなか交付税措置あたりがもう確実にされますので、本当に今の職員の皆さんが大変だろうと思います。もう止むを得ない難いんですけど、止むを得ない措置で追随しないといけないかなと思っています。確かに30年3月まで減給保障ということでございますけど給料が全く上がらないということでございますので、本当にあってはならないことですが、どうしても理解をしなければいけないような気持ちになっております。答弁になりませんが、止むを得ないという考えでおります。よろしくお願ひいたします。

○議長（森敏則君）

次に6番議員、吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

実は安倍内閣のスローガンの一つにですね、頑張った人が救われる社会ということがあるんですよ。これはまさにそれに反していますね。55歳は働き盛りですよ。その方がいくら頑張っても給

与が増えないというのは、本当にやる気を無くさせる法律ではないかと私は思いますよ。

それとこの6条に前項の規定に関わらず、ただし当該職員で勤務成績が特に良好であるものについては、町長が別に定めるところにより昇給させることができるという、これは何ですか、これは。こういうことが書いてあればイエスマンばかり、うちの町長はそういうことは無いとは思いますがどね。イエスマンの職員ばかり出てきますよこれだったら、町長が適当に昇給させていいんですから。ちょっと私はこれは矛盾に思うんですけど、町長の見解を求めます。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ただ単純に読めば議員がおっしゃるように昇給させることができるですから、特にそういう場合もあって然りなんですけど、現実的には無理です。今度はしかしですね、その評価に関しては必ずやらなければならないと法律がやってきました。今までのやり方ではなくて、そのそこら辺の新しい人事評価が今制度が見直してきております。それは今までのやり方ではなくて、例えば部下から見るとか、上司から見るとかということで、非常にそこら辺は個人としてはやるべきと思っております。私が色をつけてやる訳では無いんですけど、やっぱり頑張る人にはやらんばと思います。やっぱりそれは大変ですね、ここで申し上げにくいんですけど職員の中でどうしてもという方もいらっしゃると思います。本当に頑張りたいと思うんですけど、それはやっぱり評価をしなければ、頑張る人にはやっぱりそれだけ上げるような措置をやっていかなければならないと思っております。

現実的にやっぱりこれは今すぐではございませんけど、これも移行するのが30年くらいになるかと思いますが、今から大変厳しい時代になっていくと思います。吉永議員もおっしゃるように、頑張る人に手厚くやるのが普通の考え方なんですけども、人事院勧告に沿って東彼杵町もやっているものですから、どうしてもそこら辺の交付税措置とかうまい具合に利用するためには、どうしても国のいうことには逆らえませんので、どうしてもそういう措置にならざるを得ないかと思っております。答弁になりませんがよろしく願いいたします。

○議長（森敏則君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

他に質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

それではここでお諮りします。只今、議題となっています、議案第8号は会議規則第38条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いましたがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、議案第8号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

## 日程第7 議案第9号 東彼杵町行政手続き条例の一部を改正する条例

○議長（森敏則君）

次に、日程第7、議案第9号、東彼杵町行政手続き条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第9号、東彼杵町行政手続き条例の一部を改正する条例。提案の理由といたしまして、行政手続法の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されることに伴いまして、当該条例について所要の改正を行うため本案を提出いたします。詳細につきましては総務課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いします。

総務課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

議案第9号、東彼杵町行政手続き条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。今回国の方で、行政手続法等に関する一部改正がありました。それと同じく行政不服審査法の改正もあっております。この上位法が改正された関係で、今回各市町村で条例化している行政手続法を改正しなければなりません。まず、地方公共団体の機関が行う行政処分あるいは行政指導につきましては、そもそも適用除外となっておりまして、各自治体はこの法律の主旨に則った措置を講じる努力義務が今回の改正で定められました。

新旧対照表をお願いしたいと思います。まず第1条でございますけども、これは第38条、第46条については今回の国の法律改正により条ずれがありましたので、38が46に替わります。これについては何かといいますと、地方公共団体の措置という条文が載っております。

それと適用除外第3条についてもですね、今回章がずれておりますので第4章から第5章までの章ずれが生じたのでその追加でございます。

めくっていただきまして、今回改正されたものの一つが、第4章行政指導の第33条でございます。まず1番目が、行政指導に携わる者いわゆる町の職員ですけども、当該行政指導をする際に、町の機関が許認可をする権限あるいは許認可等に基づく処分をする権限を行使する旨を示すときは、その相手方に処分しますよというような、いわゆる根拠書類を提出しなければならないとい

う規定が新たに条文化されました。いわゆる行政指導の根拠等の提示義務ということになります。これが1点目の改正でございます。

それと2点目でございますけども、第35条これは新設としておりますけども行政指導等の中止等の求めということでございます。行政指導の相手方は当該行政指導が法律等あるいは条例等の要件に適合しないと疑わしく思われた時には、その旨を申し出て当該行政指導の中止を求めることが出来るというものが新たに適用されました。法律に基づく行政指導を受けた事業者等あるいは個人が、行政指導がこれおかしいのではないかと思う場合にはですね、行政にもう一度考え直してくれという申し出を法律上の手続きとして位置付けられます。それが(1)から(6)までの根拠を示して申請すれば足りうるということでございます。

それと第35条第3項については、その町の機関はその審査を申し出があった場合は申請を行い、ちゃんと対応をしなければならないという条項があります。これは2点目の中止の求めの条文でございます。

それと3つ目の追加があります。第5章処分等の求めでございます。処分等の求め第36条、これは法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分あるいは行政指導がちゃんとなされていないと疑われる場合は、町の機関に対してちゃんとしているのかという行政指導を求めることが出来るということでございます。法令等に事実の発見をすれば是正の為処分を求めることが出来るようになりました。町民等が法令違反をしている事実を発見した場合は、直ちに以下の書類を提出すれば法律上の手続きをすれば、ちゃんとしてくれというような処分を求めることが出来るということで第2項の1号から6号までの書類を準備すれば処分をせよという申し出が出来るということでございます。

第36条第3項につきましては、町長はあったときは粛々とその必要な調査を行い、行政指導をしなければならないということでございます。

それと本文の方に入りますけど、附則前のことについては、先程説明しました。附則の2号、施行期日は4月1日から、2号につきましては税条例の一部改正がしてありますけれども、これにつきましてはそれぞれ今回の改正によりまして条ずれが生じたので、第3項を4項に、2項を3項にという条ずれの部分をですね税条例の改正を行っています。以上で提案を終わります。よろしくお願ひします。

**○議長（森敏則君）**

それではこれから質疑を行います。質疑がある方はどうぞ。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（森敏則君）**

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。只今議題となっております、議案第9号は会議規則第38条第3項の規定によって委員会附託を省略したいと思ひますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（森敏則君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員会附託を省略することに決定いたしました。それではこれから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

それではこれから議案第9号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、議案第9号、東彼杵町行政手続き条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

## 日程第8 議案第10号 東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（森敏則君）

次に日程第8、議案第10号、東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第10号、東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例。提案の理由といたしまして、第6期介護保険事業計画策定による保険料率決定及び所得段階の変更並びに制度改正等に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため本案を提出するものであります。詳細につきましては、町民福祉課長から説明をさせます。慎重審議の上適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

町民福祉課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり町民福祉課長。

○町民福祉課長（西坂孝良君）

それでは代わりましてご説明をいたします。平成12年度から始まりました介護保険制度はこれまで15年以上経過して定着してまいりました。しかしながら、社会情勢の変化、特に高齢化の急速な進行、1人暮らしの高齢者や認知症高齢者の増加など高齢化を取り巻く状況が大きく変化してまいりました。このようななか介護保険法第117条の規定に基づいて3年毎に介護保険計画を策定するよう定められております。東彼杵町介護保険事業計画策定委員会を平成26年の8月、それから12月、平成27年の2月の3回開催をし、検討を重ねてきました。平成27年度から29年度までの第6期高齢者福祉計画、介護保険事業計画を検討し、第6期の料金について策定をいただきました。

町民福祉課の介護保険条例ということで資料1を配布しておりますので、そちらをご覧くださいと思います。第5期及び第6期の保険料の比較表でございます。段階別の保険料につきましては、第5期におきましては、国の標準が6段階のところを特例で第7段階としておりました。第6期については、所得水準に応じて極め細やかな保険料設定を行う観点から国の政令が改正され、標準段階がこれまでの6段階から9段階に見直されることとなりました。本町の第6期における段階

設定については、国の標準段階どおり 9 段階とし段階ごとの所得基準額についても国の標準通りといたします。実績を基に平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間の給付見込み額を、1 号被保険者負担割合 22% を乗じて、調整交付金等を勘案し、第 1 号被保険者数で除して年額基準額を算出し、前期と同額の 68,400 円、資料 1 のところの第 4 段階のところですね、この 68,400 円を基準額として決定をいたしております。新の方では、第 5 段階になります。5 期の場合が第 4 段階の基準額ということになります。ただし、今回は国会の制度改正に準じて、7 段階から 9 段階に変更し、所得段階別に介護保険法施行令に定めがある率を乗じて、所得段階別保険料を定めております。

なお、第 1 段階の保険料につきましては、負担割合が 0.5、一番上の段になりますけども、新の第 6 期の負担割合のところを見ていただきたいんですけど、基準額かけるの 0.5 としておりますけども、現在これで計算をいたしております。ただし、今後軽減措置に関する国の予算が通過次第 0.45 に改正される見込みでございますので、通知が着き次第改正を行い専決で対応させていただきたいと考えております。また今後は低所得者に向けての軽減措置が予定されておまして、先程の第 1 段階のところですね、平成 29 年度からは 0.3、それから第 2 段階のところは現在 0.75 なんですけれども 0.5 に、それから第 3 段階のところは 0.75 なんですけれども 0.7 に改正される見込みでございます。平成 29 年度からです。

それでは新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。まず第 1 ページ目の保険料の第 2 条のところでございますけど、保険料率第 1 項の対象年度でございますけど、第 5 期計画の平成 24 年度から平成 26 年度までを第 6 期計画、平成 27 年度から平成 29 年度までと改めました。

それから第 1 号、第 39 条第 1 項第 1 号を、標準の第 38 条第 1 項第 1 号に改めております。

それから第 2 号、第 39 条第 1 項第 2 号を、第 38 条第 1 項を第 2 号に、34,200 円を 51,300 円に改正しております。

第 3 号、第 39 条第 1 項第 3 号を、第 38 条第 1 項第 3 号に改めております。

第 4 号の第 39 条第 1 項第 4 号を、第 38 条第 1 項第 4 号に、68,400 円を 61,560 円に改正をいたしております。

それから第 5 号の次のいずれかに該当するものを令第 38 条第 1 項第 5 号に掲げる者に改め、75,240 円を 68,400 円に改め、特例のイ及びロを削ります。

2 ページ目をお願いします。第 6 号の次のいずれかに該当する者を令第 38 条第 1 項第 6 号に掲げる者に改め、85,500 円を 82,080 円に改め、特例のイ、ロを削ります。

第 7 号全各号のいずれにも該当しない者を、令第 38 条第 1 項第 7 号に掲げる者に改め、102,600 円を 88,920 円に改めて後段を削ります。

第 8 号及び第 9 号を新たに追加し、第 8 号、令第 38 条第 1 項第 8 号に掲げる者 102,600 円、第 9 号を令第 38 条第 1 項第 9 号に掲げる者 116,280 円としております。第 4 条第 3 項につきましては、第 39 条を第 38 条へ改め、第 7 号ロと第 8 号ロを追加するものでございます。

3 ページ目をお願いします。附則につきましては、介護予防日常生活支援総合事業に関する経過措置で事業開始の猶予が定められておまして、最大平成 29 年の 3 月末まで猶予されることとなっております。その定めを規定したものです。また在宅医療介護の連携、生活支援体制整備、認知症早期支援の実施の 3 事業についても、国の猶予の案が示されておりますけども、まだ確認が取れておりませんので、先程の料金の軽減強化策と併せて専決で対応をお願いしたいというように思っ

ております。

それから本文に戻っていただいて、附則の施行期日につきましては平成 27 年 4 月 1 日から施行をするということにしております。それから経過措置につきましては、平成 26 年度以前の保険料についての経過措置を定めたものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（森敏則君）

それではこれから質疑を行います。質疑がある方はどうぞ。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第 10 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

## 日程第 9 議案第 11 号 東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（森敏則君）

次に日程第 9、議案第 11 号、東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 11 号、東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。提案の理由といたしまして、下水道法施行令の一部改正に伴い、公共下水道へ排除される下水の排水基準が強化され、本条例を同一の基準に改正する必要があるため本案を提出いたします。詳細につきましては、水道課長から説明させます。慎重審議の上適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

水道課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（下野慶計君）

町長に代わり説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。条例第 10 条では下水道法の規定に基づきまして、公共下水道へ排除される下水の排水基準を定めております。その規制する物質の内、カドミウムの基準値が今年の 12 月 1 日から改正されておまして、1 リットルにつき 0.1mg 以下から 0.03mg 以下に強化されておりますので、同一の基準に改めるものでございます。

なお、本町ではこれに該当する特定事業所はありません。改正条例につきましては、附則で公布の日から施行することとしております。以上です、よろしくお願いいたします。

○議長（森敏則君）

それではこれから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。只今議題となっております、議案第 11 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 11 号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それではこれから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 11 号を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 11 号、東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 12 号 東彼杵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準条例の一部を改正する条例

日程第 11 議案第 13 号 東彼杵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例。

○議長（森敏則君）

次に日程第 10、議案第 12 号、東彼杵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準条例の一部を改正する条例。日程第 11、議案第 13 号、東彼杵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例。以上、2 件を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 12 号、東彼杵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由は、国が示す指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため本案を提出いたします。

次に議案第 13 号、東彼杵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等並

びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由といたしまして、国が示す指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため本案を提出いたします。詳細につきましては、町民福祉課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

町民福祉課長。

#### ○議長（森敏則君）

町長に代わり町民福祉課長。

#### ○町民福祉課長（西坂孝良君）

それでは代わりまして説明をいたします。

まず資料の先程の介護保険条例改正というものの2枚目に資料2ということで添付をいたしておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

(1)で趣旨については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして、介護保険法が一部改正され、介護サービスの基準を国の省令に基づいて地方自治体の条例で定めることとなりました。そのため平成25年4月1日に先程の提案にあります2条例を制定したところでございます。今回、国の改正省令が平成27年4月施行予定であり、合わせて2つの条例の改正をいたすものでございます。改正内容につきましては、根拠の省令は四角の中に入れてあるとおりでございます。総じて国の省令に準じた改正となります。以下、各サービスの改正の主な内容を説明したいと思います。新旧対照表とそれから資料2を見ていただいて、説明をしていきたいと思っております。

まず最初に主な内容だけ説明したいと思います。新旧対照表の4ページ目をお願いいたします。第6条の第5項の分でございますけれども、これは夜間から早朝までの間にオペレーターとして充てることができる施設事業所の範囲について併設する施設、それから事業所に加えて同一敷地内又は隣接する施設、事業所が追加されたものでございます。同じく4ページの第6条第5項8号にありますように、旧名称が指定複合型サービスというものでございますけれども、その名称が指定看護小規模多機能型居宅介護と変更となりました。条例全般にわたって、同名の名称変更がっております。

それから5ページ目ですけれども、第32条の第2項この分につきましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の内、一体型事業所における訪問看護サービスの一部について他の訪問看護事業所との契約に基づいて当該訪問看護事業所に行わせることができると、可能となったものでございます。

それから6ページをお願いします。認知症対応型通所介護の分でございますけれども、第63条第4項この分とそれからこの分につきましては、指定認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して介護保険制度外の夜間及び深夜のサービスを実施している事業所について届出を求めることとなりました。また、7ページの第78条の2第1項につきましては、事故対応につきまして事故報告の仕組みが設けられたものでございます。

それから7ページの第65条第1項に戻りますけれども、共用型認知症対応型通所介護の利用定員について、認知症対応型共同介護事業所が認知症ケアの拠点として様々な機能を発揮することを

促進する観点から、1ユニット3人以下に見直されたものでございます。今までは1施設あたり3人以下となっておりますけれども、1ユニット当たり3人以下に見直されたものでございます。

それから9ページをお願いいたします。小規模多機能型居宅介護でございますけれども、第82条の第6項、これで小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な施設事業所についてその範囲に現行の併設する施設事業所に加えて同一敷地内又は隣接する施設事業所を追加すると共に、兼務可能な施設事業の種別について、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等が加えられたものでございます。

11ページをお願いいたします。第83条第1項でございますけれども、ここが小規模多機能型居宅介護の地域と連携を推進していくために、小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地に併設する事業所が総合事業を行う場合は、利用者の処遇に支障が無ければ、小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が総合事業の訪問型サービス並びに通所型サービス等の職務と兼務することが可能というようになりました。

12ページをお願いいたします。第85条第1項及び第2項についてですけれども、ここで小規模多機能型居宅介護の登録定員を今まで25人以下であったものを29人以下とすることになりました。併せて登録定員が26人以上29人以下の指定小規模多機能型居宅介護事業所について、当該事業所の居間及び食堂を合計した面積が支障がなければ通いサービスの利用定員を18人以下とすることが可能となったものでございます。

それから14ページをお願いいたします。認知症対応型共同生活介護グループホームのことでございますけど、第113条第1項指定認知症対応型共同生活介護事業者が効率的にサービスを提供できるよう、現行では1または2と規定されているユニット数の標準について、新たな用地確保が困難であるなどの事情がある場合には3ユニットまで差し支えないということを明確化されたものでございます。

それから16ページをお願いいたします。地域密着型特定施設入居者生活介護でございますけど、第135条、この分につきましては、地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が介護報酬を代理受領する要件として、有料老人ホームのみ、国民健康保険団体連合会に対して入居者の同意書を提出することが義務付けられておりますけれども、老人福祉法の改正によりまして、前払金を受領する場合は、その算定根拠を書面で明らかにすることが義務付けられていることから、この要件が撤廃されたものでございます。

16ページの151条ですけれども、サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設として認められる対象について、現行の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所に加えて、指定地域密着型介護老人福祉施設が追加されたものでございます。

20ページをお願いいたします。191条の第1項の複合型サービスのことでございますけれども、サービスの普及に向けた取り組みの一貫として、医療ニーズのあるなか重度の要介護者が地域で療養生活を継続できるよう、通いとか泊まりとか、訪問看護、訪問介護を組み合わせることで利用者や家族への支援の充実を図るというサービス内容が具体的にイメージできる名称として、複合型サービスという名称が、看護小規模多機能型居宅介護という名称に改称されたものでございます。

24ページをお願いいたします。195条の第1項及び第2項についてですけれども、先程説明しました小規模多機能型の居宅介護と同様に複合型サービスの登録定員を29人以下とすることと、登

録定員が 26 人以上 29 人以下の指定複合サービス事業所の通いサービス利用定員を 18 人以下とすることが可能となったものでございます。以上が今回の主な改正の内容でございます。

続いて本文の附則をお願いします。施行期日につきまして、国の省令に併せて平成 27 年 4 月 1 日から施行をすることといたしております。

続きまして、議案第 13 号でございます。資料とそれから新旧対照表をご覧いただきたいと思えます。趣旨等につきましては、第 12 号と同様の内容でございます。それでは新旧対照表の 2 ページをお願いいたします。介護予防認知症対応型通所介護についてのことでございますけれども、第 7 条第 4 項及び 5 ページの第 37 条第 4 項についてでございますけど、介護予防認知症型通所介護事業所の設備を利用して介護保険以外の夜間及び深夜のサービスを実施している事業所について届出を求めることとし、また事故の報告の仕組みが設けられたものでございます。

4 ページをお願いいたします。第 9 条第 1 項共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員について、指定認知症対応型共同生活介護事業所が認知症ケアの拠点として様々な機能を発揮することを促進の観点から 1 ユニット当たり 3 人以下ということに見直されたものでございます。

5 ページをお願いします。介護予防小規模多機能型居宅介護、第 44 条第 6 項でございます。指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な施設、事業所について、その範囲に現行の併設する施設、事業所に加えて同一敷地内又は隣接する施設事業所を追加すると共に兼務可能な施設事業の種別について、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等が加えられたものでございます。それから第 7 項におきまして、複合型サービスが看護小規模多機能型居宅介護と改称されております。

8 ページをお願いします。45 条第 1 項でございますけども、ここで介護予防小規模多機能型居宅介護の地域と連携を推進していくために指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所と同一の敷地に併設する事業所が、総合事業を行う場合に利用者の処遇に支障がなければ指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が総合事業の訪問型サービス並びに通所型サービス等の職務を兼務することが可能というふうになりました。

9 ページをお願いいたします。47 条第 1 項第 2 号でございますけども、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録定員を今まで 25 人以下であったものを 29 人以下とすることとなりました。併せて登録定員が 26 人以上 29 人以下の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所について、当該事業所の居間及び食堂を合計した面積が支障が無ければ通いサービスの利用定員を 18 人以下とすることが可能となったものでございます。

11 ページをお願いいたします。介護予防認知症対応型共同生活介護の項目でございますけども、第 74 条第 1 項指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が効率的にサービスを提供できるよう現行では 1 又は 2 と規定されているユニット数の標準について新たな用地確保が困難であるなどの事情がある場合には 3 ユニットまで差し支えないということを明確されたものであります。以上が主な内容でございます。

本文の附則をお願いいたします。施行期日につきましては国の省令に併せて、平成 27 年 4 月 1 日から施行をすることといたしております。以上で説明を終わります。

#### ○議長（森敏則君）

それではこれから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせ下さい。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。お諮りします。只今議題となっています議案第 12 号、議案第 13 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 12 号、議案第 13 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 12 号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 12 号、東彼杵町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営等に関する基準条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次にこれから議案第 13 号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 13 号、東彼杵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

## 日程第 12 議案第 14 号 東彼杵町保育の実施条例を廃止する条例

○議長（森敏則君）

次に日程第 12、議案第 14 号、東彼杵町保育の実施条例を廃止する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 14 号、東彼杵町保育の実施条例を廃止する条例。提案の理由が児童福祉法の改正に伴いまして、新実施基準が国の規則で定められているため、町保育の実施基準を廃止する。なお、本町の独自基準、これは就労時間の加減等でございますが、これらを規則で定めることとすることにしております。詳細につきましては、町民福祉課長から説明をさせます。慎重審議の上適正なるご決

定を賜りますようよろしくお願いいたします。

町民福祉課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり町民福祉課長。

○町民福祉課長（西坂孝良君）

町長に代わりまして説明をいたします。これまで保育につきましても、児童福祉法第 24 条第 1 項の規定によりまして、当該条例で保育にかかる料金を定めて保育を実施しておりましたけども、新制度で子ども子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律で、児童福祉法が改正となりまして子ども支援法施行規則で定める事由により保育が必要な児童について実施することとなるため、当該条例を廃止するものでございます。

本文の附則をご覧ください。附則に規定しておりますように、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（森敏則君）

それでは、これから質疑を行います。質疑がある方はどうぞ。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。お諮りします。只今議題となっております議案第 14 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 14 号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

それではこれより議案第 14 号を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 14 号、東彼杵町保育の実施条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 15 号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について  
(太ノ浦辺地)

○議長（森敏則君）

次に日程第 13、議案第 15 号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（太ノ浦辺地）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 15 号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（太ノ浦辺地）でございます。提案の理由が平成 28 年度の学校統廃合に伴い、遠距離通学児童の通学の利便性と安全確保を図るため、現計画にスクールバス購入事業を追加するものでございます。詳細につきましては、財政管財課長に説明させます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

財政管財課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

補足して説明をいたします。2 枚目をお開きいただきたいと思います。総合整備計画書案ということで現在の太ノ浦辺地につきましては、2 度公共的施設の整備を必要とする事情で平似田太ノ浦線改良事業に伴います道路整備、それと統合のための簡易水道事業を掲げていますが。今回学校統廃合によりまして、2 台のスクールバス購入事業費を追加するものでございます。

3 つ目の公共的施設の整備計画案の一番下の説明でスクールバス購入事業といたしております。事業費が 14,040 千円、この内 2 分の 1 は国庫補助ということになりまして 7,020 千円差引同額の 7,020 千円となりますが、起債は 100 千円単位となりますので 7,000 千円を辺地対策債の予定額として追加するものでございます。以上でございます。

○議長（森敏則君）

それでは、これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。只今議題となっております議案第 15 号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 14 議案第 16 号 長崎縣市町村総合事務組合を構成する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

○議長（森敏則君）

次に日程第 14、議案第 16 号、長崎縣市町村総合事務組合を構成する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 16 号、長崎縣市町村総合事務組合を構成する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に

ついてでございます。提案の理由が平成 27 年 3 月 31 日をもって長崎県南部広域水道事業団が解散することに伴い、長崎県市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じるものでございます。また、組合の議会の議決すべき事件のうち、組合市町村の一部に係るものについては、当該事件に関係する市町村から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決するため、特別議決について組合規約中に規定するものであります。詳細につきましては総務課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

総務課長。

**○議長（森敏則君）**

町長に代わり総務課長。

**○総務課長（森隆志君）**

議案第 16 号、長崎県市町村総合事務組合を構成する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に  
ついてを補足説明いたします。本文をお願いいたします。

まず規約の改正であります、7 条に次の 1 条を加えるということでございます。これにつきましては組合市町村の構成する団体がありますけど、その一部に係るものについては、当該事件に関係する市町村から選出されている議員により決することができる特別決議でございます。別表に書いてありますように、8 事業があります。第 3 条第 1 号、これについては退職手当に関すること。第 3 条第 2 号については、消防団に係る公務災害補償制度。次の第 3 条 9 号は、議会の議員及び非常勤公務災害に係るものでございます。第 3 条 10 号については、公立学校の医者の公務災害補償。第 3 条 11 号は交通災害共済のことです。それと第 3 条 12 号は市町村会館の維持管理、馬町にあります別館の維持管理。第 3 条 13 号は職員の研修に関する事務でございますが、それぞれ入って  
いなかったり入ってたりということで構成する団体がまちまちですけども、それぞれの事務に入っている団体の過半数の出席者のまたその過半数を賛成があれば特別決議があればできるという項目を第 7 条 2 に追加をしたものでございます。それと別表でございますけれども、今回脱退するものが長崎県南部広域水道企業団、これについては平成 12 年に長崎市と諫早市と時津、長与 2 市 2 町で構成された団体でございますが、この役目が終わりましたして解散をします。この団体はどこに入っていたかといいますと、新旧対照表をお願いいたします。新旧対照表、これ右と左が町の分と変わっておりまして、組合が刷ったものですけど、改正案の方が左になっております。現行が右になっておりますが、まず別表第 1 は構成団体の一部であります南部広域水道企業団が抜けるということ  
であります。それとめくっていただきまして新旧対照表、この団体は第 3 条第 9 号に入っておりました。これについては、公務災害補償です。非常勤職員あるいは議会議員の職員、議会議員の公務災害補償に係る事務でありました。これだけに入っておりまして、ここから抜けるということ  
でございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（森敏則君）**

それでは質疑に入ります。質疑ある方はどうぞ。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（森敏則君）**

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。お諮りします。只今議題となっております

議案第 16 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 16 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

それではこれより議案第 16 号を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 16 号、長崎縣市町村総合事務組合を構成する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

暫時休憩（午後 16 時 30 分）

再 開（午後 16 時 39 分）

#### 日程第 15 議案第 17 号 平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 8 号）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。

次に、日程第 15、議案第 17 号、平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 8 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 17 号、平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 8 号）でございます。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 92,325 千円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,817,270 千円とするものでございます。

提案の理由でございます。今回の補正は、歳出では決算見込による減額が主なもので 105,125 千円の減額でございます。他方、民生費については、後期高齢者療養給付費、障害者医療給付費、障害福祉サービス給付費、保育所運営費等 12,800 千円などの追加計上も行っております。

歳入につきましては、一般財源として普通交付税の 2,108 千円の追加計上、町税を 518 千円の減、そして財政調整基金繰入金を 36,320 千円を減額しております。また、特定財源では国庫支出金に 2,677 千円を追加いたしまして、県支出金が農業費県補助金の決算見込などによりまして、28,696 千円の減となっております、町債、繰入金においても普通建設事業の決算見込などによる減額を行

っております。

なお、町道改良事業その他の普通建設事業費などに係る繰越明許費の補正及び地方債補正も併せて行っております。

そのなかで大変申し訳ございませんけども、税の課税誤りが再度発生をいたしております。非常に私の任期中に多額の還付ということで、また今回も発生をいたしまして、今回の課税誤りはお手元の 24 ページに書かれておりますけども 2,500 千円の固定資産税の還付金を追加させていただいております。全額で 4,637,480 円の還付金が発生いたしております。詳細につきましては税務課長から説明をさせますけども、度々のこういう課税誤りということで大変議員の皆様方、町民の皆様方にはご迷惑をかけますけど、この場を借りて深くお詫びを申し上げたいと思っております。詳細につきましては、財政管財課長にさせますけども、この税金の課税還付につきましては資料を基に税務課長の方から詳細に説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。財政管財課長。

#### ○議長（森敏則君）

只今、財政管財課長に追加説明の指名がありましたが、本日の会議を予め延長することをここで告げさせていただきます。

それでは町長に代わり財政管財課長。

#### ○財政管財課長（深草孝俊君）

議案第 17 号、平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 8 号）につきまして、補足して説明をいたします。21 ページをお開きください。歳出でございます。1 款 1 項 1 目議会費につきましては、県外視察研修費用弁償の実績による減額で 300 千円減でございます。

それから 22 ページにいきまして、2 款 1 項 7 目企画費でございます。この内 19 節が地域元気づくり支援事業補助金ということですが、川祭り事業が天候不順によって中止となっております。これを減額いたしております。それから日本でもっとも美しい村連合会負担金は、入会見送りになったことによる不用額であります。

それから 11 目地域づくり推進事業につきましては、8 節が出産祝い金の実績減、15 節が計画見直しによる地域おこし協力隊拠点整備工事費の減額でございます。19 節も同じく協働のまちづくり交付金の実績減。それから 13 目公共交通費事業費につきましては、JR 九州バスの運行経費の欠損額に対するものといたしまして、生活交通路線補助金といたしまして 1,173 千円でございます。

それから 24 ページをお願いいたします。2 款 2 項 1 目税務総務費、先程説明がありましたように住宅特例適用漏れに係る課税誤りがあったということで、過年度還付金の追加で 2,500 千円でございます。それから 25 ページ、2 款 4 項 4 目につきましては衆議院議員総選挙費の執行実績による減額でございます。

それから 27 ページをお願いいたします。3 款 1 項 3 目障害福祉費につきましては扶助費に 4,201 千円の追加でございます。これは 2 月診療時期までの医療費の伸び、並びに障害福祉サービスの利用者の伸びにより現計予算額に不足を生じる見込みとなったことによるそれぞれの追加でございます。

それから 6 目後期高齢者医療費につきましては、療養給付費による伸びによる負担金の追加で 6,009 千円。それから 28 ページにいきまして、3 款 2 項 2 目児童運営費につきましては、児童福祉

法による保育園運営費国庫負担金の一部改正によりまして運営費単価の増額が平成 26 年 4 月に遡及することなどによります、保育所運営費追加で 2,590 千円。それから 29 ページにいきまして、4 款 1 項 3 目の環境衛生費につきましては公共下水道事業支障工事の実績減でございます。繰出し金の減でございます。

それから 30 ページにいきまして、6 款 1 項 3 目農業振興費につきましては、輝くながさき園芸産地振興計画推進事業補助金が他の国庫補助事業への転換、並びに入札執行による減額で 10,798 千円の減額。同じく構造改善加速化支援事業補助金につきましても当初の計画事業量の減、並びに入札執行による減額で 18,739 千円の減。農業生産新技術普及支援事業補助金につきましても入札執行による減額で△で 3,521 千円の減額であります。7 目、広域農道維持費につきましては、入札執行並びに除草実施回数の減額で 3,800 千円の減。8 目、中山間地域等直接支払事業費につきましては、追加見込みの農用地が傾斜区などの地形的要件を満たさなかったことによる減額で 3,425 千円の減でございます。

それから 31 ページ、7 款 1 項 4 目道の駅管理費につきましては EV 設置工事の入札失効による減額で△で 2,900 千円。それから 32 ページが 8 款 3 項 1 目の河川管理費につきましては、平成 25 年度の橋の詰排水路復元測量賃金の未払いが確認されたため過年度支出分といたしまして 76 千円を計上いたしております。

33 ページにいきまして 8 款 4 項 1 目港湾管理費につきましては、県営による国庫補助事業であります。離島を除く本土地区における公安事業が全市町で不採択となりまして、負担金が不用となったものでございます。

それから 34 ページにいきまして、8 款 5 項 2 目公共下水道費につきましては、国庫補助事業費の確定減による繰出し金の減額で 4,422 千円の減額でございます。

それから 35 ページ、9 款 1 項 3 目消防施設費につきましては、それぞれ消火栓新設工事につきましては、次年度以降に水道基幹改良事業で対応する計画変更としたこと、並びに防火水槽などは入札失効及び計画変更による減額でございます。

それから 36 ページは、10 款 2 項小学校費。それと 37 ページの 10 款 3 項中学校費、共に教育用パソコンの使用者決定に学校側との協議に不測の日数を要したということで、導入が 3 か月間遅延したためリース料に不用額が生じたということでそれぞれ不用額を減額しています。

38 ページにいきまして、10 款 4 項 1 目幼稚園費につきましては、対象園児数の実績減により補助金の不用額を生じております、1,600 千円の減。それから 39 ページにおきまして、10 款 5 項 4 目文化ホール費でございます。いずれも委託料につきましては実績減、並びに 15 節におきましては入札失効による減額でございます。

それから 40 ページ 10 款 6 項 1 目保健体育総務費につきましては、国体運営経費の実績減。それから 41 ページ 10 款 7 項 1 目学校給食共同調理場費につきましても、入札失効による不用額が生じております。

9 ページをお願いいたします。2 款歳入 1 款 1 項 1 目個人、2 目法人それぞれ収入実績及び決算見込み額を計上いたしております。

それから 10 ページ 1 款 2 項 1 目固定資産税につきましては、収納実績による計上で 3,900 千円を追加をいたしております。

それから 11 ページ 1 款 4 項 1 目町たばこ税は、決算見込み額による減でございます。

それから 12 ページ 11 款 1 項 1 目地方交付税につきましては、今回の国の補正予算によりまして調整率を乗じて減額した額が復元されたものでございまして 2,108 千円の追加でございます。

13 ページ 15 款 1 項 1 目民生費国庫負担金につきましては、保育所運営費並びに医療費、サービス給付費の所要経費に対する国庫負担 2 分の 1 の追加と計上でございます。

15 ページをお願いいたします。16 款 1 項 1 目民生費県負担金につきましても国庫負担金同様にそれぞれの所要額 4 分の 1 の追加を計上いたしております。

16 ページをお願いいたします。16 款 2 項 4 目農林水産業費県補助金でございますが、1 節の農業費補助金は中山間地域直接支払事業が協定農用地の実績減。それから構造改善加速化支援事業費につきましては、計画事業量の減並びに入札執行による事業費の減。また輝くながさき園芸産地振興計画推進事業補助金につきましても、それぞれ事業量の減、入札執行の減、それから農業生産新技術普及支援事業補助金につきましてもそれぞれに入札執行の減に伴うものでございます。それから 5 目土木費県補助金につきましても実績による減額でございます。

18 ページをお願いいたします。19 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金につきましては、一般財源の不用額による繰入金の減額で 36,320 千円の減。それから 5 目みどりの基金繰入金につきましては、出産祝い金、協働のまちづくり交付金事業の減額に伴う繰入金の減。7 目につきましては、文化ホール舞台機工修繕費の減額に伴う繰入金の減でございます。

それから 19 ページ 21 款 4 項 5 目雑入につきましては、道の駅に設置しました EV 設置工事の入札執行減に伴う財源はそれぞれ補助の割合に応じて減額したものでございます。

20 ページ 22 款 1 項 1 目土木債につきましては、県営事業費の中止に伴う港湾事業債が不用額となるものでございます。

5 ページをお願いいたします。第 2 表繰越明許費ですが、それぞれ繰越明許費の理由をご説明いたします。彼杵宿商店街活性化調査業務委託料につきましては、調査は行政機関の事前ヒアリング現地調査をしておりますが、空き店舗でのイベント開催を交えた地域関係者ヒアリング、ワークショップを行うことがより効果的と判断されるため、空き店舗でのイベント開催など年度内の完了が見込めないということで繰越を行うものでございます。完了予定が 27 年の 7 月を予定しております。

それから簡易水道事業特別会計繰出金につきましては、公共下水道に伴う水道管敷設替えでございますが、下水道工事が繰越となるためのものでございます。完了予定が 27 年 6 月末でございます。

それから自然農園食育推進事業につきましては、運営母体となる NPO 法人が現在設立申請中でございます。認可が 4 月以降となるため養生苑開設費用助成金交付についても 4 月以降にずれ込むということと、施設改装につきましても同じく NPO 法人設立に時間を要したためプレオープン時期が遅延してございまして、年度内の作業完了が困難ということで、完了予定が 27 年の 5 月を予定しております。

それから道路橋梁維持、新設改良費につきましては 2 点ございまして、平成 26 年度の社会資本整備交付金事業である道路ストック総点検、高速道の歩道橋定期点検業務におきまして、国費に執行残が発生をしております。これを消化するために 27 年度予定の橋梁点検を前倒しで実施すると

いうことで2,326千円を繰越いたすものでございます。

それからもう一つは水神橋補修工事におきましては、工事箇所が漁港区域真下となっておりますので漁業時期を避けて施工するという事になったため繰越工事となったものでございます。それぞれ前者が8月、後者が5月末を完了予定としています。それから木場本線につきましては、過年度で実施をいたしました2号橋の架設時に河床部への進入が必要なことから、仮設道路を設置いたしておりますが仮設道路用として借地を行いました地権者と復旧方法について協議に時間を要したためということで繰越をいたします。完了予定が27年7月末を予定いたしております。

大野原高原線につきましては、道路詳細設計が地元協議に不測の日数を要し、用地補償費の年度内支出が不可能ということで、27年9月末を予定をいたしております。中尾本線道路改良事業費につきましても、同様の理由で地元協議に不測の日数を要すということで用地補償費の年度内支出が不可能ということで、27年9月末を予定いたしております。

それから橋の詰排水路改修工事につきましては、JR等の建設協議対象範囲ということで平成25年度から協議を進めておりますが、工法等の全ての協議完了が年度末となったことによる工事費の繰越でございます。完了が27年4月末を予定をいたしております。

公共下水道事業特別会計繰出金につきましては、国道205号のMDセンター前付近を予定いたしておりましたが、国道に埋設されているNTT回線や横断水路等の関係から計画の修正が必要となりまして、国土交通省協議に不測の日数を要したことで工事費を繰越しております。完成予定が27年6月末でございます。

それから大野原演習場周辺整備基金活用事業補助金につきましては、中岳公民館用地分筆測量及び所有権移転登記事業を中岳自治会にて実施をされておりますが、当該地番が農振農用地に指定されておまして農振除外申請の手続きが必要となりますが、現在農業振興地域整備計画の全体見直し作業中で申請受付を一時中断されている状況でありまして、登記等が完了することが困難であるため27年9月末を完了予定にしております。

それから町道平似田太ノ浦線道路改良事業につきましては、防衛省活用用地が地区外無番地ということで、法務局との協議の結果、旧字図からの復元作業が生じておまして、防衛省の境界確認作業が必要となりましたが、立ち入り制限などによりまして不測の日数を要したため、完了が27年4月末になる予定でございます。

もう一つは道路改良工事の交付決定が12月となりまして、発注が2月となったことによりまして、使用電柱移転が年度内に完成出来ないということで、この工事が27年5月末ということでございます。

町道里一ッ石線につきましては、土砂等の仮置き場等の設定並びにルート変更による修正設計によりまして生じた用地交渉に不測の日数を生じまして工事発生が遅延したことによりまして、年度内完成が見込めないということで完成予定が27年5月末でございます。

それから遠目中央線につきましては、今年度2号橋の下部工事を予定しておりましたが、県道大村嬉野線離合箇所設置工事が施工されまして迂回路として遠目中央線が使用されましたために、6月発注予定が1月工事発注となったため、完成が遅れまして10月末の完成予定でございます。

それから26年農地等災害復旧事業につきましては、工事施工に伴います工事用資材の運搬路の選択にあたり不測の日数を要したため、工事発注が3月となりまして年度内完成が見込めないため

でございます。完成が27年6月末でございます。

同じく26年公共土木施設災害復旧につきましては、宇都泓線災害復旧工事において工事期間中に当該路線の全面通行止めが必要となりましたが、森林関係の地元業者より期間延長の申し出があっておりまして、これに不測の日数約1か月を要したため年度内完成が困難ということで27年5月上旬まで工期を延ばさざるを得ないということでございます。以上が繰越の理由でございます。

それから6ページにいきまして、第3表地方債補正につきましては、今年度県営事業の中止に伴います港湾事業債が不要になったための減額補正となっております。

第1表、歳入歳出予算補正並びに事項別明細書につきましては、積上げですので説明は省略させていただきます。以上でございます。

#### ○議長（森敏則君）

次に税務課長。

#### ○税務課長（三根貞彦君）

昨年度のJR九州の課税誤り、並びに今回の、また課税誤りが発生いたしましたことに対しましてまずもってお詫び申し上げたいと思います。

それでは内容についてご説明いたしたいと思います。まず制度的なものをご説明いたします。本日配布しております。住宅特例適用漏れに係る固定資産税還付金積算資料というのをはじめに配布いたしております。その中の一番下の①としたところをご覧いただきたいんですけども、今回課税誤りが発生したのは土地に対する課税誤りでございます。土地に対しまして住宅用地に対する課税誤りでございまして、住宅用地につきましては、まず200㎡までは小規模住宅特例というのがございます。現在ですと200㎡までは評価額を課税標準を6分の1に下げるといような特例でございます。それに併せまして、建物総床面積の10倍までに当たっては課税標準額を3分の1にするという住宅特例というのがございます。この2つをもちまして固定資産税を減額して住宅用地については課税をするといようなことが決まっております。そこに係数といようなことでAとBと分けておりますけども、住宅特例につきましては平成5年度までは4分の1、平成5年度から2分の1です。

それから小規模特例住宅につきましては、平成6年度から6分の1。それから住宅特例につきましては3分の1にするといようなことで係数が平成5年度を境に分かれております。本制度は昭和49年に出来ております。内容についてでございますけど、表の項番号に9、番号振っておりますけど、3と4につきましては同じグループホームに対するものでございまして納税者が途中で贈与で移っていたものですから、納税者につきましては2人になっておりますけども同一物件といようなことであります。

今回間違っておりましたのは、まずグループホームが3か所。それからアパートが3棟。それから戸建て他、Hですけどこれにつきましては社宅でございまして、戸建てが4棟で社宅長屋が1件ということで社宅他といような記載をしております。Iにつきましては社宅といようなことでございます。

誤りでございますけど、まずAの欄を見ていただきたいんですけど、築年といようなことで最後から2つ目のところにあると思いますけど、平成15年にこれは建物が建っております。ですから、平成16年の固定資産税からこの特例を適用するということになります。以後みんな同じでござ

ざいまして、そういうことで見ていただきまして、項番号の8です、Hの建物でございますけれども、これが2か所に分かれておりまして、道を挟んでですね、昭和51年と53年の建築があります。ですから52年の固定資産税と54年の固定資産税から適用しなければいけなかったというふうなことでございます。

Aから項番号1から7ですね、Gまでにつきましては、一応200㎡の小規模特例は適用がありました。であったんですけれどもそこに書いておりますように1戸分と記載をしておりますけれども、例えばAのグループホーム1ユニット9部屋があるんですけれども、その場合ですね200㎡を9倍した1,800㎡まで、この小規模特例の6分の1の課税標準を落とさなければならなかった。ということで、Aにつきましても面積471.90㎡でございますので、全部を6分の1に落とさなければならなかったというところを誤っておりました。

項番号8番、9番につきましてははですね、これはまったく社宅という法人というような観念もあったと思うんですけど、全くこの特例が適用されておりました。そういうことで8番、9番にはかなりの還付額が発生をいたしております。還付金、先程財政管財課長から2,500千円の追加補正というふうなことでご説明をさせていただいておりますけれども、現年度につきましては調定を減額しますので、そこにありますように面積の横に現年課税更生ということで合計で398,700円というような記載をいたしておりますけれども、この分につきましては支出には含まれておりません。

その横の過年度還付金、還付加算金合わせて4,238,780円になるんですけれども、その内現予算の執行残がありますのでその分を引きました25,000千円を今回補正額と、2,500千円不足していますのでその分を補正させていただいております。

昨年度JR九州の課税誤りがございまして、その時に町の要綱を昔20年だったものを10年に変更をいたしております。その関係で備考というところに地方税によるものというふうにありますけれども、地方税によるものは5年でございます。現在から10年ということで、要するにあとプラス5年を町要綱によるもので返すというようなことで、平成17年度、築年時の平成16というところまでは全額お返しするというふうなことになっています。後につきましては要綱どおりというようなことで多大な納税者の方にですね損害を与えることとなりますけれども、そういうふうなことでございます。どうも本当に申し訳ございませんでした。説明を終わります。

○議長（森敏則君）

それではこれより質疑を行います。質疑がある方はどうぞ。

○議長（森敏則君）

9番議員、岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

町長にお尋ねいたしますけれども、22ページ、地域づくり推進事業費のなかの15番工事請負費3,500千円。これは先程吉永議員が一般質問をされましたけれども、本来ならですよ、もし今回改選時期でなければ繰り越してでもやるというような考えであられたのかですね。

それともう一つ総務省がですよ、今度その地域おこし協力隊を3,000人程度に増員するというような方向を打ち出しておりますが、この地域おこし協力隊を今度町としても、改選で誠に申し訳ないんですが、増員する方向も出てくるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

1 点目の協力隊の 3,560 千円は、もし私が来年も任期中だったらどうかということでございますけども、任期中であつたりしても落とさなければなりません。場所をずっと選定しておきまして、要するに 3 人で共同してやろうということでございますので、3 人が一致しなければ出来ませんけども。最初の年はいいですけども年々年々自分達の仕事がどのような仕事をしたいかということになっていきますので、分かれることとなります。情報発進をする暇がないと思っておりますので。本町のところを、本下商店を借りるという方向で変わって、そこで一緒にやろうかとしておりましたけども、そこがなかなかうまくいかないということもありまして、先程繰越もしました彼杵宿まちなか再生に 2,000 千円繰り越しましたけどもこれとの兼ね合いもあって、一緒にこうやりたかったんですけど、どうしてもそれも無理だということでこれは私が任期があつたにしても落とす予定でございます。

それから次の総務省が 3,000 名の地域おこし協力隊の更に増員ということでございますけども、大変申し訳ないですけど一応要望はしております。是非やらせてくださいということで、当初予算にも継続事業ということで上げておるそうでございますので。そして今回は、特に業種を絞って、例えば遠目の炭焼きに特化するとか、決めて何をしてくれという、そういうような方法でやっていこうということを今のところは考えていますけども果たしてどうなるか。そういうことであります。

○議長（森敏則君）

9 番議員、岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

その当初予算に 3 名上げておられるというのはちょっと私も見ていなかったんですが、そのなかで女性、今その隊員なんかもそういう考えでおられるのかどうか、そのなかです。お尋ねいたします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

女性はですね、公募しますのでどっちが来るかわかりません。女性だけになるあるいは男性だけになる場合もありますけども、前回の経験からいきますと 7 名中女性が 3、4 名ぐらいが確か応募してくれました。ですから今回も来るかわかりませんが、これは全国的に 3,000 名募集ですので逆に今度は協力隊になる人がいません。ですから多分全国どこでも手を挙げても、川棚町も 2 名ということで挙げておられますので、本当にですね来るのか、町の特徴とか今協力隊が現在いるところの町あたりには情報が入りますので、逆に私のところは有利になるかと思っておりますけども、だから女性も有り得ます。

○議長（森敏則君）

6 番議員、吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

5 ページをお願いいたします。先程、繰越明許費のところの自然農園食育推進事業費で認可がされていないので繰越明許費になったということですけど、もうここにはこの前補正の時に洗濯機と

か炊飯器とか買って差し上げたんでしょう、違うんですか。どの部分が何が認可されないのか、これが繰り返したのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長が認可されないというのは私が言いましたとおり、確かに予算は取りました。そして今準備をしておりますけども、運営していくからには何とか地域の方を入れた方がいいので、NPO の話を認可という説明をしております、NPO。ただこれが許可がとれないということですので、これが最終的にはNPOを取らないといけないんですけど。それが5月くらいになるだろうと、4月と言いましたが多分5月くらいになるのじゃないでしょうか。NPOの許可は東彼杵町は27年4月1日からは東彼杵町で許可ができます、分権で。しかしこれがいきなり変われませんので、県にちょっとしてくれと言っておりますのでこれはちょっと時間がかかるかということで、その間に地域の方を入れて仮称で言いました東そのぎ養生ハウス協議会、これを作りましてワンクッションそこに入れて、そしてNPOを最終的に作ってNPOでするようになると思います。その意見を聞かないといけませんから、その仮称で作って受け皿を作っておいてもらいたいと思っております。そして今の生活用品とか何とかの備品は今おられる方で、まだ契約はしていませんけども、そのところは課長の方から説明をさせます。産業振興課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（原田尚登君）

これにつきましては当初、現在契約していますグリーンハンドでしようと思っておりましたけども、いろいろなご意見もありましたし、当然地域の方にもある程度見えるような形で運営をしていきたいということで今NPOを町内で作って運営していくような形で今進めております。今県と協議して中身をチェック、あるいは今から地元の方も入れながら役員とか、あるいはその会員になってもらって進めていきたいということで今取り掛かっている最中でございます。ですから最終的にはそこと全て運営についても契約をしていきたいということで進めております。

○議長（森敏則君）

6番議員、吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

ちょっと混乱してきたんですけど、この12月の議会でその福岡からグリーンハンドの方が説明に来られましたですね。あのときはグリーンハンドさんが常明園の施設を借りて運営をされるということを知ったんですけども、今度その話しがNPOというのが出てきて、その維持管理の主体はどこで、そのNPOさんとそのグリーンハンドさんの関係は、どういう関係になっているんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

産業振興課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（原田尚登君）

基本的にはグリーンハンドから人間を中岳の方に出して、そこに住んでその方が中心となってNPOを組織していくと。ですからグリーンハンドは人を派遣するといいますか、東彼杵町に住ませて運営をしていく。当然今の状況で福岡から運営というのはなかなか難しいですので、グリーンハンドの人を中岳に出して、そこでNPOを作って運営をするという形で今準備を進めています。ですから身分については、グリーンハンドの社員という形になると思いますけど。その方がNPOを作るということです。

○議長（森敏則君）

6番議員、吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

そしたら最終的には、結局その地域の方とその派遣社員のようなグリーンハンドからの派遣社員のような方が、何名か入られて指導をして、そして管理母体というのは、NPOと考えていいんですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

産業振興課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（原田尚登君）

当然そこには常明園の理事長あたりも入ってもらって、NPOで運営していくということでございます。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

すいません、ちょっと私も初めて今聞きましてですね、まだNPOを作ろうということですので、先程の課長はちょっと失言しておりますので、どういうふうにするのかまだ今から人選をしていきますので、5月くらいに間に合うように何かそういう手立てをしていこうと思っておりますので、まだまだ今からその母体の予算をいただいて、また吉永議員から指摘があったように、また廃校にならないようにピシャッとしないといけないですので、十分そのへんは手落ちが無いように慎重にやっていきますのでよろしく願いいたします。

○議長（森敏則君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

他に質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

只今、議題となっています議案第17号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 16 議案第 18 号 平成 26 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計補正予算  
(第 1 号)

○議長（森敏則君）

次に日程第 16、議案第 18 号、平成 26 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 18 号、平成 26 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。内容につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9,824 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 521 千円とするものでございます。

提案の理由は、今回の補正は当初予算にて計上した千綿紡績跡地の測量設計業務委託料について地元との協議に不測の日数を要し、年度内の調整が困難となりこれを減額するものであります。内容につきましては、一般質問等でも説明をいたしましたとおりでございますので、慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（森敏則君）

それではこれより質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第 18 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 18 号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 18 号を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 18 号平成 26 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

## 日程第 17 議案第 19 号 平成 26 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

### ○議長（森敏則君）

次に日程第 17、議案第 19 号平成 26 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

### ○町長（渡邊悟君）

議案第 19 号、平成 26 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,660 千円を減額し歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,331,303 千円とするものでございます。

提案の理由といたしましては、今回の補正の主なものは、歳出での保険給付費で、退職被保険者等療養給付費、退職被保険者等高額療養費を被保険者数の減により、13,000 千円を減額計上しております。また、共同事業拠出金、保健事業費も確定等により、13,600 千円を減額計上いたしております。

一方歳入につきましては、変更決定これは国の変更決定及び確定等によりまして、国民健康保険税、共同事業交付金、国庫支出金をそれぞれ追加計上し、療養給付費交付金、県支出金、財政調整基金繰入金は減額計上して、財源更正等を行っております。詳細につきましては、これは町民生活課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

町民生活課長。

### ○議長（森敏則君）

町長に代わり町民生活課長。

### ○町民生活課長（構浩光君）

議案第 19 号、平成 26 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、町長に代わりまして説明いたします。

予算書歳出 12 ページをお願いします。2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付につきましては、財源更正です。2 目退職被保険者等療養給付につきましては、本年度最終見込み額を算出した結果、減が見込まれるため 12,000 千円を減額計上しています。3 目一般被保険者療養費 200 千円増額補正につきましては、支払実績等から推計した結果不足が見込まれるため増額補正を行うものです。

13 ページをお願いします。2 款 2 項 2 目退職被保険者等高額療養費につきましては、支払実績から推計した結果減が見込まれるため 1,200 千円を減額計上しております。

14 ページをお願いします。3 款 1 項 1 目後期高齢者支援金につきましては、財源更正です。15 ページをお願いします。6 款 1 項 1 目介護納付金につきましても、財源更正です。

16 ページをお願いします。7 款 1 項 1 目高額医療費共同事業拠出金 3,607 千円の減額及び、2 目保険財政共同安定化事業拠出金 8,659 千円の減額はそれぞれの拠出金の額が確定しましたので、減額補正を行うものです。

17 ページをお願いします。8 款 1 項 1 目特定健康診査等事業につきましては財源更正です。

18 ページをお願いします。8 款 2 項 2 目人間ドッグ検診補助金 1,334 千円の減額補正であります。これは受診者の減によりまして検診補助金を減額するものです。

戻っていただいて歳入の5ページをお願いします。1款1項1目一般被保険者保険税4,375千円の追加補正であります。最終収入額を見込み、追加の補正を行うものです。2目退職被保険者等保険税3,740千円の減額補正であります。最終収入額を見込み減額するものです。

6ページをお願いします。3款1項2目高額医療共同事業負担金につきましては、実績見込みより交付額を変更しましたので902千円を減額計上するものです。3目特定健康診査等負担金につきましては、歳出でも説明しましたが健診受診率の減により101千円を減額するものです。

7ページをお願いいたします。3款2項1目定率の国庫負担金では解消できない市町村間の財政不均衡を調整するために交付される財政調整交付金であります。実績見込みにより交付額が変更しましたので5,929千円を追加計上するものです。

8ページをお願いします。4款1項1目退職者医療費の療養給付に対して、社会保険診療報酬支払基金から交付される療養給付費交付金ですが、退職被保険者療養給付金の見込み額減に伴い5,633千円を減額計上するものです。

9ページをお願いします。6款1項1目県高額医療費共同事業負担金は、高額医療共同事業拠出金の4分の1が県負担金として交付されますが、高額医療費共同事業拠出金の減に伴い902千円を減額計上するものです。2目特定健康診査等負担金につきましては、歳出でも説明しましたが健診受診率の減により101千円を減額するものです。

10ページをお願いします。7款1項1目共同事業交付金及び同項2目保険財政共同安定化事業交付金は、本年度分の交付額が確定しましたので、共同事業交付金につきましては、7,809千円の追加、保険財政共同安定化事業交付金は13,945千円を追加するものです。

11ページをお願いします。9款1項1目1節国民健康保険財政基金繰入金47,279千円の減額であります。財政調整交付金、共同事業交付金等の追加及び共同事業拠出金の支出減等により減額をするものです。取崩し後の財政調整基金額は、166,586千円となります。

戻っていただいて1ページ2ページの第1表及び3ページ4ページの事項別明細書につきましては、これまでの説明の積上げですので説明を省略します。以上説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（森敏則君）

それではこれより質疑を行います。質疑がある方はどうぞ。

3番議員、浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

単純なあれなんですけど。18ページの人間ドッグの検診の補助金の減ということであっておりますが、最終的に大体何人くらい。今日の町長の話の中でも結構今デイサービスに通う人が少なくなったというふうな感じでおっしゃっていましたが何人くらいだったんでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

町民生活課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり町民生活課長。

○町民生活課長（構浩光君）

当初予算では170名の計画をしておりました。2月末現在で117名となっております。53名の減になっております。以上です。

○議長（森敏則君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

他に質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。お諮りします。只今議題となっております議案第19号は、会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それではこれから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

それではこれから議案第19号を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、議案第19号、平成26年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第20号 平成26年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第19 議案第21号 平成26年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（森敏則君）

次に日程第18、議案第20号、平成26年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第19、議案第21号、平成26年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、以上2件を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第20号、平成26年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,162千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ431,082千円とするものでございます。

提案の理由といたしましては、歳出につきましては一般管理費に10,602千円の基金積立金を追

加計上し、建設改良費 6,440 千円を工事实績見込みにより減額をいたしております。歳入につきましては、前年度繰越金 10,602 千円を追加計上し、繰入金 4,300 千円、雑入 2,140 千円をそれぞれ減額いたしております。

議案第 21 号、平成 26 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）でございます。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 79,600 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 354,435 千円とするものでございます。

提案の理由といたしましては、今回補正の主なものは、歳出について、建設費 76,600 千円、業務費における運営費 3,000 千円をそれぞれ減額いたしまして、歳入につきましては、分担金及び負担金 534 千円、繰越金 888 千円を増額し、繰入金 4,422 千円、国庫支出金 40,300 千円、町債 36,300 千円をそれぞれ減額いたしております。

詳細につきましては水道課長からそれぞれ説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

水道課長。

**○議長（森敏則君）**

町長に代わり水道課長。

**○水道課長（下野慶計君）**

議案第 20 号、平成 26 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を補足して説明いたします。8 ページをお願いいたします。歳出の 1 款 1 項 1 目一般管理費 25 節積立金は、実績で見込まれます町預金 10,602 千円を財政調整基金に積み増すものでございます。

9 ページ 2 款 1 項 1 目建設改良費 15 節工事請負費につきましては、公共下水道事業に伴う水道管布設替工事の実績により 6,440 千円を減額いたしました。

戻りまして 5 ページをお願いいたします。歳入の 7 款 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、公共下水道に係わる水道管敷設替工事分として計上しておりましたが、実績により 4,300 千円の減額でございます。6 ページ 8 款 1 項 1 目繰越金は前年度繰越金を満額計上いたしました。7 ページ 9 款 2 項 3 目雑入につきましては、公共下水道工事に係わる補償費の実績減により 2,140 千円を減額いたしました。

戻りまして 1 ページから 4 ページにつきましては、積上げでございますので説明を省略いたします。

次に、議案第 21 号、平成 26 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を補足して説明いたします。11 ページの歳出からお願いいたします。1 款 1 項 1 目一般管理費で一般会計繰入金から自主財源への財源更正をいたしております。

12 ページ 1 款 2 項 1 目排水費 13 節委託料につきましては、入札並びに見積り合わせにより 3,000 千円を減額しております。

13 ページの 2 款 1 項 1 目下水道建設費につきましては、補助金交付決定額の減により減額しております。

戻りまして歳入の 6 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目の下水道事業負担金につきましては、収入見込み分 534 千円を追加計上いたしました。

7 ページ 3 款 1 項 1 目下水道事業費国庫負担金は交付決定額の減によりまして、40,300 千円を減

額いたしました。8 ページ 4 款 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、差し引きによりまして一般会計からの繰入金を 4,422 千円減額するものです。

9 ページ 5 款 1 項 1 目繰越金は、前年度繰越金を満額計上しました。

10 ページ 7 款 1 項 1 目下水道事業債につきましては、対象事業費の減により減額計上しています。戻りまして 3 ページの第 2 表地方債補正は、負債限度額を 71,500 千円に減額するものです。

1 ページ 2 ページ 4 ページ 5 ページにつきましては、積上げでございますので説明を省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（森敏則君）

それではこれから、一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせ下さい  
[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。只今議題となっています議案第 20 号、議案第 21 号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

散 会（午後 17 時 39 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

平成 28 年 3 月 30 日

議 長 森 敏則

署名議員 浪瀬 真悟

署名議員 滝川 初夫